

令和3年度 事業概要

水道事業

工業用水道事業

下水道事業

集落排水事業

呉市上下水道局

目次

第1章 水道事業

1 概況

(1) 施設の概要	1
(2) 施設能力及び配水系統図	2
(3) 給水区域概要図	3
(4) 業務概況	4
(5) 給水戸数及び給水人口の推移	5

2 業務状況

(1) 取水量	6
(2) 配水量	7
(3) 有収水量	7
(4) 配水量分析	8
(5) 水質試験検査基準	9
(6) 配水管布設延長及び消火栓設置数	10
(7) 導送配水管修繕工事施行件数	11
(8) 給水装置修繕工事施行件数	11
(9) 水道メータ設置数	12
(10) 水道メータ取替個数	12
(11) 水道料金収納状況	13
(12) 分担金調定状況	15

3 財務

(1) 損益計算書	16
(2) 資本的収入及び支出	18
(3) 貸借対照表	19

4 経営分析

5 料金・分担金

(1) 水道料金表	23
(2) 分担金	24

第2章 工業用水道事業

1 概況

(1) 業務概況	25
----------	----

2 業務状況

(1) 配水量	26
(2) 給水先事業所別使用水量	27
(3) 配水管布設延長	28
(4) 導送配水管修繕工事施行件数	28
(5) 工業用水道料金収納状況	28

3 財務

(1) 損益計算書	29
(2) 資本的収入及び支出	30
(3) 貸借対照表	31

4 経営分析

5 工業用水道料金表

第3章 下水道事業

1 概況	
(1) 業務概況	35
(2) 普及率の現況及び推移	36
2 整備計画の概要表	
(1) 全体計画	37
(2) 事業計画	37
3 汚水の状況	
(1) 整備状況	38
(2) 汚水の整備状況図	39
(3) 管渠の整備状況	40
(4) ポンプ場の整備状況	40
4 雨水の状況	
(1) 整備状況	41
(2) 雨水の整備状況図	41
(3) 管渠の整備状況	42
(4) ポンプ場の整備状況	42
5 終末処理場の整備状況	43
6 運転状況等	
(1) ポンプ場の運転状況	44
(2) 処理場の運転状況	45
(3) 排水水質等の規制	49
(4) 下水道使用料の収納状況	51
(5) 下水道事業受益者負担金・分担金の 収納状況	51
7 財務	
(1) 損益計算書	52
(2) 資本的収入及び支出	53
(3) 貸借対照表	54
8 経営分析	56
9 使用料, 受益者負担金等	
(1) 下水道使用料表	58
(2) 井戸水使用者について	59
(3) 下水道事業受益者負担金・分担金	59
10 普及促進対策	
(1) 水洗便所等改造資金利子補給制度	60
(2) 呉市私道内下水道管布設制度	62

第4章 集落排水事業

(1) 整備状況	63
(2) 処理施設の状況	64
(3) 処理場	64
(4) 財政状況	65
(5) 集落排水処理施設使用料	66
(6) 集落排水事業受益者分担金	66
(7) 水洗便所等改造資金利子補給制度	66

資料

1 組織図	67
2 沿革	
(1) 水道事業	68
(2) 工業用水道事業	71
(3) 下水道事業	72
(4) 集落排水事業	74
(参考) 簡易水道事業	75
3 年表	
(1) 水道事業	78
(2) 工業用水道事業	84
(3) 下水道事業	86
4 料金・使用料等の変遷	
(1) 水道料金	88
(2) 分担金(水道)	90
(3) 工業用水道料金	90
(4) 下水道使用料	91
5 その他	
(1) 維持管理区分	93
(2) 上下水道財政のしくみ	94
(3) 下水処理フロー	95

第1章 水道事業

1 概況

(1) 施設の概要(工業用水道を含む。)

(令和4年3月31日現在)

水源	水源地名	貯水及び取水能力	導水管延長	浄水場名	浄水施設		送水管延長	配水池数	配水池容量	一日配水能力			
					急速ろ過池 数合計	一日 ろ過能力				上水道	工業用水道	合計	
太田川	広島水道用水 供給水道	浄水 (本庄水系) (受水)16.96千m ³ /日	—	—	—	—	65,806	13	15,280	16,960	—	16,960	
		浄水 (安浦水系) (受水)5.1千m ³ /日	—	—	—	—		10	3,904	5,100	—	5,100	
		浄水 (宮原水系) (受水)14.86千m ³ /日	—	—	—	—		46	8,739	14,860	—	14,860	
		沈でん水 (受水)23.5千m ³ /日	—	—	—	—		—	—	—	—	—	—
	戸坂取水場	(取水)23千m ³ /日	—	—	宮原浄水場	(1) 6		82,000	39	76,323	78,800	67,000	145,800
	太田川東部 工業用水道	(取水)50千m ³ /日	—	—									
三永水源地振替分	(取水)35千m ³ /日	—	—										
二河川	二河水源地	(取水)12千m ³ /日	5,727	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	本庄水源地	(貯水)1,959千m ³ (取水)36千m ³ /日	9,829	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
黒瀬川	二級水源地	(取水)50千m ³ /日	606	—	—	—	—	—	—	—	50,000	50,000	
	三永水源地	(貯水)2,640千m ³ (取水)35千m ³ /日	23,115	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	二級貯水池	(取水)12千m ³ /日	—	石内浄水場を廃止したため取水はない。									
合計	(取水・受水) 278.42千m ³ /日	39,277	—	(1) 6	82,000	65,806	108	104,246	115,720	117,000	232,720		

(注)1 工業用水道施設を含む。

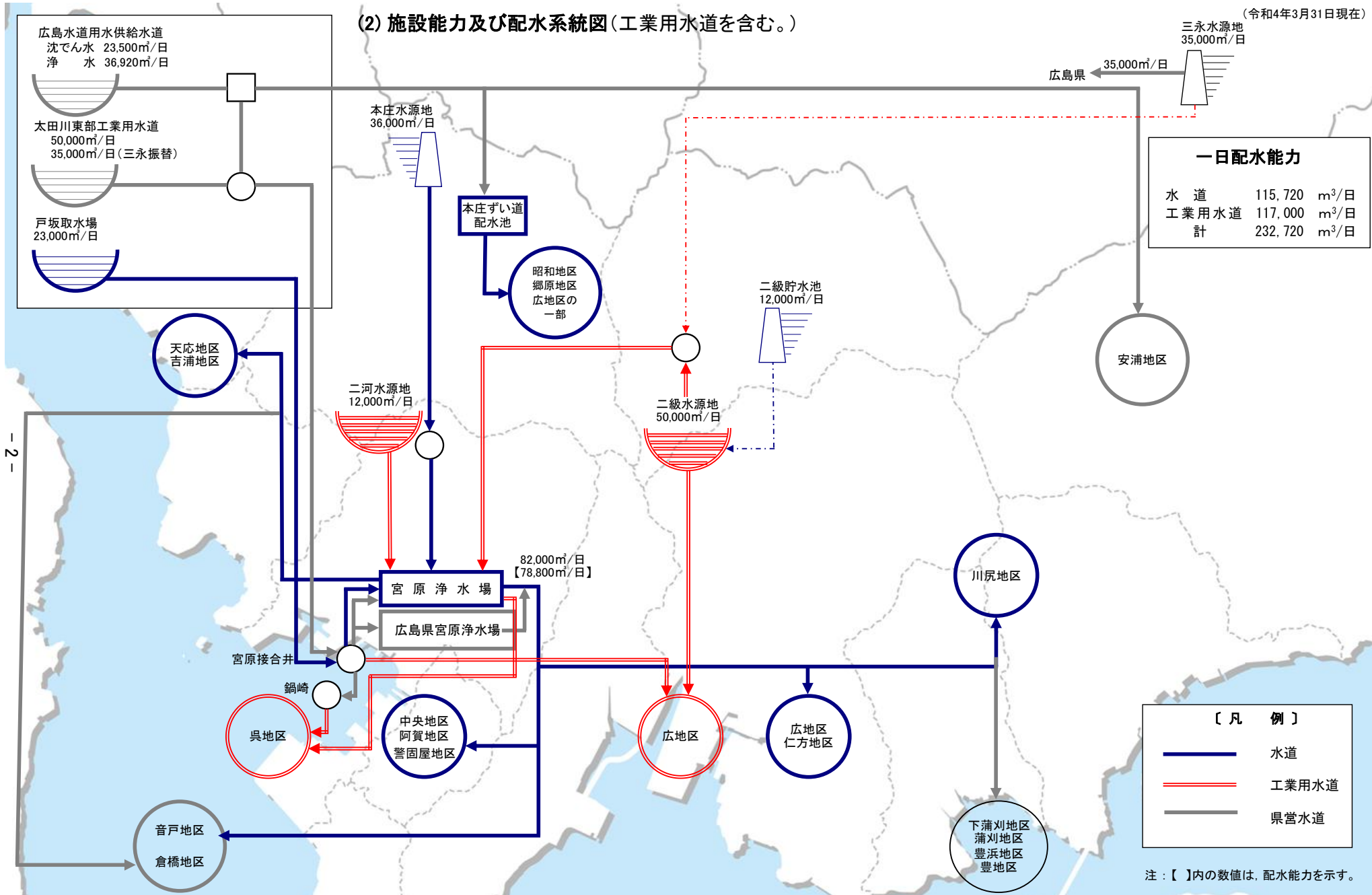
2 ろ過池数の()は、予備池数で内数

3 導水管延長及び送水管延長は、令和3年度から水道施設情報管理システムを使用して算定している。

4 三坂地水源地は、令和3年3月31日をもって廃止した。

(2) 施設能力及び配水系統図(工業用水道を含む。)

(令和4年3月31日現在)



(4) 業務概況

区分		単位	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
行政区域内人口		人	226,725	223,685	220,342	216,273	211,359
行政区域内世帯数		世帯	110,559	110,204	109,542	108,381	106,718
計画給水人口		人	251,400	251,400	251,400	251,400	251,400
給水人口		人	225,097	222,099	218,768	214,708	209,780
普及率		%	99.3	99.3	99.3	99.3	99.3
給水戸数		戸	113,372	112,976	112,071	111,516	110,788
給水件数		件	106,562	105,928	104,959	104,414	103,583
配水管延長		m	1,302,469	1,301,822	1,300,294	1,301,232	1,293,723
配水能力		m ³ /日	115,720	115,720	115,720	115,720	115,720
年間配水量		m ³	24,454,782	24,132,093	23,531,119	23,404,808	22,782,551
1日平均配水量		m ³	66,999	66,115	64,293	64,123	62,418
1日最大配水量		m ³	12月30日 74,583	12月31日 73,363	12月31日 70,866	1月11日 76,107	12月31日 69,311
年間有収水量		m ³	22,480,993	21,651,269	21,470,844	21,522,668	21,015,339
年間無収・無効水量		m ³	1,973,789	2,480,824	2,060,275	1,882,140	1,767,212
有収率		%	91.9	89.7	91.2	92.0	92.2
負荷率		%	89.8	90.1	90.7	84.3	90.1
施設利用率		%	57.9	57.1	55.6	55.4	53.9
最大稼働率		%	64.5	63.4	61.2	65.8	59.9
給水人口一人当たり有収水量(一般用)		m ³	99	97	98	100	100
一人1日最大配水量		ℓ	331	330	324	354	330
職員数	職員	人	105	101	93	92	90
	再任用	人	4	3	2	3	5

- (注) 1 給水戸数は給水を受けている戸数、給水件数は水道使用契約の件数を示す。
 2 配水管延長は令和3年度から水道施設情報管理システムを使用して算定している。
 3 職員数に上下水道事業管理者は含まない。

(5) 給水戸数及び給水人口の推移

(単位:戸,人)

区分		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
中央地区	給水戸数	29,127	29,324	29,114	28,807	28,672
	給水人口	50,052	49,922	49,364	48,384	47,652
宮原地区	給水戸数	3,923	3,865	3,943	3,893	3,798
	給水人口	7,304	7,149	7,190	6,977	6,762
吉浦地区	給水戸数	4,882	4,825	4,776	4,753	4,781
	給水人口	10,265	10,067	9,855	9,729	9,576
警固屋地区	給水戸数	2,573	2,513	2,415	2,373	2,290
	給水人口	4,659	4,516	4,305	4,189	3,994
阿賀地区	給水戸数	7,704	7,629	7,551	7,512	7,383
	給水人口	15,525	15,248	15,043	14,750	14,349
広地区	給水戸数	22,880	22,916	22,684	22,611	22,633
	給水人口	46,952	46,651	45,972	45,289	44,427
仁方地区	給水戸数	2,991	2,980	2,970	2,956	2,925
	給水人口	6,335	6,263	6,196	6,096	5,966
天応地区	給水戸数	1,973	1,890	1,869	1,894	1,898
	給水人口	4,087	3,874	3,807	3,798	3,761
昭和地区	給水戸数	13,905	13,844	13,816	13,902	13,816
	給水人口	33,286	32,913	32,504	32,100	31,473
郷原地区	給水戸数	1,797	1,785	1,758	1,806	1,793
	給水人口	4,245	4,183	4,102	3,955	3,835
川尻地区	給水戸数	3,750	3,722	3,686	3,688	3,638
	給水人口	8,396	8,231	8,171	8,034	7,677
音戸地区	給水戸数	5,879	5,828	5,763	5,715	5,649
	給水人口	11,749	11,465	11,196	10,931	10,565
安浦地区	給水戸数	4,391	4,334	4,318	4,356	4,337
	給水人口	10,647	10,374	10,200	9,994	9,724
倉橋地区	給水戸数	3,118	3,081	3,052	3,010	2,996
	給水人口	5,257	5,109	4,938	4,816	4,582
下蒲刈地区	給水戸数	873	870	854	836	816
	給水人口	1,439	1,406	1,369	1,322	1,271
蒲刈地区	給水戸数	1,180	1,181	1,162	1,139	1,122
	給水人口	1,687	1,644	1,587	1,499	1,464
豊浜地区	給水戸数	1,040	1,022	996	960	960
	給水人口	1,391	1,320	1,273	1,220	1,160
豊地区	給水戸数	1,386	1,367	1,344	1,305	1,281
	給水人口	1,821	1,764	1,696	1,625	1,542
水道事業計	給水戸数	113,372	112,976	112,071	111,516	110,788
	給水人口	225,097	222,099	218,768	214,708	209,780

(注) 給水戸数は給水を受けている戸数を示す。

2 業務状況

(1) 取水量(工業用水道事業を含む。)

(単位:m³)

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度		
	年間	年間	年間	年間	年間	1日平均	
戸坂	7,946,442	7,796,501	7,924,991	6,932,187	7,213,761	19,764	
広島水道用水供給水道	沈でん水	5,348,345	5,197,175	5,218,062	5,090,655	5,019,115	13,751
	浄水(宮原水系)	2,100,175	2,085,496	2,094,783	2,097,123	2,002,559	5,486
	浄水(本庄水系)	3,758,745	3,669,598	3,806,184	3,953,717	3,862,923	10,583
	浄水(安浦系)	1,006,309	1,023,445	938,019	930,063	914,077	2,504
	計	12,213,574	11,975,714	12,057,048	12,071,558	11,798,674	32,325
本庄	5,447,134	5,899,357	5,256,454	4,745,706	4,680,384	12,823	
二河	4,979,175	5,092,521	3,483,916	2,574,111	3,115,200	8,535	
二級	12,231,070	3,203,230	10,412,971	13,230,515	12,898,409	35,338	
太田川東部工業用水道	20,691,231	23,927,594	21,374,606	21,999,599	19,531,714	53,512	
三坂地	3,084,090	3,069,740	2,972,780	1,781,010	-	-	
合計	66,592,716	60,964,657	63,482,766	63,334,686	59,238,142	162,296	
三永	広島県	6,531,675	6,714,970	7,910,220	9,070,767	9,829,803	26,931
	市内	-	-	-	-	-	-

(注) 1 太田川東部工業用水道には、三永振替分を含む。

2 合計は、三永(広島県)を除く。

3 三坂地水源地は、令和3年3月31日をもって廃止した。

(2) 配水量(単位:m³)

区分		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
宮原		17,589,553	17,353,554	16,692,133	16,423,905	16,002,992
広島 水道 用水 供給 水道	浄水 (宮原水系)	2,100,175	2,085,496	2,094,783	2,097,123	2,002,559
	浄水 (本庄水系)	3,758,745	3,669,598	3,806,184	3,953,717	3,862,923
	浄水 (安浦水系)	1,006,309	1,023,445	938,019	930,063	914,077
	計	6,865,229	6,778,539	6,838,986	6,980,903	6,779,559
合計		24,454,782	24,132,093	23,531,119	23,404,808	22,782,551
1日最大		(12月30日) 74,583	(12月31日) 73,363	(12月31日) 70,866	(1月11日) 76,107	(12月31日) 69,311
1日平均		66,999	66,115	64,293	64,123	62,418

(3) 有収水量**用途別使用水量**(単位:m³)

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
一般用	22,360,482	21,544,683	21,367,041	21,425,724	20,925,869
一般公衆浴場用	101,729	94,011	96,108	89,099	83,523
臨時用	14,051	12,575	7,695	7,845	5,947
夜間給水	4,731	-	-	-	-
合計	22,480,993	21,651,269	21,470,844	21,522,668	21,015,339

(4) 配水量分析

(単位: m³, %)

区分	平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度	
	水量	構成比率	水量	構成比率	水量	構成比率	水量	構成比率	水量	構成比率
配水量	24,454,782	100.0	24,132,093	100.0	23,531,119	100.0	23,404,808	100.0	22,782,551	100.0
有効水量	23,497,382	96.1	22,663,017	93.9	22,585,040	95.9	22,644,693	96.8	22,117,064	97.1
有収水量	22,480,993	91.9	21,651,269	89.7	21,470,844	91.2	21,522,668	92.0	21,015,339	92.2
料金水量	22,480,993	91.9	21,651,269	89.7	21,470,844	91.2	21,522,668	92.0	21,015,339	92.2
無収水量	1,016,389	4.2	1,011,748	4.2	1,114,196	4.7	1,122,025	4.8	1,101,725	4.9
メータ不感水量	674,430	2.8	649,538	2.7	644,125	2.7	645,679	2.8	630,459	2.8
局事業用水量	340,256	1.4	361,096	1.5	468,200	2.0	475,370	2.0	465,966	2.1
その他	1,703	0.0	1,114	0.0	1,871	0.0	976	0.0	5,300	0.0
無効水量	957,400	3.9	1,469,076	6.1	946,079	4.1	760,115	3.2	665,487	2.9
調定減額水量	68,870	0.3	180,037	0.8	72,040	0.4	101,191	0.4	44,188	0.2
漏水量	886,085	3.6	1,286,626	5.3	871,686	3.7	656,584	2.8	619,022	2.7
その他	2,445	0.0	2,413	0.0	2,353	0.0	2,340	0.0	2,277	0.0

(5) 水質試験検査基準

ア 基準項目

	項目名	基準値
1	一般細菌	100N/ml以下
2	大腸菌	検出されないこと
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下
5	セレン及びその化合物	0.01mg/L以下
6	鉛及びその化合物	0.01mg/L以下
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下
8	六価クロム化合物	0.02mg/L以下
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下
13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/L以下
14	四塩化炭素	0.002mg/L以下
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下
16	シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下
17	ジクロロメタン	0.02mg/L以下
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
19	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下
20	ベンゼン	0.01mg/L以下
21	塩素酸	0.6mg/L以下
22	クロロ酢酸	0.02mg/L以下
23	クロロホルム	0.06mg/L以下
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下
25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/L以下
26	臭素酸	0.01mg/L以下
27	総トリハロメタン	0.1mg/L以下
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下
29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/L以下
30	ブロモホルム	0.09mg/L以下
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下
32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/L以下
33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下
34	鉄及びその化合物	0.3mg/L以下
35	銅及びその化合物	1.0mg/L以下
36	ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下
37	マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下
38	塩化物イオン	200mg/L以下
39	カルシウム, マグネシウム等(硬度)	300mg/L以下
40	蒸発残留物	500mg/L以下
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下
42	ジェオスミン	0.00001mg/L以下
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下
45	フェノール類	0.005mg/L以下
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/L以下
47	pH値	5.8以上8.6以下
48	味	異常でないこと
49	臭気	異常でないこと
50	色度	5度以下
51	濁度	2度以下

イ 水質管理目標設定項目

	項目名	目標値
1	アンチモン及びその化合物	0.02mg/L以下
2	ウラン及びその化合物	0.002mg/L以下(*)
3	ニッケル及びその化合物	0.02mg/L以下
5	1, 2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下
8	トルエン	0.4mg/L以下
9	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.08mg/L以下
10	亜塩素酸	0.6mg/L以下
12	二酸化塩素	0.6mg/L以下
13	ジクロロアセトニトリル	0.01mg/L以下(*)
14	抱水クロラール	0.02mg/L以下(*)
15	農薬類	1以下
16	残留塩素	1mg/L以下
17	カルシウム, マグネシウム等(硬度)	10mg/L以上 100mg/L以下
18	マンガン及びその化合物	0.01mg/L以下
19	遊離炭酸	20mg/L以下
20	1, 1, 1-トリクロロエタン	0.3mg/L以下
21	メチル-t-ブチルエーテル	0.02mg/L以下
22	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3mg/L以下
23	臭気強度(TON)	3以下
24	蒸発残留物	30mg/L以上 200mg/L以下
25	濁度	1度以下
26	pH値	7.5程度
27	ランゲリア指数	-1程度以上とし、 極力0に近づける
28	従属栄養細菌	2000N/ml以下(*)
29	1, 1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下
30	アルミニウム及びその化合物	0.1mg/L以下
31	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)	和として、 0.00005mg/L以下(*)

- (注) 1 二酸化塩素は、二酸化塩素消毒をしていないので、省略する。
- 2 有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)は、有機物(全有機炭素(TOC)の量)を測定しているため、省略する。
- 3 目標値の欄の(*)は、暫定値を示す。
- 4 水質管理目標設定項目の4, 6, 7, 11は欠番である。

* 令和3年度の定期検査(市内12か所で実施)は、全て基準値に適合していた。

(6) 配水管布設延長及び消火栓設置数

ア 配水管布設延長

(単位:m)

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
口径75mm未満	310,234	310,500	311,028	311,351	320,042
口径75mm	111,218	110,642	109,960	108,746	114,084
口径100mm	389,011	390,634	391,457	392,445	395,850
口径125mm	2,512	2,486	2,406	2,406	221
口径150mm	239,797	237,864	236,657	236,636	230,810
口径200mm	105,011	104,909	104,656	104,785	102,332
口径250mm	56,862	56,964	57,006	57,661	45,532
口径300mm	24,119	24,119	23,782	24,080	28,555
口径350mm	12,180	12,180	11,816	11,596	14,811
口径400mm	18,389	18,389	18,389	18,389	12,821
口径450mm	2,329	2,329	2,329	2,329	3,013
口径500mm	9,721	9,721	9,721	9,721	5,794
口径550mm	919	919	919	919	-
口径600mm	12,602	12,602	12,602	12,602	11,837
口径700mm	3,777	3,778	3,778	3,778	4,502
口径800mm以上	3,788	3,788	3,788	3,788	3,519
合計	1,302,469	1,301,822	1,300,294	1,301,232	1,293,723

(注) 令和3年度から水道施設情報管理システムを使用して算定している。

イ 消火栓設置数

(単位:基)

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
消火栓	5,237	5,240	5,241	5,244	5,241

(注) 消火栓数は、単口消火栓、双口消火栓及び空気弁付消火栓の総数

(7) 導送配水管修繕工事施行件数

(単位:件)

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
ダクタイトル鋳鉄管	5	16	7	8	8
鋳鉄管	4	7	2	5	2
ビニル管	48	47	48	45	44
鋼管	7	11	4	5	4
その他	9	19	9	5	7
合計	73	100	70	68	65

(8) 給水装置修繕工事施行件数

(単位:件)

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
鉛管	20	22	20	23	23
ビニル管	171	176	139	184	123
鋼管	22	24	23	23	20
分水栓	29	25	18	8	18
止水栓	166	181	166	179	193
メータユニオン	2	13	16	5	14
ポリエチレン管	3	4	1	4	1
その他	33	76	80	94	22
合計	446	521	463	520	414

(注) 「その他」の数値は、調査・立会件数を除く。

(9) 水道メータ設置数

(単位:個)

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
口径 13mm	73,883	72,407	70,481	68,258	67,214
口径 20mm	21,165	21,571	21,861	22,173	22,588
口径 25mm	6,913	6,803	6,693	6,599	6,552
口径 40mm	1,462	1,466	1,459	1,452	1,441
口径 50mm	519	530	533	537	537
口径 75mm	128	127	128	127	127
口径100mm	50	49	49	49	49
口径150mm	20	20	20	20	20
口径200mm	3	3	3	3	3
口径250mm	-	-	-	-	-
口径300mm	-	-	-	-	-
口径350mm	-	-	-	-	-
合計	104,143	102,976	101,227	99,218	98,531

(10) 水道メータ取替個数

(単位:個)

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
口径 13mm	9,680	11,534	11,105	6,823	9,820
口径 20mm	2,753	3,443	2,948	3,276	2,581
口径 25mm	1,029	1,270	774	855	671
口径 40mm	119	77	312	220	132
口径 50mm	42	22	101	62	55
口径 75mm	11	1	24	17	13
口径100mm	1	10	7	5	4
口径150mm	1	2	-	2	2
口径200mm	-	2	-	-	1
口径250mm	-	-	-	-	-
合計	13,636	16,361	15,271	11,260	13,279

(11) 水道料金収納状況

(金額は消費税込み)

区分	調定		収納			
	件数(件)	金額(円)	件数(件)	金額(円)		
平成29年度	683,259	5,251,749,745	627,012	5,025,172,685		
平成30年度	678,623	4,971,573,918	622,734	4,755,719,498		
令和元年度	676,218	5,029,772,139	621,648	4,817,122,730		
令和2年度	672,283	5,480,649,933	618,344	5,248,989,723		
令和3年度	669,580	5,443,707,644	615,794	5,216,224,069		
徴収別	納付制	一般用	94,614	995,324,808	88,814	956,854,408
		一般公衆浴場用	-	-	-	-
		臨時用	119	4,495,230	119	4,495,230
		合計	94,733	999,820,038	88,933	961,349,638
	口座制	一般用	574,790	4,436,793,882	526,810	4,248,243,858
		一般公衆浴場用	49	6,985,074	43	6,521,923
		臨時用	8	108,650	8	108,650
		合計	574,847	4,443,887,606	526,861	4,254,874,431

(金額は消費税込み)

区分	未納		収納率(%)			
	件数(件)	金額(円)	件数	金額		
平成29年度	56,247	226,577,060	91.8	95.7		
平成30年度	55,889	215,854,420	91.8	95.7		
令和元年度	48,864	177,801,453	91.6	95.6		
令和2年度	53,939	231,660,210	92.0	95.8		
令和3年度	53,786	227,483,575	92.0	95.8		
徴収別	納付制	一般用	5,800	38,470,400	93.9	96.1
		一般公衆浴場用	-	-	-	-
		臨時用	-	-	100.0	100.0
		合計	5,800	38,470,400	93.9	96.2
	口座制	一般用	47,980	188,550,024	91.7	95.8
		一般公衆浴場用	6	463,151	87.8	93.4
		臨時用	-	-	100.0	100.0
		合計	47,986	189,013,175	91.7	95.7

- (注) 1 平成29年度未納額には、口座制の3月調定後期分(4月引落とし)173,282,518円を含む。
2 平成30年度未納額には、口座制の3月調定後期分(4月引落とし)166,906,828円を含む。
3 令和元年度未納額には、口座制の3月調定後期分(4月引落とし)169,068,959円を含む。
4 令和2年度未納額には、口座制の3月調定後期分(4月引落とし)187,437,952円を含む。
5 令和3年度未納額には、口座制の3月調定後期分(4月引落とし)180,043,790円を含む。

(12) 分担金調定状況

(単位:件,円,金額は消費税抜き)

区分	平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
新設	13mm	121	6,050,000	76	3,800,000	125	6,250,000	98	4,900,000	45	2,250,000
	20mm	210	25,200,000	189	22,680,000	191	22,920,000	182	21,840,000	183	21,960,000
	25mm	5	900,000	6	1,080,000	5	900,000	9	1,620,000	6	1,080,000
	40mm	6	3,600,000	8	4,800,000	3	1,800,000	2	1,200,000	4	2,400,000
	50mm	2	2,160,000	3	3,240,000	2	2,160,000	2	2,160,000	1	1,080,000
	75mm	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	100mm	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	150mm	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	計	344	37,910,000	282	35,600,000	326	34,030,000	293	31,720,000	239	28,770,000
口径変更	171	22,940,000	203	24,110,000	194	18,670,000	181	24,570,000	186	29,760,000	
合計	515	60,850,000	485	59,710,000	520	52,700,000	474	56,290,000	425	58,530,000	

3 財務

(1) 損益計算書

(単位:千円, 消費税抜き)

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
収入	5,744,505	5,852,425	5,505,628	5,812,747	5,736,079
営業収益	5,278,531	4,953,155	5,032,263	5,404,729	5,333,415
給水収益	4,863,765	4,604,250	4,635,690	4,983,529	4,949,975
受託工事収益	5,898	5,749	5,644	6,380	6,555
管理受託収益	108,441	110,536	102,831	95,590	104,579
一般会計負担金	85,150	29,634	47,441	33,924	32,135
その他営業収益	215,276	202,987	240,657	285,306	240,171
営業外収益	460,281	427,809	416,137	396,624	398,930
受取利息	489	246	780	363	220
一般会計補助金	79,881	59,311	55,974	56,656	52,533
分担金	60,850	59,710	52,700	56,290	58,530
補償金	-	574	-	-	-
長期前受金戻入	296,639	282,152	276,441	272,779	275,952
雑収益	22,422	25,816	30,242	10,535	11,695
特別利益	5,693	471,461	57,228	11,394	3,735
固定資産売却益	-	431,476	731	-	-
その他特別利益	5,693	39,984	56,497	11,394	3,735

(注) 各項目を四捨五入しているため、合計と一致しない場合がある。

(単位:千円,消費税抜き)

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
支出	5,711,889	5,693,643	5,388,548	5,329,318	5,332,953
営業費用	5,058,198	5,127,339	5,152,814	5,094,525	5,133,156
原水費	510,886	527,225	426,640	446,158	412,858
浄水費	261,076	271,136	131,238	142,471	159,156
配水費	1,399,487	1,405,683	1,410,330	1,350,761	1,380,638
給水費	247,662	274,985	293,077	276,108	289,390
受託工事費	7,498	7,615	8,170	8,405	9,058
管理受託費	104,570	105,324	97,457	90,283	99,323
業務費	289,649	289,515	307,035	312,641	312,488
総係費	466,964	351,131	735,774	734,263	696,538
減価償却費	1,713,042	1,730,077	1,723,099	1,706,632	1,762,479
資産減耗費	57,351	164,641	19,995	26,805	11,228
その他営業費用	12	6	-	-	-
営業外費用	273,454	257,928	235,733	215,966	199,797
支払利息	271,860	255,926	235,317	215,363	199,121
雑支出	1,594	2,002	416	603	676
特別損失	380,237	308,377	-	18,827	-
固定資産売却損	-	-	-	14,642	-
減損損失	380,237	-	-	-	-
災害による損失	-	308,377	-	-	-
その他特別損失	-	-	-	4,185	-
収支差引	32,616	158,781	117,081	483,429	403,126
経常損益	407,160	△4,302	59,853	490,862	399,392
当年度純損益	32,616	158,781	117,081	483,429	403,126

(注) 各項目を四捨五入しているため、合計と一致しない場合がある。

(2) 資本的收入及び支出

(単位:千円, 消費税込み)

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
収入	1,774,739	835,674	1,163,944	1,668,272	757,397
企業債	1,556,000	360,100	944,200	1,260,100	525,800
固定資産売却代金	-	12,886	38	3,301	-
負担金	21,622	2,254	-	17,390	9,450
受託金	54,346	376,904	9,140	23,087	41,329
補助金	105,042	43,660	166,821	319,674	136,000
出資金	37,729	39,870	43,744	44,721	44,818
支出	3,870,408	2,657,214	2,852,982	3,531,531	2,978,654
建設改良費	2,704,577	1,400,646	1,546,771	2,163,171	1,640,397
建設事務費	318,193	289,734	273,726	256,650	272,542
宮原浄水場統合整備事業費	1,135,995	183,366	-	-	-
水道管路整備事業費	897,037	437,515	932,777	1,142,392	1,039,087
水道施設整備事業費	308,032	390,305	268,343	450,318	300,706
災害復旧事業費	-	77,910	60,145	287,912	-
量水器費	2,203	2,033	1,747	2,067	1,857
固定資産購入費	28,934	19,782	10,033	23,834	26,205
リース債務償還金	14,184	-	-	-	-
企業債償還金	1,158,810	1,245,874	1,302,977	1,354,060	1,338,257
出資金	-	3,132	-	-	-
国庫補助金返還金	7,021	7,562	3,234	14,300	-
収支差引不足額	△2,095,670	△1,821,540	△1,689,038	△1,863,258	△2,221,257
補填財源					
当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額	166,716	54,188	110,622	140,557	119,622
減債積立金	336,000	32,000	-	158,000	117,000
建設改良積立金	371,083	-	-	-	414,000
損益勘定留保資金	1,221,870	1,735,352	1,578,417	1,564,702	1,570,635

(注) 各項目を四捨五入しているため、合計と一致しない場合がある。

(3) 貸借対照表

ア 資産

(単位:千円)

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
固定資産	41,542,822	40,687,266	40,380,314	40,601,701	40,322,862
有形固定資産	41,486,421	40,632,125	40,329,339	40,554,622	40,279,304
土地	687,336	674,450	678,767	675,268	691,089
建物	1,542,223	1,452,497	1,390,117	1,367,692	1,306,565
構築物	35,111,415	34,367,210	34,159,957	34,154,441	34,098,373
機械及び装置	3,758,483	3,776,765	3,668,089	3,946,232	3,689,090
車両運搬具	10,661	9,247	6,810	20,996	23,975
船舶	8,565	7,748	6,930	6,112	5,295
工具, 器具及び備品	71,171	70,071	55,901	42,523	33,936
リース資産	6,702	3,168	2,993	2,993	2,993
建設仮勘定	289,865	270,968	359,775	338,364	427,986
無形固定資産	56,401	51,347	46,335	41,343	36,353
施設利用権	56,401	51,347	46,335	41,343	36,353
投資その他の資産	-	3,794	4,640	5,737	7,205
投資有価証券	-	3,794	4,640	5,737	7,205
流動資産	2,658,755	2,632,993	2,517,124	2,878,115	2,773,450
現金・預金	2,154,129	2,026,377	1,866,539	2,117,825	2,226,600
未収金	448,359	516,855	536,414	642,619	431,324
貸倒引当金	△1,575	△1,034	△1,011	△1,232	△963
貯蔵品	32,400	32,878	32,589	35,391	38,480
前払費用	75	75	75	75	75
前払金	-	23,128	29,652	37,675	28,407
その他流動資産	25,368	34,714	52,866	45,762	49,528
資産合計	44,201,577	43,320,260	42,897,438	43,479,817	43,096,312

(注) 各項目を四捨五入しているため、合計と一致しない場合がある。

イ 負債・資本

(単位:千円)

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
固定負債	18,280,489	17,379,061	17,081,548	17,140,746	16,410,157
企業債	18,122,976	17,180,099	16,770,239	16,692,083	15,850,864
引当金	157,513	198,962	311,309	448,663	559,292
流動負債	2,022,479	2,081,239	1,899,029	1,883,043	1,897,264
企業債	1,245,874	1,302,977	1,354,060	1,338,257	1,367,018
未払金	521,845	549,438	342,404	371,567	371,211
未払費用	59,796	2,496	1,293	977	935
前受金	9,471	29,529	17,727	18,897	15,483
引当金	74,044	109,549	99,288	69,934	65,536
預り金	70,968	80,436	74,864	71,989	63,203
その他流動負債	40,480	6,814	9,393	11,422	13,876
繰延収益	5,959,018	5,721,056	5,615,993	5,625,912	5,507,610
長期前受金	12,962,945	12,997,513	13,156,426	13,409,265	13,542,212
長期前受金収益化累計額	△7,003,927	△7,276,457	△7,540,432	△7,783,354	△8,034,603
負債合計	26,261,986	25,181,355	24,596,570	24,649,701	23,815,030
資本金	14,914,432	15,903,094	15,978,838	16,023,559	16,226,377
資本金	14,914,432	15,903,094	15,978,838	16,023,559	16,226,377
剰余金	3,025,159	2,235,149	2,320,522	2,803,952	3,050,831
資本剰余金	1,083,067	1,083,067	1,083,359	1,083,359	1,085,113
国庫(県)補助金	74,101	74,101	74,101	74,101	74,101
工事負担金	180,521	180,521	180,521	180,521	180,521
繰入金	66,096	66,096	66,096	66,096	66,096
受贈財産評価額	762,349	762,349	762,641	762,641	764,395
利益剰余金	1,942,092	1,152,082	1,237,163	1,720,592	1,965,719
減債積立金	-	-	158,000	117,000	69,000
建設改良積立金	-	-	-	-	-
当年度未処分利益剰余金	1,942,092	1,152,082	1,079,163	1,603,592	1,896,719
(うち積立金への積立可能額)	(993,301)	(1,120,082)	(1,079,163)	(1,445,592)	(1,365,719)
評価差額等	-	662	1,508	2,605	4,073
投資有価証券評価差額	-	662	1,508	2,605	4,073
資本合計	17,939,591	18,138,904	18,300,868	18,830,116	19,281,282
負債・資本合計	44,201,577	43,320,260	42,897,438	43,479,817	43,096,312

(注) 各項目を四捨五入しているため、合計と一致しない場合がある。

4 経営分析

分析項目	単位	比較					公式	備考	
		H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度			
負荷率	%	89.8	90.1	90.7	84.3	90.1	$\frac{\text{1日平均配水量}}{\text{1日最大配水量}} \times 100$	施設が年間を通じて有効に使用されているかをみる。 比率は、100%に近いほど良い。	
施設利用率	%	57.9	57.1	55.6	55.4	53.9	$\frac{\text{1日平均配水量}}{\text{1日配水能力}} \times 100$	施設の利用が有効かつ適切に行われているかをみる。 比率は、100%に近いほど良い。	
最大稼働率	%	64.5	63.4	61.2	65.8	59.9	$\frac{\text{1日最大配水量}}{\text{1日配水能力}} \times 100$	施設の利用及び投資の適正化をみる。	
配水管等使用効率	m ³ /m	17.2	17.0	16.6	16.5	16.4	$\frac{\text{配水量}}{\text{導送配水管延長}}$	導送配水管1m当たりの有効利用をみる。 数値は大きいほど良い。	
固定資産使用効率	m ³ /万円	5.9	5.9	5.8	5.8	5.7	$\frac{\text{配水量}}{\text{有形固定資産}} \times 10,000$	固定資産1万円当たりの給水量の使用効率をみる。 数値は大きいほど良い。	
業務分析 職員一人当たり	営業収益	千円	69,786	68,125	78,155	82,856	81,598	$\frac{\text{営業収益}-\text{受託工事収益}}{\text{損益勘定所属職員数}} \times \frac{1}{1,000}$	職員一人当たりの売上高をみる。 数値は大きいほど良い。
	給水人口	人	3,042	3,128	3,473	3,355	3,278	$\frac{\text{給水人口}}{\text{損益勘定所属職員数}}$	職員数が適正であるかどうかをみる。 数値は大きいほど良い。
	有収水量	m ³	303,797	304,947	340,807	336,292	328,365	$\frac{\text{有収水量}}{\text{損益勘定所属職員数}}$	労働生産性(職員一人当たりの生産量)をみる。 数値は大きいほど良い。
有収水量1m ³ 当たり	総収益	円	255.53	270.30	256.42	270.08	272.95	$\frac{\text{総収益}}{\text{有収水量}}$	
	供給単価	円	216.35	212.65	215.91	231.55	235.54	$\frac{\text{給水収益}}{\text{有収水量}}$	1m ³ 当たりの販売価格
	総費用	円	254.08	262.97	250.97	247.61	253.76	$\frac{\text{総費用}}{\text{有収水量}}$	
	給水原価	円	(198.24) 218.98	(212.85) 230.48	(213.12) 221.11	(208.74) 216.25	(216.54) 224.08	$\frac{\text{経常費用}-\text{受託工事費}+\text{付帯工事費等}}{\text{一長期前受金戻入}} - \frac{\text{有収水量}}{\text{有収水量}}$	1m ³ 当たりの生産原価()は、控除収入を除いた原価
構成比率	固定資産構成比率	%	94.0	93.9	94.1	93.4	93.6	$\frac{\text{固定資産}}{\text{固定資産}+\text{流動資産}+\text{繰延資産}} \times 100$	事業の財産構成の適正化をみる。 比率は小さいほど良い。
	固定負債構成比率	%	41.4	40.1	39.8	39.4	38.1	$\frac{\text{固定負債}}{\text{負債資本合計}} \times 100$	事業の負債構成の適正化をみる。 比率は小さいほど良い。
	自己資本構成比率	%	54.1	55.1	55.8	56.2	57.5	$\frac{\text{資本金}+\text{剰余金}+\text{繰延収益}}{\text{負債資本合計}} \times 100$	資本中の自己資本の割合をみる。 比率は大きいほど良い。 (自己資本=資本金+剰余金+繰延収益)
財務比率	固定比率	%	173.8	170.5	168.8	166.0	162.7	$\frac{\text{固定資産}}{\text{資本金}+\text{剰余金}+\text{繰延収益}} \times 100$	固定資産が自己資本によって賄われるべきであるとする企業財政上の原則から100%以下が望ましい。
	流動比率	%	131.5	126.5	132.5	152.8	146.2	$\frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}} \times 100$	短期債務に対して、どれだけの支払能力があるかを示す。 高いほど良い。
	酸性試験比率	%	128.6	122.1	126.5	146.5	140.0	$\frac{\text{現金預金}+(\text{未収金}-\text{貸倒引当金})}{\text{流動負債}} \times 100$	短期債務に対して、換金性の低いものを除いて、どれだけの支払能力があるかを示す。高いほど良い。
	現金比率	%	106.5	97.4	98.3	112.5	117.4	$\frac{\text{現金預金}}{\text{流動負債}} \times 100$	即時支払能力をみる。 20%以上が理想比率とされている。
回転率	自己資本回転率	回	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	$\frac{\text{営業収益}-\text{受託工事収益}}{(\text{期首自己資本}+\text{期末自己資本}) \times 1/2}$	自己資本の活動能力を示す。 高いほど良い。
	固定資産回転率	回	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	$\frac{\text{営業収益}-\text{受託工事収益}}{(\text{期首固定資産}+\text{期末固定資産}) \times 1/2}$	固定資産の利用度(固定資産への投資の度合い)を示す。 高いほど良い。
	流動資産回転率	回	2.0	1.8	1.9	2.0	1.8	$\frac{\text{営業収益}-\text{受託工事収益}}{(\text{期首流動資産}+\text{期末流動資産}) \times 1/2}$	流動資産の使用利用度を示す。 高いほど良い。
	減価償却率	%	4.1	4.2	4.2	4.1	4.3	$\frac{\text{当年度減価償却額}}{\text{償却資産}+\text{当年度減価償却額}} \times 100$	減価償却費の割合をみる。
	未収金回転率	回	12.5	10.0	9.3	9.0	9.7	$\frac{\text{営業収益}-\text{受託工事収益}}{(\text{期首未収金}+\text{期末未収金}) \times 1/2}$	未収金の回収の程度を示す。 数値が大きいほど未収金の回収速度が良好である。

(注) 1 令和元年度から、給水原価は他会計負担金等を除く。

2 令和3年度から、配水管等使用効率は水道施設情報管理システムを使用して算定した導送配水管延長を基に算定している。

分析項目	単位	比較					公式	備考	
		H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度			
収益率	総資本利益率	%	0.1	0.4	0.3	1.1	0.9	$\frac{\text{当年度純利益}}{(\text{期首総資本} + \text{期末総資本}) \times 1/2} \times 100$	企業の収益性を判断するもので、高いほど企業成績が良好である。
	総収支比率	%	100.6	102.8	102.2	109.1	107.6	$\frac{\text{総収益}}{\text{総費用}} \times 100$	経営収支状態を示し、100%未満の場合は赤字を表わす。
	経常収支比率	%	107.6	99.9	101.1	109.2	107.5	$\frac{\text{総収益} - \text{特別利益}}{\text{総費用} - \text{特別損失}} \times 100$	特別損益を除いた経営収支状態を示し、100%以上の場合は経常利益が発生していることを表す。
	営業収支比率	%	104.4	96.5	97.6	106.1	103.9	$\frac{\text{営業収益} - \text{受託工事収益}}{\text{営業費用} - \text{受託工事費用}} \times 100$	業務活動の能率を示すもので、これによって経営活動の成否が判定される。
その他	利子負担率	%	1.4	1.4	1.3	1.2	1.2	$\frac{\text{支払利息} + \text{企業債取扱諸費}}{\text{企業債・長期借入金(建設改良の財源)} + \text{企業債・長期借入金(その他)} + \text{一時借入金}} \times 100$	負債に対する支払利息の負担の割合を示す。
	企業債償還元金対減価償却額比率	%	81.8	86.0	90.1	94.4	90.0	$\frac{\text{建設改良のための企業債償還元金}}{\text{当年度減価償却額} - \text{長期前受金戻入}} \times 100$	固定資産に対する投資額は、減価償却を通じて回収されるものであり、その回収能力を示す。低いほど良い。
	企業債償還元金対料金収入比率	%	23.8	27.1	28.1	27.2	27.0	$\frac{\text{建設改良のための企業債償還元金}}{\text{料金収入}} \times 100$	企業債償還能力を示す。水道事業は企業債への依存度が高いので、この比率が高くなる。低いほど良い。
	支払利息対料金収入比率	%	5.6	5.6	5.1	4.3	4.0	$\frac{\text{支払利息} + \text{企業債取扱諸費}}{\text{料金収入}} \times 100$	
	職員給与対料金収入比率	%	17.0	16.7	16.6	16.0	14.8	$\frac{\text{職員給与}}{\text{料金収入}} \times 100$	

5 料金・分担金

(1) 水道料金表

※ 総額(税込み)表示

(令和2年4月1日 改定)

用途	基本料金〔1月につき〕		従量料金〔1m ³ につき〕						
	メ ー タ の 口 径	料 金	1 m ³ S 10 m ³	11 m ³ S 20 m ³	21 m ³ S 30 m ³	31 m ³ S 50 m ³	51 m ³ S 100 m ³	101 m ³ S 500 m ³	501 m ³ 上
一 般 用	13mm	1,254 円 (1,140)	24.20 円 (22)	265.10 円 (241)	301.40 円 (274)	313.50 円 (285)	330.00 円 (300)	336.60 円 (306)	343.20 円 (312)
	20mm	1,298 円 (1,180)							
	25mm	1,353 円 (1,230)							
	40mm	5,544円 (5,040)	192.50 円 (175)						
	50mm	18,040 円 (16,400)							
	75mm	41,580円 (37,800)							
	100mm	80,740 円 (73,400)							
	150mm	215,050 円 (195,500)							
	200mm 以上	420,750 円 (382,500)							
一般公衆浴場用	6,600 円 (6,000)	75.90 円 (69)							
臨時用	6,787 円 (6,170)	47.30 円 (43)	697.40 円 (634)						
夜間給水		8,000 m ³ まで				264.00 円 (240)			
		8,001 m ³ 以上				343.20 円 (312)			

(注)1 上記の表により算出した料金の合計額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てる。

2 ()は、消費税抜きを示す。

(2) 分担金

給水装置を新設する場合や、メータ口径を大きくする場合には、分担金が必要となる。
メータ口径を大きくする場合には、新口径と旧口径の差額に係る分担金が必要となる。
分担金の額は、次のとおりである。

※ 総額(税込み)表示

(令和元年10月1日改定)

メータの口径	分担金	
13mm	55,000 円	(50,000)
20mm	132,000 円	(120,000)
25mm	198,000 円	(180,000)
40mm	660,000 円	(600,000)
50mm	1,188,000 円	(1,080,000)
75mm	3,300,000 円	(3,000,000)
100mm	6,600,000 円	(6,000,000)
150mm	17,820,000 円	(16,200,000)
200mm	管理者が別に定める	

(注) ()は、消費税抜きを示す。

※令和元年10月1日 消費税及び地方消費税の引上げにより改定

第2章 工業用水道事業

1 概況

(1) 業務概況

区分		単位	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
給水先事業所数		社	6	6	6	6	6
配水管延長		m	21,326	21,362	21,362	21,301	15,027
配水能力		m ³	130,000	130,000	130,000	130,000	117,000
年間配水量		m ³	39,065,280	34,102,903	37,142,836	36,434,109	32,279,949
1日平均配水量		m ³	107,028	93,433	101,483	99,819	88,438
1日最大配水量		m ³	(8月24日) 112,340	(6月13日) 110,990	(8月5日) 113,453	(11月16日) 104,862	(7月7日) 98,969
年間有収水量		m ³	38,794,995	33,802,501	36,790,765	36,283,827	32,206,714
年間無収水量		m ³	270,285	300,402	352,071	150,282	73,235
有収率		%	99.3	99.1	99.1	99.6	99.8
負荷率		%	95.3	84.2	89.4	95.2	89.4
施設利用率		%	82.3	71.9	78.1	76.8	75.6
最大稼働率		%	86.4	85.4	87.3	80.7	84.6
職員数	職員	人	15	14	12	11	10
	再任用	人	1	-	-	1	4

(注) 1 配水管延長は令和3年度から水道施設情報管理システムを使用して算定している。

2 職員数に上下水道事業管理者は含まない。

2 業務状況

(1) 配水量

(単位:m³)

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
宮原	7,358,321	6,607,974	5,494,143	4,881,567	4,853,266
太田川東部 工業用水道	16,391,799	20,689,134	18,098,802	16,541,017	14,528,274
二級	12,231,070	3,203,230	10,412,971	13,230,515	12,898,409
三坂地	3,084,090	3,069,740	2,972,780	1,781,010	-
上水振替 (特例工水)	-	532,825	164,140	-	-
合計	39,065,280	34,102,903	37,142,836	36,434,109	32,279,949
1日最大	(8月24日) 112,340	(6月13日) 110,990	(8月5日) 113,453	(11月16日) 104,862	(7月7日) 98,969
1日平均	107,028	93,433	101,483	99,819	88,438

(注) 太田川東部工業用水道には、三永振替分を含む。

(2) 給水先事業所別使用水量

ア 基本使用水量

(単位: m³/日)

区分	王子マテリア(株)	日本製鉄(株)	(株)淀川製鋼所	フタムラ化学(株)	中国木材(株)	ジャパン マリン ユナイテッド(株)	合計
基本使用水量	44,500	43,500	8,100	2,600	3,000	2,000	103,700

※令和4年3月31日現在

イ 調定水量

(単位: m³)

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	1日平均
王子マテリア(株)	19,527,500	14,737,064	17,822,300	19,520,742	16,567,590	45,391
日本製鉄(株)	16,701,576	17,246,396	16,467,144	15,877,500	15,877,500	43,500
(株)淀川製鋼所	2,956,500	2,911,135	2,964,600	2,956,500	2,956,500	8,100
フタムラ化学(株)	949,000	925,600	951,600	949,000	949,000	2,600
中国木材(株)	1,001,000	959,492	1,098,000	1,095,000	1,095,000	3,000
ジャパン マリンユナイテッド(株)	741,401	729,558	751,640	738,010	730,471	2,001
合計	41,876,977	37,509,245	40,055,284	41,136,752	38,176,061	104,592

ウ 実水量

(単位: m³)

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	1日平均
王子マテリア(株)	18,453,900	13,480,653	17,230,959	18,075,334	16,036,170	43,935
日本製鉄(株)	16,645,414	16,889,493	15,868,220	14,569,284	12,499,657	34,246
(株)淀川製鋼所	2,311,961	2,094,154	2,148,846	2,052,095	2,085,677	5,714
フタムラ化学(株)	165,150	193,680	215,978	213,221	209,787	575
中国木材(株)	514,040	438,720	579,889	653,574	667,452	1,829
ジャパン マリンユナイテッド(株)	704,530	705,801	746,873	720,319	707,971	1,940
合計	38,794,995	33,802,501	36,790,765	36,283,827	32,206,714	88,238

(3) 配水管布設延長

(単位:m)

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
口径125mm	130	130	130	130	-
口径150mm	15	15	15	15	-
口径200mm	80	80	80	80	23
口径250mm	1,517	1,517	1,517	1,456	74
口径300mm	2,572	2,572	2,572	2,572	28
口径350mm	657	661	661	661	23
口径400mm	1,485	1,485	1,485	1,485	2,099
口径450mm	4,780	4,780	4,780	4,780	4,486
口径500mm	1,807	1,831	1,831	1,831	1
口径600mm	1,967	1,975	1,975	1,975	1,042
口径700mm	384	384	384	384	776
口径800mm	2,916	2,916	2,916	2,916	2,928
口径900mm	3,016	3,016	3,016	3,016	3,547
合計	21,326	21,362	21,362	21,301	15,027

(注) 令和3年度から水道施設情報管理システムを使用して算定している。

(4) 導送配水管修繕工事施行件数

(単位:件)

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
ダクタイル鋳鉄管	-	-	-	-	-
鋳鉄管	-	-	-	-	-
ビニル管	-	-	-	-	-
鋼管	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-
合計	-	-	-	-	-

(5) 工業用水道料金収納状況

区分	調定額(円)	収納額(円)	未納額(円)	収納率(%)
工業用水道料金	579,518,090	579,518,090	0	100.0

3 財務

(1) 損益計算書

(単位:千円,消費税抜き)

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
収入	630,839	700,942	634,578	640,308	557,368
営業収益	586,432	521,185	555,357	574,525	527,020
給水収益	578,023	521,055	552,972	567,772	526,835
一般会計負担金	8,399	130	2,385	-	-
その他営業収益	10	-	-	6,753	185
営業外収益	23,437	23,544	24,560	65,784	30,348
受取利息	147	126	413	142	239
一般会計補助金	900	900	332	3,562	678
長期前受金戻入	20,714	21,108	20,418	60,875	28,497
雑収益	1,676	1,410	3,397	1,206	934
特別利益	20,970	156,213	54,661	-	-
固定資産売却益	20,343	152,618	2,875	-	-
その他特別利益	628	3,596	51,785	-	-
支出	440,290	626,388	537,413	607,188	498,511
営業費用	423,830	536,907	522,659	584,199	485,185
原水費	114,906	128,098	139,116	128,941	129,691
浄水費	74,811	59,663	57,573	37,037	33,707
配水費	35,567	36,424	32,086	27,295	7,577
総係費	110,678	94,229	140,374	132,525	129,927
減価償却費	86,595	148,782	153,353	165,809	159,998
資産減耗費	1,263	69,713	157	92,593	24,285
その他営業費用	10	-	-	-	-
営業外費用	15,832	15,512	14,753	12,732	11,508
支払利息	15,626	15,318	13,963	12,726	11,504
雑支出	206	195	790	6	4
特別損失	628	73,968	-	10,256	1,818
減損損失	628	-	-	5,570	-
災害による損失	-	73,968	-	-	-
過年度損益修正損	-	-	-	4,683	-
その他特別損失	-	-	-	3	1,818
経常損益	170,206	△7,691	42,505	43,378	60,675
当年度純損益	190,549	74,554	97,165	33,121	58,857

(注) 各項目を四捨五入しているため、合計と一致しない場合がある。

(2) 資本的収入及び支出

(単位:千円, 消費税込み)

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
収入	293,057	24,803	306,611	11,648	12,300
企業債	293,000	5,600	108,100	11,600	12,300
固定資産売却代金	57	4,558	28	48	-
受託金	-	-	3,072	-	-
補助金	-	14,645	195,412	-	-
支出	564,717	204,747	474,344	131,894	136,909
建設改良費	480,013	122,405	386,657	36,336	40,105
建設事務費	33,632	23,030	23,722	23,379	21,673
工業用水道管路整備事業費	242,693	-	-	-	-
工業用水道施設整備事業費	197,727	46,973	150	12,866	17,358
災害復旧事業費	-	51,975	362,323	-	-
固定資産購入費	5,961	427	462	90	1,074
企業債償還金	84,704	82,343	87,688	95,558	96,804
収支差引不足額	△271,660	△179,945	△167,733	△120,246	△124,609
補填財源					
当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額	32,856	7,368	27,575	1,179	1,681
減債積立金	81,000	82,300	-	95,500	96,800
建設改良積立金	113,000	-	-	-	-
損益勘定留保資金	44,804	90,277	140,158	23,567	26,128

(注) 各項目を四捨五入しているため、合計と一致しない場合がある。

(3) 貸借対照表

ア 資産

(単位:千円)

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
固定資産	4,292,393	4,234,314	4,436,787	4,212,738	4,088,598
有形固定資産	4,291,876	4,233,803	4,436,280	4,212,237	4,088,103
土地	88,565	84,007	83,979	83,979	83,979
建物	266,644	238,696	280,294	268,589	258,386
構築物	3,764,045	3,673,306	3,597,855	3,416,757	3,317,571
機械及び装置	146,525	194,868	461,359	437,626	423,666
車両運搬具	182	94	94	133	977
船舶	37	29	164	135	106
工具, 器具及び備品	10,371	8,643	6,964	5,017	3,417
リース資産	272	-	-	-	-
建設仮勘定	15,234	34,158	5,570	-	-
無形固定資産	517	512	507	501	496
施設利用権	517	512	507	501	496
流動資産	781,349	958,963	1,023,642	1,067,722	1,123,842
現金・預金	761,329	905,658	745,946	1,060,673	1,118,182
未収金	10,460	18,866	273,826	1,643	459
貸倒引当金	△15	△15	-	-	-
貯蔵品	2,033	2,033	2,033	2,033	2,033
前払金	-	30,350	-	-	-
その他流動資産	7,542	2,071	1,837	3,373	3,168
資産合計	5,073,742	5,193,277	5,460,429	5,280,461	5,212,440

(注) 各項目を四捨五入しているため、合計と一致しない場合がある。

イ 負債・資本

(単位:千円)

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
固定負債	1,403,339	1,328,545	1,348,791	1,277,533	1,202,942
企業債	1,348,971	1,266,883	1,279,425	1,194,221	1,107,435
引当金	54,368	61,662	69,366	83,312	95,507
流動負債	146,450	272,687	248,519	182,433	158,645
企業債	82,343	87,688	95,558	96,804	99,086
未払金	19,059	88,967	91,049	32,330	5,461
未払費用	8,567	405	238	297	354
引当金	11,185	61,005	8,840	7,264	4,217
その他流動負債	25,296	34,622	52,834	45,738	49,528
繰延収益	373,666	367,203	541,112	465,366	436,869
長期前受金	1,002,396	1,014,097	1,208,424	1,076,765	1,062,084
長期前受金収益化累計額	△628,730	△646,894	△667,312	△611,399	△625,215
負債合計	1,923,455	1,968,435	2,138,421	1,925,332	1,798,455
資本金	922,197	2,468,892	2,551,192	2,551,192	2,646,692
資本金	922,197	2,468,892	2,551,192	2,551,192	2,646,692
剰余金	2,228,091	755,950	770,816	803,937	767,293
資本剰余金	34,397	34,397	34,397	34,397	34,397
工事負担金	2,885	2,885	2,885	2,885	2,885
繰入金	60	60	60	60	60
受贈財産評価額	31,452	31,452	31,452	31,452	31,452
利益剰余金	2,193,694	721,553	736,419	769,540	732,896
減債積立金	-	107,700	181,700	183,200	86,400
当年度未処分利益剰余金	2,193,694	613,853	554,719	586,340	646,496
(うち積立金への積立可能額)	(646,999)	(531,553)	(554,719)	(490,840)	(549,696)
資本合計	3,150,288	3,224,842	3,322,007	3,355,128	3,413,985
負債・資本合計	5,073,742	5,193,277	5,460,429	5,280,461	5,212,440

(注) 各項目を四捨五入しているため、合計と一致しない場合がある。

4 経営分析

分析項目	単位						公式	備考		
		H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度				
業務分析	負荷率	%	95.3	84.2	89.4	95.2	89.4	$\frac{\text{1日平均配水量}}{\text{1日最大配水量}} \times 100$	施設が年間を通じて有効に使用されているかをみる。 比率は、100%に近いほど良い。	
	施設利用率	%	82.3	71.9	78.1	76.8	75.6	$\frac{\text{1日平均配水量}}{\text{1日配水能力}} \times 100$	施設の利用が有効かつ適切に行われているかをみる。 比率は、100%に近いほど良い。	
	最大稼働率	%	86.4	85.4	87.3	80.7	84.6	$\frac{\text{1日最大配水量}}{\text{1日配水能力}} \times 100$	施設の利用及び投資の適正化をみる。	
	配水管等使用効率	m ³ /m	859.4	749.6	816.4	801.9	1,511.2	$\frac{\text{配水量}}{\text{導送配水管延長}}$	導送配水管1m当たりの有効利用をみる。 数値は大きいほど良い。	
	固定資産使用効率	m ³ /万円	91.0	80.5	83.7	86.5	79.0	$\frac{\text{配水量}}{\text{有形固定資産}} \times 10,000$	固定資産1万円当たりの給水量の使用効率をみる。 数値は大きいほど良い。	
	職員一人当たり	営業収益	千円	45,110	43,432	55,536	57,452	43,918	$\frac{\text{営業収益}-\text{受託工事収益}}{\text{損益勘定所属職員数}} \times \frac{1}{1,000}$	職員一人当たりの売上高をみる。 数値は大きいほど良い。
		有収水量	m ³	2,984,230	2,816,875	3,679,077	3,628,383	2,683,893	$\frac{\text{有収水量}}{\text{損益勘定所属職員数}}$	労働生産性(職員一人当たりの生産量)をみる。 数値は大きいほど良い。
	有収水量1m ³ 当たり	総収益	円	16.33	20.33	17.47	17.66	17.31	$\frac{\text{総収益}}{\text{有収水量}}$	
		供給単価	円	(14.96)	(15.11)	(15.23)	(15.66)	(16.36)	$\frac{\text{給水収益}}{\text{有収水量}}$	1m ³ 当たりの販売価格()は、計量水量分
		総費用	円	11.38	16.02	14.80	16.75	15.48	$\frac{\text{総費用}}{\text{有収水量}}$	
給水原価		円	[9.74] (10.85) 10.00	[14.10] (15.41) 14.16	[13.42] (13.76) 12.48	[14.51] (14.60) 12.87	[12.21] (14.53) 12.26	$\frac{\text{経常費用}-\text{(受託工事費+付帯工事費等)}-\text{長期前受金戻入}}{\text{有収水量}}$	1m ³ 当たりの生産原価()は、計量水量分[]は、控除収入を除いた原価	
構成比率	固定資産構成比率	%	84.6	81.5	81.3	79.8	78.4	$\frac{\text{固定資産}}{\text{固定資産}+\text{流動資産}+\text{繰延資産}} \times 100$	事業の財産構成の適正化をみる。 比率は小さいほど良い。	
	固定負債構成比率	%	27.7	25.6	24.7	24.2	23.1	$\frac{\text{固定負債}}{\text{負債資本合計}} \times 100$	事業の負債構成の適正化をみる。 比率は小さいほど良い。	
	自己資本構成比率	%	69.5	69.2	70.7	72.4	73.9	$\frac{\text{資本金}+\text{剰余金}+\text{繰延収益}}{\text{負債資本合計}} \times 100$	資本中の自己資本の割合をみる。 比率は大きいほど良い。 (自己資本=資本金+剰余金+繰延収益)	
財務比率	固定比率	%	121.8	117.9	114.8	110.3	106.2	$\frac{\text{固定資産}}{\text{資本金}+\text{剰余金}+\text{繰延収益}} \times 100$	固定資産が自己資本によって賄われるべきであるとする企業財政上の原則から100%以下が望ましい。	
	流動比率	%	533.5	351.7	411.9	585.3	708.4	$\frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}} \times 100$	短期債務に対して、どれだけの支払能力があるかを示す。 高いほど良い。	
	酸性試験比率	%	527.0	339.0	410.3	582.3	705.1	$\frac{\text{現金預金}+(\text{未収金}-\text{貸倒引当金})}{\text{流動負債}} \times 100$	短期債務に対して、換金性の低いものを除いて、どれだけの支払能力があるかを示す。高いほど良い。	
	現金比率	%	519.9	332.1	300.2	581.4	704.8	$\frac{\text{現金預金}}{\text{流動負債}} \times 100$	即時支払能力をみる。 20%以上が理想比率とされている。	
回転率	自己資本回転率	回	0.2	0.1	0.1	0.1	0.1	$\frac{\text{営業収益}-\text{受託工事収益}}{(\text{期首自己資本}+\text{期末自己資本}) \times 1/2}$	自己資本の活動能力を示す。 高いほど良い。	
	固定資産回転率	回	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	$\frac{\text{営業収益}-\text{受託工事収益}}{(\text{期首固定資産}+\text{期末固定資産}) \times 1/2}$	固定資産の利用度(固定資産への投資の度合い)を示す。 高いほど良い。	
	流動資産回転率	回	0.6	0.6	0.6	0.5	0.5	$\frac{\text{営業収益}-\text{受託工事収益}}{(\text{期首流動資産}+\text{期末流動資産}) \times 1/2}$	流動資産の使用利用度を示す。 高いほど良い。	
	減価償却率	%	2.0	3.5	3.4	3.9	3.8	$\frac{\text{当年度減価償却額}}{\text{償却資産}+\text{当年度減価償却額}} \times 100$	減価償却費の割合をみる。	

(注) 1 令和元年度から、給水原価は他会計負担金等を除く。

2 令和3年度から、配水管等使用効率は水道施設情報管理システムを使用して算定した導送配水管延長を基に算定している。

分析項目	単位	比較					公式	備考	
		H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度			
収益率	総資本利益率	%	3.7	1.5	1.8	0.6	1.1	$\frac{\text{当年度純利益}}{(\text{期首総資本} + \text{期末総資本}) \times 1/2} \times 100$	企業の収益性を判断するもので、高いほど企業成績が良好である。
	総収支比率	%	143.3	111.9	118.1	105.5	111.8	$\frac{\text{総収益}}{\text{総費用}} \times 100$	経営収支状態を示し、100%未満の場合は赤字を表わす。
	経常収支比率	%	138.7	98.6	107.9	107.3	112.2	$\frac{\text{総収益} - \text{特別利益}}{\text{総費用} - \text{特別損失}} \times 100$	特別損益を除いた経営収支状態を示し、100%以上の場合は経常利益が発生していることを表す。
	営業収支比率	%	138.4	97.1	106.3	98.3	108.6	$\frac{\text{営業収益} - \text{受託工事収益}}{\text{営業費用} - \text{受託工事費用}} \times 100$	業務活動の能率を示すもので、これによって経営活動の成否が判定される。
その他	利子負担率	%	1.1	1.1	1.0	1.0	1.0	$\frac{\text{支払利息} + \text{企業債取扱諸費}}{\text{企業債} \cdot \text{長期借入金} (\text{建設改良の財源}) + \text{企業債} \cdot \text{長期借入金} (\text{その他}) + \text{一時借入金}} \times 100$	負債に対する支払利息の負担の割合を示す。
	企業債償還元金対減価償却額比率	%	128.6	64.5	66.0	91.1	73.6	$\frac{\text{建設改良のための企業債償還元金}}{\text{当年度減価償却額} - \text{長期前受金戻入}} \times 100$	固定資産に対する投資額は、減価償却を通じて回収されるものであり、その回収能力を示す。低いほど良い。
	企業債償還元金対料金収入比率	%	14.7	15.8	15.9	16.8	18.4	$\frac{\text{建設改良のための企業債償還元金}}{\text{料金収入}} \times 100$	企業債償還能力を示す。工業用水道事業は企業債への依存度が高いので、この比率が高くなる。低いほど良い。
	支払利息対料金収入比率	%	2.7	2.9	2.5	2.2	2.2	$\frac{\text{支払利息} + \text{企業債取扱諸費}}{\text{料金収入}} \times 100$	
	職員給与費対料金収入比率	%	24.9	26.1	21.6	21.5	20.9	$\frac{\text{職員給与費}}{\text{料金収入}} \times 100$	

5 工業用水道料金表

※ 総額(税込み)表示

(令和元年10月1日改定)

区分	基本料率 〔1 m ³ につき〕	超過料率 〔1 m ³ につき〕
		15.18円 (13.8)

(注) 1 工業用水道料金は、基本料金及び超過料金とし、上記の表により算出した料金の合計額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てる。

2 () は、消費税抜きを示す。

3 令和元年10月1日 消費税及び地方消費税の引上げにより改定

第3章 下水道事業

1 概況

(1) 業務概況

区分		単位	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
排水戸数		戸	95,219	95,290	95,399	95,087	94,741
行政区域内人口		人	226,725	223,685	220,342	216,273	211,359
全体計画人口		人	(2,600) 194,940	(2,600) 193,460	(2,600) 193,460	(2,600) 193,460	(2,600) 193,460
事業計画人口		人	(2,600) 202,350	(2,600) 185,820	(2,600) 185,820	(2,600) 185,820	(2,600) 185,820
処理区域内人口		人	197,996	196,777	194,253	190,933	187,049
水洗便所設置済人口		人	190,076	189,515	187,492	184,422	181,622
行政区域面積		ha	35,280	35,280	35,283	35,283	35,283
全体計画面積		ha	(44.0) 4,864.1	(44.0) 4,864.6	(44.0) 4,864.6	(44.0) 4,864.6	(44.0) 4,864.6
事業計画面積		ha	(44.0) 4,533.0	(44.0) 4,533.5	(44.0) 4,533.5	(44.0) 4,533.5	(44.0) 4,533.5
処理区域面積		ha	3,887.2	3,913.4	3,917.6	3,922.0	3,926.6
普及率	人口普及率	%	87.3	88.0	88.2	88.3	88.5
	水洗化率	%	96.0	96.3	96.5	96.6	97.1
	事業計画面積率	%	85.8	86.3	86.4	86.5	86.6
下水道管渠総延長		m	1,215,287	1,220,852	1,230,993	1,233,901	1,238,146
ポンプ場数		か所	28	28	28	29	29
終末処理場数		か所	9	9	9	9	9
処理場処理能力		m ³ /日	112,080	112,080	112,080	112,080	112,080
年間総処理水量		m ³	24,546,643	24,011,601	24,004,275	25,058,654	25,311,507
	汚水処理水量	m ³	21,948,373	21,634,717	22,090,682	22,557,284	22,460,455
	雨水処理水量	m ³	1,769,582	1,626,855	1,316,525	2,007,413	2,394,894
	その他の水量	m ³	828,688	750,029	597,068	493,957	456,158
1日平均処理水量		m ³	67,251	65,785	65,585	68,654	69,347
年間有収水量		m ³	19,507,176	18,921,113	19,036,899	19,249,143	18,938,894
有収率		%	88.9	87.5	86.2	85.3	84.3
職員数	職員	人	73	67	67	69	70
	再任用	人	2	2	2	5	2

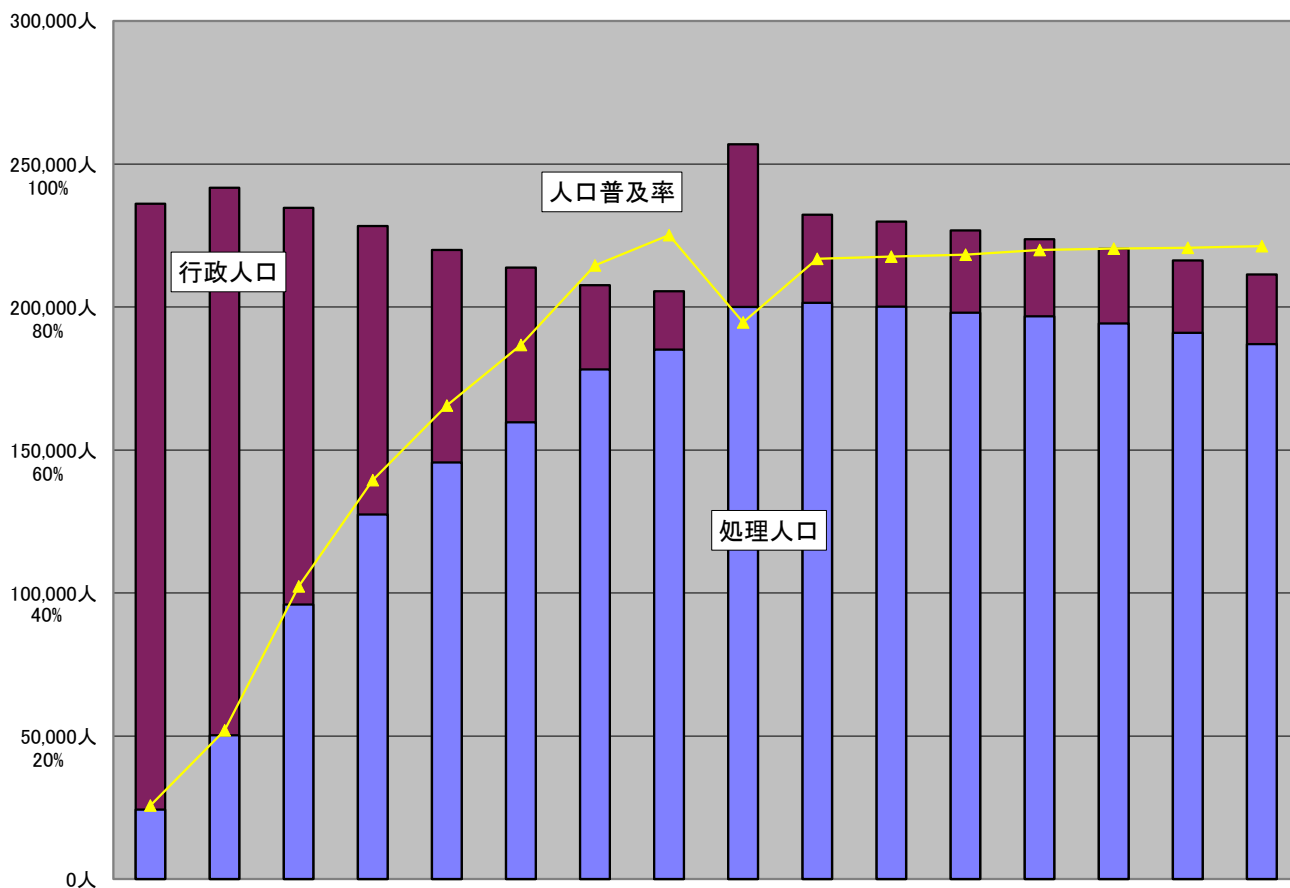
(注) 1 ()内は、行政区域外分で外数

2 ポンプ場数のうち、二河川ポンプ場及び仁方ポンプ場については、汚水・雨水施設をまとめて計上した。

3 職員数に上下水道事業管理者は含まない。

4 職員数は、東部処理場受託事業費2人、ポンプ所及び樋門管理受託事業費1人、集落排水事業費6人を含む。

(2) 普及率の現況及び推移



区分	昭和44年度	昭和50年度	昭和55年度	昭和60年度	平成元年度	平成5年度	平成10年度	平成15年度	平成16年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
行政人口 (A)人	236,082	241,689	234,654	228,340	219,888	213,762	207,626	205,517	256,865	232,230	229,868	226,725	223,685	220,342	216,273	211,359
処理人口 (B)人	24,270	50,300	96,000	127,400	145,600	159,700	178,180	185,070	199,963	201,457	200,093	197,996	196,777	194,253	190,933	187,049
人口普及率 (B/A)%	10.3	20.8	40.9	55.8	66.2	74.7	85.8	90.1	77.8	86.7	87.0	87.3	88.0	88.2	88.3	88.5
事業計画面積 (C)ha	303.2	1,700.9	1,984.3	1,984.3	2,486.0	2,993.3	3,142.3	3,237.0	4,106.8	4,533.0	4,533.0	4,533.0	4,533.0	4,533.5	4,533.5	4,533.5
処理区域面積 (D)ha	192.0	472.0	970.0	1,405.6	1,709.4	2,022.1	2,550.2	2,859.2	3,368.7	3,859.5	3,868.5	3,887.2	3,913.4	3,917.6	3,922.0	3,926.6
事業計画面積率 (D/C)%	63.3	27.8	48.9	70.8	68.8	67.6	81.2	88.3	82.0	85.1	85.3	85.8	86.3	86.4	86.5	86.6

(注) 平成16年度から旧川尻町・旧音戸町・旧倉橋町・旧蒲刈町・旧安浦町を含む。

2 整備計画の概要表

(1) 全体計画

区分	事業認可 (下水道法)	処理開始	全体計画				
			目標年次	計画処理面積	計画処理人口	処理場の能力 (日最大)	処理方法
新宮処理区	昭和33年3月	昭和44年4月(一次) 昭和45年10月(二次)	令和7年	1,690.8ha (51.3ha)	87,800人 (1,210人)	52,200m ³	凝集剤併用ステップ 流入式多段硝化脱 窒法
広処理区	昭和46年7月	昭和49年4月(一次) 昭和51年11月(二次)	令和7年	1,575.1ha (207.2ha)	62,600人 (2,800人)	41,900m ³	標準活性汚泥法
天応処理区	昭和46年7月	平成6年4月	令和7年	397.1ha (77.8ha)	14,000人 (1,330人)	9,600m ³	標準活性汚泥法
川尻処理区	昭和59年12月	平成3年3月	令和7年	262.2ha (0.0ha)	7,730人 (0人)	2,710m ³	標準活性汚泥法
安浦処理区	平成2年9月	平成9年4月	令和7年	412.2ha (30.2ha)	8,860人 (759人)	2,980m ³	オキシデーション ディッチ法
蒲刈処理区	平成7年12月	平成13年4月	令和7年	86.5ha (86.5ha)	830人 (830人)	500m ³	オキシデーション ディッチ法
本浦処理区	平成8年12月	平成15年4月	令和7年	35.5ha (35.5ha)	740人 (740人)	650m ³	オキシデーションディッチ法 (急速砂ろ過法併用)
音戸北部処理区	平成15年11月	平成24年4月	令和7年	265.1ha (265.1ha)	7,800人 (7,800人)	3,550m ³	オキシデーション ディッチ法
倉橋中央処理区	平成17年3月	平成26年5月	令和7年	140.1ha (140.1ha)	3,100人 (3,100人)	1,260m ³	オキシデーション ディッチ法
合計	—	—	—	4,864.6ha (893.7ha)	193,460人 (18,569人)	115,350m ³	—

(注) ()書きは、特定環境保全公共下水道事業で、全体計画の内数である。

(2) 事業計画

区分	事業計画				
	目標年次	計画処理面積	計画処理人口	処理場の能力 (日最大)	処理方法
新宮処理区	令和7年	1,675.0ha (35.5ha)	87,630人 (1,040人)	52,200m ³	標準活性汚泥法
広処理区	令和7年	1,510.4ha (142.5ha)	62,560人 (2,760人)	41,900m ³	標準活性汚泥法
天応処理区	令和7年	381.9ha (62.6ha)	13,860人 (1,190人)	9,600m ³	標準活性汚泥法
川尻処理区	令和7年	262.2ha (0.0ha)	7,730人 (0人)	2,710m ³	標準活性汚泥法
安浦処理区	令和7年	412.2ha (30.2ha)	8,860人 (759人)	2,980m ³	オキシデーションディッチ法
蒲刈処理区	令和7年	86.5ha (86.5ha)	830人 (830人)	500m ³	オキシデーションディッチ法
本浦処理区	令和7年	35.5ha (35.5ha)	740人 (740人)	650m ³	オキシデーションディッチ法(急速砂ろ過法併用)
音戸北部処理区	令和7年	110.3ha (110.3ha)	2,760人 (2,760人)	1,400m ³	オキシデーションディッチ法
倉橋中央処理区	令和7年	59.5ha (59.5ha)	850人 (850人)	600m ³	オキシデーションディッチ法
合計	—	4,533.5ha (562.6ha)	185,820人 (10,929人)	112,540m ³	—

(注) ()書きは、特定環境保全公共下水道事業で、事業計画の内数である。

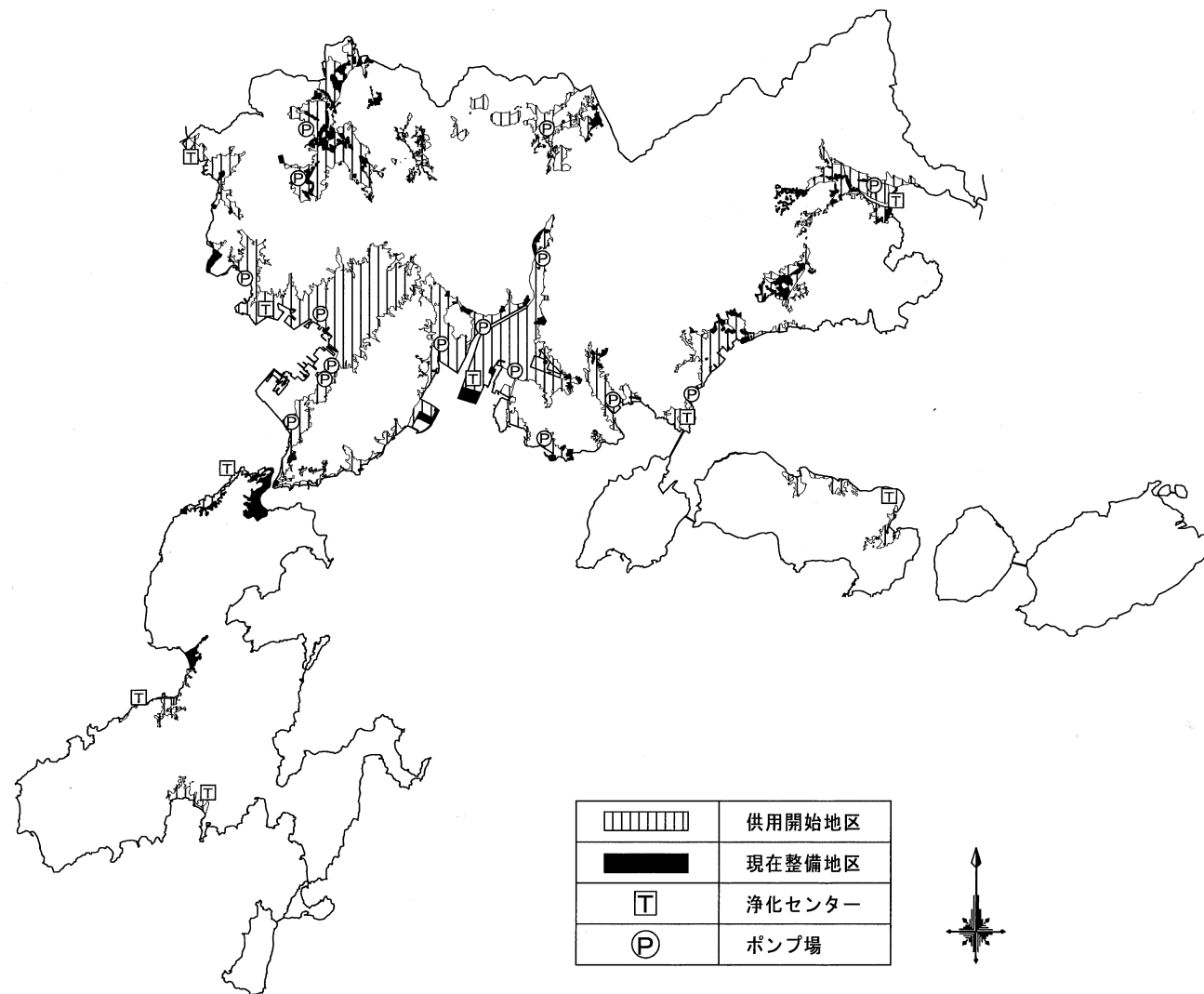
3 汚水の状況

(1) 整備状況

(令和4年3月31日現在)

区分	処理区名	全体計画				事業計画				整備状況			
		処理人口(人)	処理面積(ha)	処理場(か所)	ポンプ場(か所)	処理人口(人)	処理面積(ha)	処理場(か所)	ポンプ場(か所)	処理人口(人)	処理面積(ha)	処理場(か所)	ポンプ場(か所)
公共下水道	新宮	86,590	1,639.5	1	5	86,590	1,639.5	1	5	87,368	1,500.5	1	6
	広	59,800	1,367.9	1	5	59,800	1,367.9	1	5	65,458	1,253.7	1	6
	天応	12,670	319.3	1	-	12,670	319.3	1	-	12,292	270.6	1	1
	川尻	7,730	262.2	1	1	7,730	262.2	1	1	7,291	229.3	1	1
	安浦	8,101	382.0	1	1	8,101	382.0	1	1	8,089	320.9	1	1
	小計	174,891	3,970.9	5	12	174,891	3,970.9	5	12	180,498	3,575.0	5	15
特定環境保全公共下水道	新宮	1,210	51.3	-	-	1,040	35.5	-	-	153	6.0	-	-
	広	2,800	207.2	-	1	2,760	142.5	-	1	1,964	94.8	-	1
	天応	1,330	77.8	-	-	1,190	62.6	-	-	592	24.4	-	-
	安浦	759	30.2	-	-	759	30.2	-	-	694	28.2	-	-
	蒲刈	830	86.5	1	-	830	86.5	1	-	850	86.4	1	-
	本浦	740	35.5	1	-	740	35.5	1	-	815	35.5	1	-
	音戸北部	7,800	265.1	1	-	2,760	110.3	1	-	835	40.0	1	-
	倉橋中央	3,100	140.1	1	-	850	59.5	1	-	648	36.3	1	-
	小計	18,569	893.7	4	1	10,929	562.6	4	1	6,551	351.6	4	1
合計	193,460	4,864.6	9	13	185,820	4,533.5	9	13	187,049	3,926.6	9	16	

(2) 汚水の整備状況図(令和4年3月31日現在)



(3) 管渠の整備状況

(令和4年3月31日現在)

区分		整備状況(m)										合計
		新宮処理区		広処理区	天応処理区	川尻処理区	安浦処理区	蒲刈処理区	本浦処理区	音戸北部処理区	倉橋中央処理区	
		合流	分流	分流	分流	分流	分流	分流	分流	分流	分流	
円形管	200mm未満	948.55	17,732.69	44,791.45	15,733.80	14,314.52	23,429.65	27,557.13	11,321.50	13,000.49	11,642.25	180,472.03
	200mm以上 500mm未満	58,488.39	389,916.54	326,246.82	71,494.91	45,668.38	61,040.98	1,573.47	368.30	1,275.55	2,090.70	958,164.04
	500mm以上 1,000mm未満	12,206.49	11,786.25	15,209.39	4,969.87	2,479.11	1,688.45			436.30		48,775.86
	1,000mm以上 1,500mm未満	6,284.07	6,593.30	6,455.94	3,729.12					1,542.01		24,604.44
	1,500mm以上	2,238.80	195.10	921.70		159.20						3,514.80
	矩形渠	88.69										
合計	80,254.99	426,223.88	393,625.30	95,927.70	62,621.21	86,159.08	29,130.60	11,689.80	16,254.35	13,732.95	1,215,619.86	

(4) ポンプ場の整備状況

(令和4年3月31日現在)

処理区	ポンプ場名	所在地	揚水量現有能力 (m ³ /分)	使用開始年月	備考
新宮	二河川ポンプ場	呉市宝町6番57号	107.0	S41.4	
	芳井田ポンプ場	呉市焼山西1丁目655番地の248	1.7	S52.3	
	宮原ポンプ場	呉市宮原9丁目2番64号	3.3	S57.4	
	吉浦ポンプ場	呉市吉浦新町1丁目7番1号	7.6	H4.4	
	警固屋ポンプ場	呉市警固屋2丁目222番地の5	1.7	H9.3	
	串山ポンプ場	呉市船見町4番4号	0.5	S59.4	認可外
新宮処理区合計			121.8		
広	広ポンプ場	呉市広名田1丁目6番27号	18.7	S48.4	
	阿賀ポンプ場	呉市阿賀中央7丁目5番24号	13.6	S58.4	
	横路ポンプ場	呉市広横路3丁目1番1号	1.6	H3.5	
	仁方ポンプ場	呉市仁方棧橋通1511番地の37	5.5	H3.5	
	郷原ポンプ場	呉市郷原町字飛垣内1650番地の7	7.8	H5.4	
	石内ポンプ場	呉市広石内2丁目6602番地の3	0.4	H9.2	認可外
	小坪ポンプ場	呉市広小坪1丁目24番地	2.0	H14.5	
広処理区合計			49.6		
天応	宮ヶ迫ポンプ場	呉市焼山宮ヶ迫2丁目367番地の60	0.6	H6.4	認可外
天応処理区合計			0.6		
川尻	川尻ポンプ場	呉市川尻町西5丁目11番8号	3.6	H3.3	
川尻処理区合計			3.6		
安浦	安浦ポンプ場	呉市安浦町中央6丁目2番26号	3.0	H16.4	
安浦処理区合計			3.0		

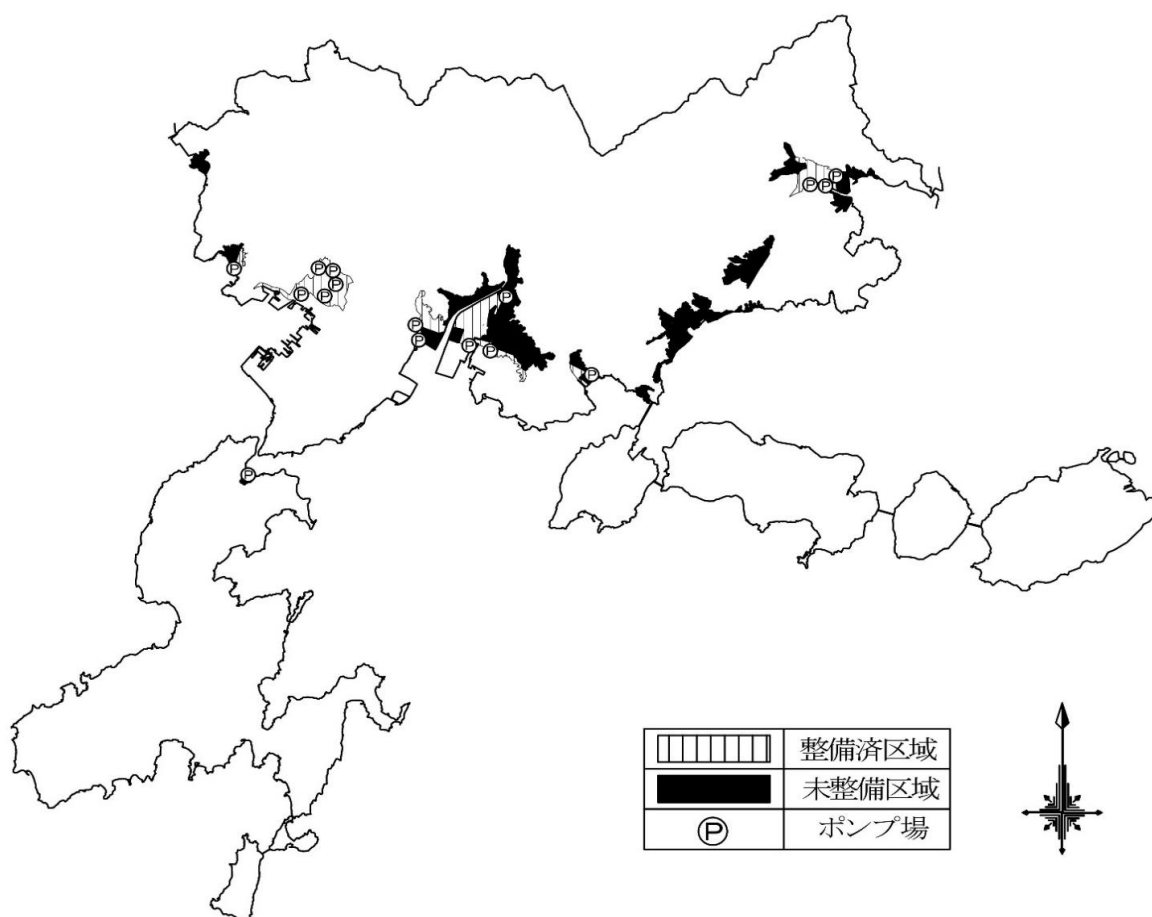
4 雨水の状況

(1) 整備状況

(令和4年3月31日現在)

区分	全体計画		事業計画		整備状況	
	排水面積(ha)	ポンプ場(か所)	排水面積(ha)	ポンプ場(か所)	排水面積(ha)	ポンプ場(か所)
公共下水道	1,551.9	14	1,551.9	14	597.4	14
特定環境保全 公共下水道	8.3	1	8.3	1	2.9	1

(2) 雨水の整備状況図(令和4年3月31日現在)



(3) 管渠の整備状況

(令和4年3月31日現在)

区分		整備状況(m)						合計	
		中央・吉浦排水区	阿賀・広・仁方排水区	天応排水区	川尻・小仁方排水区	安浦排水区	南隠渡排水区		
円形管	500mm未満	1,449.30	1,204.10			143.80		2,797.20	
	500mm以上 1,000mm未満	2,101.23	2,565.00					4,666.23	
	1,000mm以上	944.60	369.37					1,313.97	
開渠	1,000mm以上 3,000mm未満		513.40					513.40	
暗渠	矩形管	1,000mm未満	1,282.00	5,163.15			708.27		7,153.42
		1,000mm以上 3,000mm未満		4,932.39			759.51		5,691.90
		3,000mm以上 5,000mm未満		283.00					283.00
		5,000mm以上		107.00					107.00
合計		5,777.13	15,137.41	-	-	1,611.58	-	22,526.12	

(4) ポンプ場の整備状況

(令和4年3月31日現在)

処理区	ポンプ場名	所在地	揚水量現有能力 (m ³ /分)	使用開始年月	備考
新宮	二河川ポンプ場	呉市宝町6番57号	410.0	S41. 4	
	堺川ポンプ場	呉市中通2丁目10番地の1	72.0	S48. 4	
	堺川第2ポンプ場	呉市中通3丁目10番地の1	72.0	S61. 4	
	中央ポンプ場	呉市中央4丁目1番地の6	76.0	H 2. 4	
	二河公園ポンプ場	呉市二河町1番地	25.0	H12. 3	
	新町ポンプ場	呉市吉浦新町2丁目1番20号	143.0	H21. 4	
新宮処理区合計			798.0		
広	名田ポンプ場	呉市広名田1丁目6番15号	1,143.0	S48. 4	
	小倉ポンプ場	呉市阿賀中央7丁目5番24号	355.0	S47. 4	
	豊栄ポンプ場	呉市阿賀南3丁目20番地の1	139.0	S56. 2	
	仁方ポンプ場	呉市仁方棧橋通1511番地の37	258.5	H 3. 5	
	弥生ポンプ場	呉市広多賀谷1丁目3番25号	997.8	S63. 9	
	三芦ポンプ場	呉市広三芦1丁目		未定	
広処理区合計			2,893.3		
安浦	月見公園ポンプ場	呉市安浦町中央6丁目2番26号	350.0	S50. 3	
	浦尻ポンプ場	呉市安浦町内海南2丁目5番29号	218.3	S57. 3	
	中島川ポンプ場	呉市安浦町内海南1丁目4番15号地先	22.0	H12. 4	認可外
安浦処理区合計			590.3		
音戸北部	南隠渡ポンプ場	呉市音戸町南隠渡1丁目1917番地	86.6	R3.3	
音戸北部処理区合計			86.6		

(注) 名田ポンプ場は、名田雨水ポンプ場を含む。

5 終末処理場の整備状況

(令和4年3月31日現在)

区分	所在地	敷地面積 (㎡)	排除方式	処理方法	
				汚水処理	汚泥処理
新宮浄化センター	呉市光町3番4号	30,960	分流式 (一部合流式)	標準活性汚泥法	濃縮, 脱水
広浄化センター	呉市広多賀谷3丁目10番1号	23,000	分流式	標準活性汚泥法	濃縮, 脱水
天応浄化センター	呉市天応大浜3丁目5番地の4	16,000	分流式	標準活性汚泥法	濃縮, 脱水
川尻浄化センター	呉市川尻町小仁方1丁目5番1号	16,400	分流式	標準活性汚泥法	濃縮, 脱水
安浦浄化センター	呉市安浦町中央8丁目1番37号	27,100	分流式	オキシデーションデッチ法	濃縮, 脱水
赤石浄化センター	呉市蒲刈町大浦字赤石44番地	7,544	分流式	オキシデーションデッチ法	脱水
本浦浄化センター	呉市倉橋町字前宮ノ浦451番地2	3,100	分流式	オキシデーションデッチ法 (急速ろ過法併用)	脱水
音戸北部浄化センター	呉市音戸町渡子1丁目10番106	12,300	分流式	オキシデーションデッチ法	脱水
倉橋中央浄化センター	呉市倉橋町字小宇和木5906番3	5,900	分流式	オキシデーションデッチ法	脱水

区分	放流先	工事着手	供用開始	事業計画 (ha)	計画処理人口 (人)	計画処理能力 (㎡/日)	現有処理能力 (㎡/日)
新宮浄化センター	呉地先海域 (呉湾)	昭和34年11月	昭和44年4月	1,675.0	87,630	52,200	52,200
広浄化センター	呉地先海域 (広湾)	昭和47年4月	昭和49年4月	1,510.4	62,560	41,900	41,900
天応浄化センター	呉地先海域 (天応海岸)	平成元年11月	平成6年4月	381.9	13,860	9,600	7,900
川尻浄化センター	安芸津・安浦地先 海域	昭和63年8月	平成3年3月	262.2	7,730	2,710	3,300
安浦浄化センター	野呂川 (三津口湾)	平成5年4月	平成9年4月	412.2	8,860	2,980	3,630
赤石浄化センター	安芸津・安浦地先 海域	平成10年8月	平成13年4月	86.5	830	500	500
本浦浄化センター	呉地先海域 (倉橋漁港)	平成5年4月	平成15年4月	35.5	740	650	650
音戸北部浄化センター	呉地先海域	平成20年12月	平成24年4月	110.3	2,760	1,400	1,400
倉橋中央浄化センター	呉地先海域 (釣士田港)	平成22年8月	平成26年5月	59.5	850	600	600

6 運転状況等

(1) ポンプ場の運転状況

処理区	区分	ポンプ場名	揚水量(m ³)		汚水量(m ³)	雨水量(m ³)	廃棄物(t)	
			年間	日平均			沈砂	し渣
新宮	汚水/雨水	二河川ポンプ場	9,094,296	24,916	7,178,953	1,536,573	20.3	3.58
	汚水	宮原ポンプ場	174,013	477	174,013	-	-	-
	汚水	串山ポンプ場	21,135	58	21,135	-	-	-
	雨水	堺川ポンプ場	118,152	324	-	118,152	-	-
	雨水	堺川第2ポンプ場	64,476	177	-	64,476	-	-
	雨水	中央ポンプ場	77,748	213	-	77,748	-	-
	雨水	二河公園ポンプ場	587,025	1,608	-	587,025	-	-
	汚水	警固屋ポンプ場	355,315	973	355,315	-	0.7	-
	汚水	吉浦ポンプ場	617,312	1,691	617,312	-	3.3	0.1
	汚水	芳井田ポンプ場	317,732	870	317,732	-	-	-
	雨水	新町ポンプ場	985,470	2,700	-	985,470	24.0	-
天応	汚水	宮ヶ迫ポンプ場	2,111	6	2,111	-	-	-
広	汚水/雨水	仁方ポンプ場	1,159,802	3,178	565,804	593,998	0.2	0.2
	汚水	広ポンプ場	5,939,502	16,273	5,939,502	-	-	7.0
	雨水	名田ポンプ場 (名田雨水ポンプ場)	7,696,236 (3,943,548)	21,086 (10,804)	- -	7,696,236 (3,943,548)	- -	- -
	雨水	弥生ポンプ場	1,786,005	4,893	-	1,786,005	23.3	-
	汚水	横路ポンプ場	338,552	928	338,552	-	-	-
	汚水	阿賀ポンプ場	2,484,390	6,807	2,484,390	-	3.4	0.8
	雨水	小倉ポンプ場	2,312,890	6,337	-	2,312,890	-	-
	雨水	豊栄ポンプ場	92,949	255	-	92,949	-	-
	汚水	郷原ポンプ場	845,109	2,315	845,109	-	-	-
	汚水	石内ポンプ場	12,048	33	12,048	-	-	-
	汚水	小坪ポンプ場	183,711	503	183,711	-	-	-
川尻	汚水	川尻ポンプ場	676,599	1,854	676,599	-	-	0.9
安浦	汚水	安浦ポンプ場	802,778	2,199	802,778	-	-	1.1
	雨水	月見公園ポンプ場	2,512,784	6,884	-	2,512,784	-	-
	雨水	浦尻ポンプ場	1,178,436	3,229	-	1,178,436	-	-
	雨水	中島川ポンプ場	53,460	146	-	53,460	-	-
音戸	雨水	南隠渡ポンプ場	29,876	82	-	29,876	-	-

(注) 1 日平均 ⇒ 揚水量 (m³) 年間/365で計算する。

2 名田ポンプ場は、名田雨水ポンプ場を含み、() 内は名田雨水ポンプ場の内数

(2) 処理場の運転状況

ア 新宮浄化センター

項目		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
水処理	流入水量 (m ³)	12,176,384	12,136,350	12,240,104	12,526,574	12,597,515	
	日平均 (m ³)	33,360	33,250	33,443	34,319	34,514	
	日最大 (m ³)	143,077	180,148	100,203	176,721	277,203	
	晴天時日平均 (m ³)	28,512	28,793	29,846	28,820	27,952	
	晴天時日最大 (m ³)	40,868	49,783	41,977	41,958	41,495	
	汚水処理量 (m ³)	10,322,070	10,416,616	10,826,255	10,410,874	10,116,261	
	し尿処理量 (m ³)	84,732	92,879	97,324	108,287	86,360	
雨水処理量 (m ³)	1,769,582	1,626,855	1,316,525	2,007,413	2,394,894		
汚泥処理	汚泥処理量 (m ³)	156,855	151,755	158,290	154,125	90,625	
	日平均 (m ³)	535	518	538	524	308	
	含水率 (%)	98.8	98.7	98.8	98.8	98.1	
	脱水ケーキ量 (t)	7,165	7,289	7,385	6,827	6,213	
	日平均 (t)	24.5	24.9	25.1	23.2	21.1	
含水率 (%)	74.5	74.5	70.6	74.9	75.8		
廃棄物	沈砂量 (t)	14.2	20.6	15.6	19.9	28.1	
	し渣量 (t)	74.8	53.0	36.4	37.5	72.0	
その他	電力使用量 (kwh)	5,784,336	5,764,008	5,710,224	5,649,119	5,562,596	
	水道使用量 (m ³)	4,971	4,817	3,157	3,430	2,726	
	薬品	次亜塩素酸ソーダ (kg)	199,517	231,025	186,531	183,655	180,665
		高分子凝集剤 (kg)	10,068	9,674	10,361	10,260	10,280

(注) 汚泥処理の日平均は稼働日数で除したもの

イ 広浄化センター

項目		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
水処理	流入水量 (m ³)	9,348,881	8,961,535	8,904,374	9,540,542	9,736,829	
	日平均 (m ³)	25,613	24,552	24,329	26,139	26,676	
	日最大 (m ³)	32,588	35,642	29,070	32,103	33,308	
	汚水処理量 (m ³)	8,604,925	8,304,385	8,404,630	9,154,872	9,367,031	
	し尿処理量 (m ³)	123,814	133,526	122,144	121,160	131,744	
	余水処理量 (m ³)	0	0	0	0	0	
	都市排水処理量 (m ³)	620,142	523,624	377,600	264,510	238,054	
汚泥処理	汚泥処理量 (m ³)	92,546	85,868	75,294	66,187	68,993	
	日平均 (m ³)	310	281	206	187	189	
	含水率 (%)	97.6	97.5	97.2	97	97.1	
	脱水ケーキ量 (t)	7,669	7,381	7,139	7,156	6,986	
	日平均 (t)	25.7	24.1	23.4	24.4	19.1	
含水率 (%)	74.1	72.9	71.1	68.9	71.6		
廃棄物	沈砂量 (t)	8.8	7.4	5.6	7.7	17.0	
	し渣量 (t)	70.8	63.0	74.5	82.5	53.7	
その他	電力使用量 (kwh)	4,396,608	4,553,592	4,318,188	4,671,984	4,590,421	
	水道使用量 (m ³)	5,686	8,187	7,336	6,446	8,102	
	薬品	次亜塩素酸ソーダ (kg)	141,025	131,802	129,820	131,756	137,966
		高分子凝集剤 (kg)	23,251	33,815	32,373	29,948	36,447

(注) 汚泥処理の日平均は稼働日数で除したもの

ウ 天応浄化センター

項目		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
水処理	流入水量 (m ³)	1,371,034	1,295,217	1,170,998	1,225,973	1,218,242	
	日平均 (m ³)	3,756	3,549	3,199	3,359	3,338	
	日最大 (m ³)	4,174	6,071	3,701	3,526	3,947	
汚泥処理	汚泥処理量 (m ³)	10,500	9,197	10,426	9,559	9,887	
	日平均 (m ³)	75	25	28	26	29	
	含水率 (%)	97.4	94.9	97.5	97.4	97.6	
	脱水ケーキ量 (t)	998	1,088	879	926	901	
	日平均 (t)	7.1	3.0	2.4	2.5	2.6	
廃棄物	沈砂量 (t)	2.8	23.7	6.2	18.2	20.7	
	し渣量 (t)	0.7	1.1	0.9	1.3	2.3	
その他	電力使用量 (kwh)	1,256,598	1,204,957	1,200,495	1,219,528	1,251,933	
	水道使用量 (m ³)	2,448	1,880	1,647	1,381	1,087	
	薬品	次亜塩素酸ソーダ (kg)	25,662	22,511	24,448	27,605	22,067
		高分子凝集剤 (kg)	2,206	2,074	2,094	2,073	2,292

(注) 汚泥処理の日平均は稼働日数で除したもの

エ 川尻浄化センター

項目		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
水処理	流入水量 (m ³)	708,965	676,267	700,170	729,683	720,462	
	日平均 (m ³)	1,942	1,853	1,913	1,999	1,974	
	日最大 (m ³)	2,230	2,390	2,163	2,127	2,165	
汚泥処理	汚泥処理量 (m ³)	10,335	10,236	10,038	10,270	10,118	
	日平均 (m ³)	28	28	28	28	28	
	含水率 (%)	98.5	98.6	98.6	98.6	98.5	
	脱水ケーキ量 (t)	621	581	576	588	585	
	日平均 (t)	1.7	1.6	1.6	1.6	1.6	
その他	電力使用量 (kwh)	556,932	553,423	537,505	563,089	557,184	
	水道使用量 (m ³)	197	140	108	128	135	
	薬品	固形塩素 (kg)	2,069	2,035	2,060	2,095	2,101
		高分子凝集剤 (kg)	1,278	1,266	1,191	1,235	1,227

(注) 汚泥処理の日平均は稼働日数で除したもの

オ 安浦浄化センター

項目		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
水処理	流入水量 (m ³)	723,240	711,420	753,438	798,985	802,778	
	日平均 (m ³)	1,981	1,949	2,059	2,189	2,199	
	日最大 (m ³)	2,278	2,566	2,350	2,473	2,682	
汚泥処理	汚泥処理量 (m ³)	7,046	5,833	11,137	10,455	9,608	
	日平均 (m ³)	46	40	67	60	59	
	含水率 (%)	98.8	98.1	99	99	98.9	
	脱水ケーキ量 (t)	562	418	631	650	603	
	日平均 (t)	3.7	2.9	3.8	3.8	3.7	
廃棄物	し渣量 (kg)	1,890	3,530	3,760	4,150	3,500	
	電力使用量 (kwh)	388,931	419,092	395,303	406,074	410,530	
その他	水道使用量 (m ³)	196	323	184	204	188	
	薬品	固形塩素 (kg)	910	930	915	930	905
		高分子凝集剤 (kg)	1,076	945	1,358	1,496	1,297

(注) 汚泥処理の日平均は稼働日数で除したもの

カ 赤石浄化センター

項目		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
水処理	流入水量 (m ³)	78,321	78,909	78,467	80,436	78,521	
	日平均 (m ³)	215	216	214	220	215	
	日最大 (m ³)	337	355	312	346	279	
汚泥処理	汚泥処理量 (m ³)	3,787	2,509	3,228	2,716	3,356	
	日平均 (m ³)	11	11	14	10	9	
	含水率 (%)	99.8	99.7	99.7	99.8	99.7	
	脱水ケーキ量 (t)	45	43	39	44	30	
	日平均 (t)	0.1	0.2	0.2	0.2	0.1	
	含水率 (%)	82.6	82.0	80.5	75.9	77.2	
廃棄物	沈砂量 (kg)	0	0	0	0	0	
	し渣量 (kg)	410	740	170	370	210	
その他	電力使用量 (kwh)	122,765	120,043	121,786	118,858	110,389	
	水道使用量 (m ³)	160	101	172	212	182	
	薬品	固形塩素 (kg)	110	100	195	100	185
		高分子凝集剤 (kg)	254	150	210	215	213

(注) 汚泥処理の日平均は稼働日数で除したもの

キ 本浦浄化センター

項目		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
水処理	流入水量 (m ³)	98,736	98,220	99,605	98,331	99,081	
	日平均 (m ³)	271	269	272	269	271	
	日最大 (m ³)	422	349	368	378	452	
汚泥処理	汚泥処理量 (m ³)	6,491	6,911	6,811	5,872	4,146	
	日平均 (m ³)	18	19	19	16	11	
	含水率 (%)	99.8	99.8	99.8	99.8	99.8	
	脱水ケーキ量 (t)	90	101	112	115	82	
	日平均 (t)	0.2	0.3	0.3	0.3	0.2	
	含水率 (%)	83.8	82.8	84.4	84.2	82.7	
廃棄物	し渣量 (kg)	1,010	1,260	1,290	1,240	880	
その他	電力使用量 (kwh)	152,569	149,274	150,249	161,623	191,278	
	水道使用量 (m ³)	82	76	87	51	68	
	薬品	固形塩素 (kg)	110	120	202	240	115
		高分子凝集剤 (kg)	302	314	213	258	287

(注) 汚泥処理の日平均は稼働日数で除したもの

ク 音戸北部浄化センター

項目		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
水処理	流入水量 (m ³)	27,497	39,319	42,069	40,698	39,774	
	日平均 (m ³)	75	108	115	111	109	
	日最大 (m ³)	104	134	527	179	123	
汚泥処理	汚泥処理量 (m ³)	311	1,752	1,357	1,659	1,749	
	日平均 (m ³)	7	12	13	14	5	
	含水率 (%)	99.7	99.7	99.7	99.8	99.8	
	脱水ケーキ量 (t)	6	27	18	21	18	
	日平均 (t)	0.1	0.2	0.2	0.2	0.0	
	含水率 (%)	85.5	82.1	82.3	81.2	80.2	
廃棄物	し渣量 (kg)	0	0	30	40	0	
その他	電力使用量 (kwh)	111,934	131,874	133,692	159,924	159,527	
	水道使用量 (m ³)	9	11	15	18	16	
	薬品	固形塩素 (kg)	10	37	60	65	26
		高分子凝集剤 (kg)	27	168	123	159	160

(注) 汚泥処理の日平均は稼働日数で除したもの

ケ 倉橋中央浄化センター

項目		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
水処理	流入水量 (m ³)	13,585	14,364	15,050	17,432	18,305	
	日平均 (m ³)	37	39	41	48	50	
	日最大 (m ³)	74	56	110	61	65	
汚泥処理	汚泥処理量 (m ³)	0	62	763	587	326	
	日平均 (m ³)	0	9	6	5	1	
	含水率 (%)	0.0	99.7	99.7	99.7	99.7	
	脱水ケーキ量 (t)	0	1	9	6	3	
	日平均 (t)	0.0	0.1	0.1	0.1	0.0	
	含水率 (%)	0.0	78.8	76.1	79.3	81.9	
廃棄物	沈砂量 (kg)	0	0	0	0	0	
	し渣量 (kg)	0	0	50	10	0	
その他	電力使用量 (kwh)	64,334	57,375	55,042	57,145	52,319	
	水道使用量 (m ³)	21	62	66	97	128	
	薬品	固形塩素 (kg)	50	35	75	105	120
		高分子凝集剤 (kg)	0	10	240	120	29

(注) 汚泥処理の日平均は稼働日数で除したもの

(3) 排水水質等の規制

排水水質等の規制は、下水道施設の機能及び構造の保全、終末処理場からの放流水の環境汚染防止（環境保全）を目的としており、下水道法、条例、水質汚濁防止法その他関係法令により事業場及び終末処理場の排水水質基準や各種届出、罰則等の制度が定められている。また、平成12年1月、ダイオキシン類対策特別措置法の施行に伴い、下水道法施行令等が一部改正され、ダイオキシン類についても新たに排水規制が行われることとなった。

本市では、事業場等への立入調査や排水の水質検査等を積極的に実施して、除害施設（水質基準に適合させるための排水処理設備）の維持管理状況や水質基準の遵守状況等の確認を行っている。また、終末処理場の放流水についても、定期的な水質検査を実施しており、常に適正で良好な放流水質の確保に努めている。

★ 呉市における公共下水道へ排水される水質の基準及び終末処理場からの排水基準

対象物質又は項目	特定事業場 (旅館業を除く。)			非特定事業場 (旅館業を含む。)		終末処理場 からの排水 基準
	排水量 30m ³ /日未満	排水量 30m ³ /日以上 50m ³ /日未満	排水量 50m ³ /日以上	排水量 50m ³ /日未満	排水量 50m ³ /日以上	
カドミウム及びその化合物	0.03以下	0.03以下	0.03以下	0.03以下	0.03以下	0.03以下
シアン化合物	1 "	1 "	1 "	1 "	1 "	1 "
有機りん化合物	1 "	1 "	1 "	1 "	1 "	1 "
鉛及びその化合物	0.1 "	0.1 "	0.1 "	0.1 "	0.1 "	0.1 "
六価クロム化合物	0.5 "	0.5 "	0.5 "	0.5 "	0.5 "	0.5 "
ひ素及びその化合物	0.1 "	0.1 "	0.1 "	0.1 "	0.1 "	0.1 "
水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物	0.005 "	0.005 "	0.005 "	0.005 "	0.005 "	0.005 "
アルキル水銀化合物	検出され ないこと	検出され ないこと	検出され ないこと	検出され ないこと	検出され ないこと	検出され ないこと
ポリ塩化ビフェニル	0.003以下	0.003以下	0.003以下	0.003以下	0.003以下	0.003以下
トリクロロエチレン	0.1 "	0.1 "	0.1 "	0.1 "	0.1 "	0.1 "
テトラクロロエチレン	0.1 "	0.1 "	0.1 "	0.1 "	0.1 "	0.1 "
ジクロロメタン	0.2 "	0.2 "	0.2 "	0.2 "	0.2 "	0.2 "
四塩化炭素	0.02 "	0.02 "	0.02 "	0.02 "	0.02 "	0.02 "
1, 2-ジクロロエタン	0.04 "	0.04 "	0.04 "	0.04 "	0.04 "	0.04 "
1, 1-ジクロロエチレン	1 "	1 "	1 "	1 "	1 "	1 "
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.4 "	0.4 "	0.4 "	0.4 "	0.4 "	0.4 "
1, 1, 1-トリクロロエタン	3 "	3 "	3 "	3 "	3 "	3 "
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.06 "	0.06 "	0.06 "	0.06 "	0.06 "	0.06 "
1, 3-ジクロロプロペン	0.02 "	0.02 "	0.02 "	0.02 "	0.02 "	0.02 "
チウラム	0.06 "	0.06 "	0.06 "	0.06 "	0.06 "	0.06 "
シマジン	0.03 "	0.03 "	0.03 "	0.03 "	0.03 "	0.03 "
チオベンカルブ	0.2 "	0.2 "	0.2 "	0.2 "	0.2 "	0.2 "
ベンゼン	0.1 "	0.1 "	0.1 "	0.1 "	0.1 "	0.1 "
セレン及びその化合物	0.1 "	0.1 "	0.1 "	0.1 "	0.1 "	0.1 "
ほう素及びその化合物	230 " 10 "(安浦・ 倉橋中央)	230 " 10 "(安浦・ 倉橋中央)	230 " 10 "(安浦・ 倉橋中央)	230 " 10 "(安浦・ 倉橋中央)	230 " 10 "(安浦・ 倉橋中央)	230 " 10 "(安浦・ 倉橋中央)
ふっ素及びその化合物	15 " 8 "(安浦・ 倉橋中央)	15 " 8 "(安浦・ 倉橋中央)	15 " 8 "(安浦・ 倉橋中央)	15 " 8 "(安浦・ 倉橋中央)	15 " 8 "(安浦・ 倉橋中央)	15 " 8 "(安浦・ 倉橋中央)
1, 4-ジオキサン	0.5 "	0.5 "	0.5 "	0.5 "	0.5 "	0.5 "
アンモニア性窒素等含有量	—	—	—	—	—	100 "

対象者 対象物質又は項目		特定事業場 (旅館業を除く。)			非特定事業場 (旅館業を含む。)		終末処理場からの排水基準	
		排水量 30m ³ /日未満	排水量 30m ³ /日以上 50m ³ /日未満	排水量 50m ³ /日以上	排水量 50m ³ /日未満	排水量 50m ³ /日以上		
環境項目等	フェノール類	5以下	5以下	5以下	5以下	5以下	5以下	
	銅及びその化合物	3 "	3 "	3 "	3 "	3 "	3 "	
	亜鉛及びその化合物	2 "	2 "	2 "	2 "	2 "	2 "	
	鉄及びその化合物(溶解性)	10 "	10 "	10 "	10 "	10 "	10 "	
	マンガン及びその化合物(溶解性)	10 "	10 "	10 "	10 "	10 "	10 "	
	クロム及びその化合物	2 "	2 "	2 "	2 "	2 "	2 "	
	水素イオン濃度(pH)	5を超え11未満	5を超え11未満	5を超え9未満	5を超え11未満	5を超え9未満	5.8以上8.6以下	
	生物化学的酸素要求量(BOD)	-	-	600未満	-	600未満	15以下 10以下(本浦)	
	浮遊物質(SS)	-	-	600未満	-	600未満	40以下	
	n-ヘキサン抽出物質含有量	鉱油類含有量	20以下	20以下	5以下	20以下	5以下	5 "
		動植物油脂類含有量	-	-	30 "	-	30 "	20 "
	窒素含有量	-	-	-	-	-	120(60) "	
	りん含有量	-	-	-	-	-	16 (8) "	
	温度	-	-	45度未満	-	45度未満	★	
よう素消費量	-	-	220未満	-	220未満	-		
化学的酸素要求量	-	-	-	-	-	30(20)以下		
大腸菌群数	-	-	-	-	-	3,000個/cm ³ "		

- (備考) 1 単位は、pH、温度、大腸菌群数を除き、全てmg/lである。また、()内は、日間平均値である。
- 2 内は、直罰等に係る規制基準である。
なお、この基準のうち30m³/日以上、50m³/日未満の特定事業場に係るフェノール、銅、亜鉛、鉄、マンガンの基準は、と畜業、食鶏処理業、廃油再生業に属する特定事業場及びシアン又はクロムを使用する特定事業場に適用する基準である。
- 3 内は、除害施設の設置等に係る規制基準である。
- 4 ★は、排出先の公共用水域の水に著しい変化を与えない程度(外観、透視度及び臭気も含む。)

ダイオキシン類対策特別措置法に規定する特定施設	ダイオキシン類として 10ピコグラム/l以下
-------------------------	---------------------------

(4) 下水道使用料の収納状況

(金額は消費税込み)

区分	調定		収納	
	件数(件)	金額(円)	件数(件)	金額(円)
平成29年度	572,629	4,147,619,641	524,822	3,959,731,555
平成30年度	572,172	3,949,403,449	523,289	3,771,423,238
令和元年度	574,338	4,096,582,250	526,096	3,913,974,089
令和2年度	573,055	4,512,867,795	525,255	4,315,547,911
令和3年度	571,570	4,517,016,235	525,305	4,324,130,899

区分	未納		収納率(%)	
	件数(件)	金額(円)	件数	金額
平成29年度	47,807	187,888,086	91.7	95.5
平成30年度	48,883	177,980,211	91.5	95.5
令和元年度	48,242	182,608,161	91.6	95.5
令和2年度	47,800	197,319,884	91.6	95.6
令和3年度	46,265	192,885,336	91.9	95.7

(注) 平成29年度未納額には、口座制の3月調定の後期分(4月引落とし)142,593,006円を含む。
 平成30年度未納額には、口座制の3月調定の後期分(4月引落とし)137,290,246円を含む。
 令和元年度未納額には、口座制の3月調定の後期分(4月引落とし)141,801,918円を含む。
 令和2年度未納額には、口座制の3月調定の後期分(4月引落とし)158,259,426円を含む。
 令和3年度未納額には、口座制の3月調定の後期分(4月引落とし)152,066,650円を含む。
 収納額は、年度末における水道事業会計での預り金を算入した金額である。

(5) 下水道事業受益者負担金・分担金の収納状況

(不課税)

区分	調定(賦課)		収納	
	件数(件)	金額(円)	件数(件)	金額(円)
平成29年度	186	7,697,592	182	7,523,064
平成30年度	179	13,272,674	179	13,272,674
令和元年度	81	4,835,379	81	4,835,379
令和2年度	97	4,098,492	97	4,098,492
令和3年度	72	4,186,847	72	4,186,847

区分	未納		収納率(%)	
	件数(件)	金額(円)	件数	金額
平成29年度	4	174,528	97.8	97.7
平成30年度	-	-	100.0	100.0
令和元年度	-	-	100.0	100.0
令和2年度	-	-	100.0	100.0
令和3年度	-	-	100.0	100.0

7 財務

(1) 損益計算書

(単位:千円,消費税抜き)

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
収入	7,082,850	6,880,790	7,062,188	7,191,791	7,263,091
営業収益	4,576,609	4,375,652	4,583,799	4,894,838	5,043,893
下水道使用料	3,836,254	3,661,151	3,776,755	4,102,802	4,106,583
一般会計負担金	722,706	697,079	789,351	766,679	834,361
その他営業収益	17,649	17,423	17,693	25,356	102,949
営業外収益	2,501,693	2,473,142	2,425,785	2,287,164	2,219,198
受取利息	49	43	21	27	67
一般会計補助金	866,180	848,218	838,100	721,328	669,251
受託事業収益	75,048	82,666	81,441	84,917	91,592
集落排水事業負担金	40,600	41,848	44,654	46,185	44,017
長期前受金戻入	1,509,079	1,489,902	1,452,118	1,424,046	1,398,471
雑収益	10,737	10,466	9,452	10,663	15,799
特別利益	4,549	31,996	52,603	9,789	-
固定資産売却益	-	9,268	6,164	-	-
その他特別利益	4,549	22,728	46,439	9,789	-
支出	6,677,203	6,714,357	6,683,220	6,578,532	6,776,684
営業費用	5,720,323	5,642,342	5,847,384	5,810,330	6,071,270
管渠費	225,374	200,960	202,677	221,872	263,380
ポンプ場費	371,182	377,969	432,301	399,071	424,776
処理場費	1,267,369	1,284,444	1,351,531	1,373,373	1,509,435
水質指導費	18,247	18,460	19,180	18,426	19,754
普及促進費	28,296	28,281	27,662	30,626	31,648
業務費	158,829	151,604	162,355	159,924	164,293
総係費	218,350	150,966	226,465	144,056	220,957
減価償却費	3,431,164	3,427,037	3,417,633	3,449,154	3,376,296
資産減耗費	1,511	2,621	7,579	13,829	60,731
営業外費用	956,880	897,091	832,830	766,459	705,414
支払利息	818,413	750,383	679,967	603,755	536,581
東部処理場受託事業費	55,977	53,398	57,367	58,063	63,561
ポンプ所及び樋門 管理受託事業費	19,071	29,267	24,074	26,854	28,031
集落排水事業費	40,600	41,848	44,654	46,185	44,017
雑支出	22,819	22,194	26,768	31,602	33,223
特別損失	-	174,925	3,006	1,743	-
災害による損失	-	174,925	-	-	-
過年度損益修正損	-	-	-	1,740	-
その他特別損失	-	-	3,006	4	-
経常損益	401,098	309,362	329,371	605,213	486,408
当年度純損益	405,647	166,432	378,969	613,259	486,408

(注) 各項目を四捨五入しているため、合計と一致しない場合がある。

(2) 資本の収入及び支出

(単位:千円, 消費税込み)

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
収入	3,252,255	3,065,569	3,090,097	2,678,814	3,308,631
企業債	2,184,900	2,000,400	1,959,800	1,580,900	1,937,500
固定資産売却代金	-	2,824	784	751	636
負担金	21,334	9,989	17,925	253,132	183,850
受託金	13,074	3,362	1,410	-	-
補助金	773,800	798,574	868,358	611,012	966,985
国庫補助金	773,800	798,574	868,358	611,012	966,985
出資金	254,258	246,891	240,071	229,208	217,806
分担金	4,769	3,445	1,677	3,612	1,732
貸付金回収金	121	85	72	200	123
支出	5,639,539	5,474,891	5,583,192	5,252,384	5,902,332
建設改良費	2,400,639	2,252,747	2,328,795	2,172,132	2,825,732
建設事務費	276,811	265,519	249,581	245,113	238,036
公共下水道事業費	1,363,563	1,049,291	1,071,493	1,243,233	2,188,177
特定環境保全事業費	754,908	913,975	988,109	661,040	379,144
災害復旧事業費	-	19,080	6,589	14,535	18,274
固定資産購入費	5,359	4,882	13,023	8,211	2,101
企業債償還金	3,238,900	3,222,144	3,254,396	3,080,252	3,076,599
収支差引不足額	△2,387,284	△2,409,322	△2,493,095	△2,573,570	△2,593,701
補填財源					
当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額	97,118	85,458	96,969	94,611	130,782
減債積立金	260,668	380,991	423,106	440,022	424,364
建設改良積立金	105,000	-	-	-	-
損益勘定留保資金	1,924,498	1,942,873	1,973,020	2,038,937	2,038,555

(注) 各項目を四捨五入しているため、合計と一致しない場合がある。

(3) 貸借対照表

ア 資産

(単位:千円)

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
固定資産	96,157,874	94,881,233	93,746,845	92,286,192	91,450,882
有形固定資産	96,156,412	94,879,856	93,745,540	92,285,087	91,449,900
土地	5,912,715	5,911,520	5,911,094	5,911,094	5,916,597
建物	3,055,991	2,947,750	2,829,670	2,697,834	2,622,637
構築物	76,242,659	74,653,186	75,150,232	73,826,220	72,463,976
機械及び装置	9,697,245	9,317,935	8,981,453	8,860,595	9,418,964
車両運搬具	3,999	2,923	2,692	3,379	3,429
工具, 器具及び備品	21,829	22,894	29,408	28,514	22,640
建設仮勘定	1,221,973	2,023,648	840,990	957,451	1,001,656
投資その他の資産	1,462	1,377	1,305	1,105	982
長期貸付金	1,462	1,377	1,305	1,105	982
流動資産	2,128,836	2,345,386	1,879,237	2,090,927	2,608,055
現金・預金	1,765,684	2,020,142	1,517,475	1,595,331	2,231,470
未収金	333,456	283,961	264,500	397,091	338,906
貸倒引当金	△3,299	△844	△773	△1,257	△1,551
前払金	-	37,272	90,411	91,714	28,655
その他流動資産	32,995	4,856	7,625	8,049	10,575
資産合計	98,286,710	97,226,619	95,626,082	94,377,120	94,058,937

(注) 各項目を四捨五入しているため、合計と一致しない場合がある。

イ 負債・資本

(単位:千円)

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
固定負債	39,680,721	38,541,146	37,430,642	35,954,241	34,848,701
企業債	39,529,310	38,368,314	37,247,862	35,752,163	34,635,218
引当金	151,410	172,832	182,780	202,079	213,484
流動負債	4,131,734	4,480,673	3,874,570	3,890,071	4,311,596
企業債	3,222,143	3,254,396	3,080,252	3,076,599	3,054,445
未払金	728,750	1,073,525	731,431	748,135	1,197,336
未払費用	122,133	84,886	2,220	1,613	1,491
引当金	50,187	60,695	45,696	49,424	45,539
預り金	8,520	7,126	14,939	14,276	12,782
その他流動負債	-	44	32	24	4
繰延収益	30,056,994	29,374,215	28,871,246	28,240,716	27,896,832
長期前受金	67,000,603	67,798,857	68,745,908	69,528,979	70,448,859
長期前受金収益化累計額	△36,943,610	△38,424,642	△39,874,662	△41,288,263	△42,552,026
負債合計	73,869,448	72,396,034	70,176,457	68,085,028	67,057,130
資本金	17,235,734	19,841,082	20,462,143	21,114,457	21,772,285
資本金	17,235,734	19,841,082	20,462,143	21,114,457	21,772,285
剰余金	7,181,528	4,989,504	4,987,482	5,177,634	5,229,522
資本剰余金	3,729,789	3,729,789	3,729,789	3,729,789	3,735,291
国庫補助金	2,023,060	2,023,060	2,023,060	2,023,060	2,023,060
受益者負担金	1,414	1,414	1,414	1,414	1,414
一般会計繰入金	196,213	196,213	196,213	196,213	196,213
受贈財産評価額	1,509,102	1,509,102	1,509,102	1,509,102	1,514,605
利益剰余金	3,451,739	1,259,715	1,257,693	1,447,845	1,494,231
減債積立金	384,206	408,216	151,109	89,087	277,723
当年度未処分利益剰余金	3,067,533	851,499	1,106,584	1,358,758	1,216,508
(うち積立金への積立可能額)	(709,076)	(470,509)	(683,477)	(918,736)	(792,144)
資本合計	24,417,262	24,830,585	25,449,625	26,292,091	27,001,807
負債・資本合計	98,286,710	97,226,619	95,626,082	94,377,120	94,058,937

(注) 各項目を四捨五入しているため、合計と一致しない場合がある。

8 経営分析

分析項目	単位	比較					公式	備考		
		H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度				
業務分析	負荷率	%	81.0	67.6	81.4	82.6	82.1	$\frac{\text{1日平均処理水量}}{\text{1日最大処理水量}} \times 100$	施設が年間を通じて有効に使用されているかをみる。 比率は、100%に近いほど良い。	
	施設利用率	%	60.0	58.7	58.5	61.3	61.9	$\frac{\text{1日平均処理水量}}{\text{1日処理能力}} \times 100$	施設の利用が有効かつ適切に行われているかをみる。 比率は、100%に近いほど良い。	
	最大稼働率	%	74.1	86.9	71.9	74.2	75.4	$\frac{\text{1日最大処理水量}}{\text{1日処理能力}} \times 100$	施設の利用及び投資の適正化をみる。	
	管渠使用効率	m ³ /m	20.2	19.7	19.5	20.3	20.4	$\frac{\text{年間総処理水量}}{\text{管渠延長}}$	管渠1m当たりの有効利用をみる。 数値は大きいほど良い。	
	固定資産使用効率	m ³ /万円	2.6	2.5	2.6	2.7	2.8	$\frac{\text{年間総処理水量}}{\text{有形固定資産}} \times 10,000$	固定資産1万円当たりの処理水量の使用効率をみる。 数値は大きいほど良い。	
	職員一人当たり	営業収益	千円	127,128	141,150	143,244	139,853	148,350	$\frac{\text{営業収益}-\text{受託工事収益}}{\text{損益勘定所属職員数}} \times \frac{1}{1,000}$	職員一人当たりの売上高をみる。 数値は大きいほど良い。
		水洗便所設置済人口	人	5,280	6,113	5,859	5,589	5,676	$\frac{\text{水洗便所設置済人口}}{\text{損益勘定所属職員数}}$	職員数が適正であるかどうかをみる。 数値は大きいほど良い。
		有収水量	m ³	541,866	610,358	594,903	549,976	557,026	$\frac{\text{有収水量}}{\text{損益勘定所属職員数}}$	労働生産性(職員一人当たりの生産量)をみる。 数値は大きいほど良い。
	有収水量1m ³ 当たり	総収益	円	300.46	299.41	300.91	306.77	306.58	$\frac{\text{総収益}}{\text{有収水量}}$	
		使用料単価	円	196.66	193.50	198.39	213.14	216.83	$\frac{\text{使用料収益}}{\text{有収水量}}$	1m ³ 当たりの使用料収益
		総費用	円	279.67	290.62	281.00	274.91	280.90	$\frac{\text{総費用}}{\text{有収水量}}$	
		処理原価	円	279.67	290.62	281.00	274.91	280.90	$\frac{\text{経常費用}}{\text{有収水量}}$	1m ³ 当たりの処理原価
	構成比率	固定資産構成比率	%	97.8	97.6	98.0	97.8	97.2	$\frac{\text{固定資産}}{\text{固定資産}+\text{流動資産}+\text{繰延資産}} \times 100$	事業の財産構成の適正化をみる。 比率は小さいほど良い。
		固定負債構成比率	%	40.4	39.6	39.1	38.1	37.0	$\frac{\text{固定負債}}{\text{負債資本合計}} \times 100$	事業の負債構成の適正化をみる。 比率は小さいほど良い。
自己資本構成比率		%	55.4	55.8	56.8	57.8	58.4	$\frac{\text{資本金}+\text{剰余金}+\text{繰延収益}}{\text{負債資本合計}} \times 100$	資本中の自己資本の割合をみる。 比率は大きいほど良い。 (自己資本=資本金+剰余金+繰延収益)	
財務比率	固定比率	%	176.5	175.0	172.6	169.2	166.6	$\frac{\text{固定資産}}{\text{資本金}+\text{剰余金}+\text{繰延収益}} \times 100$	固定資産が自己資本によって賄われるべきであるとする企業財政上の原則から100%以下が望ましい。	
	流動比率	%	51.5	52.3	48.5	53.8	60.5	$\frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}} \times 100$	短期債務に対して、どれだけの支払能力があるかを示す。 高いほど良い。	
	酸性試験比率	%	50.7	51.4	46.0	51.2	59.6	$\frac{\text{現金預金}+(\text{未収金}-\text{貸倒引当金})}{\text{流動負債}} \times 100$	短期債務に対して、換金性の低いものを除いて、どれだけの支払能力があるかを示す。高いほど良い。	
	現金比率	%	42.7	45.1	39.2	41.0	51.8	$\frac{\text{現金預金}}{\text{流動負債}} \times 100$	即時支払能力をみる。 20%以上が理想比率とされている。	
回転率	自己資本回転率	回	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	$\frac{\text{営業収益}-\text{受託工事収益}}{(\text{期首自己資本}+\text{期末自己資本}) \times 1/2}$	自己資本の活動能力を示す。 高いほど良い。	
	固定資産回転率	回	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	$\frac{\text{営業収益}-\text{受託工事収益}}{(\text{期首固定資産}+\text{期末固定資産}) \times 1/2}$	固定資産の利用度(固定資産への投資の度合い)を示す。 高いほど良い。	
	流動資産回転率	回	2.3	2.0	2.2	2.5	2.1	$\frac{\text{営業収益}-\text{受託工事収益}}{(\text{期首流動資産}+\text{期末流動資産}) \times 1/2}$	流動資産の使用利用度を示す。 高いほど良い。	
	減価償却率	%	3.7	3.8	3.8	3.9	3.8	$\frac{\text{当年度減価償却額}}{\text{償却資産}+\text{当年度減価償却額}} \times 100$	減価償却費の割合をみる。	
	未収金回転率	回	15.1	14.2	16.7	14.8	13.7	$\frac{\text{営業収益}-\text{受託工事収益}}{(\text{期首未収金}+\text{期末未収金}) \times 1/2}$	未収金の回収の程度を示す。 数値が大きいほど未収金の回収速度が良好である。	

(注) 令和元年度から、処理原価は他会計負担金等を除く。

分析項目	単位	比較					公式	備考	
		H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度			
収益率	総資本利益率	%	0.4	0.2	0.4	0.6	0.5	$\frac{\text{当年度純利益}}{(\text{期首総資本} + \text{期末総資本}) \times 1/2} \times 100$	企業の収益性を判断するもので、高いほど企業成績が良好である。
	総収支比率	%	106.1	102.5	105.7	109.3	107.2	$\frac{\text{総収益}}{\text{総費用}} \times 100$	経営収支状態を示し、100%未満の場合は赤字を表わす。
	経常収支比率	%	106.0	104.7	104.9	109.2	107.2	$\frac{\text{総収益} - \text{特別利益}}{\text{総費用} - \text{特別損失}} \times 100$	特別損益を除いた経営収支状態を示し、100%以上の場合は経常利益が発生していることを表す。
	営業収支比率	%	80.0	77.6	78.4	84.2	83.1	$\frac{\text{営業収益} - \text{受託工事収益}}{\text{営業費用} - \text{受託工事費用}} \times 100$	業務活動の能率を示すもので、これによって経営活動の成否が判定される。
その他	利子負担率	%	1.9	1.8	1.7	1.6	1.4	$\frac{\text{支払利息} + \text{企業債取扱諸費}}{\text{企業債} \cdot \text{長期借入金(建設改良の財源)} + \text{企業債} \cdot \text{長期借入金(その他)} + \text{一時借入金}} \times 100$	負債に対する支払利息の負担の割合を示す。
	企業債償還元金対減価償却額比率	%	153.1	149.0	146.6	131.8	132.1	$\frac{\text{建設改良のための企業債償還元金}}{\text{当年度減価償却額} - \text{長期前受金戻入}} \times 100$	固定資産に対する投資額は、減価償却を通じて回収されるものであり、その回収能力を示す。低いほど良い。
	企業債償還元金対料金収入比率	%	76.7	78.9	76.3	65.0	63.6	$\frac{\text{建設改良のための企業債償還元金}}{\text{使用料収入}} \times 100$	企業債償還能力を示す。下水道事業は企業債への依存度が高いので、この比率が高くなる。低いほど良い。
	支払利息対料金収入比率	%	21.3	20.5	18.0	14.7	13.1	$\frac{\text{支払利息} + \text{企業債取扱諸費}}{\text{使用料収入}} \times 100$	
	職員給与費対料金収入比率	%	10.6	9.0	10.1	7.9	9.6	$\frac{\text{職員給与費}}{\text{使用料収入}} \times 100$	

9 使用料, 受益者負担金等

(1) 下水道使用料表

※ 総額(税込み)表示

(令和2年4月1日 改定)

区域	用途	基本使用料 (1世帯又は 1事業所1月 につき)	従量使用料[1m ³ につき]						
			1 m ³ ㄱ 10 m ³	11 m ³ ㄱ 20 m ³	21 m ³ ㄱ 30 m ³	31 m ³ ㄱ 50 m ³	51 m ³ ㄱ 100 m ³	101 m ³ ㄱ 500 m ³	501 m ³ ㄱ 以 上
市の 区域内	一般用	1,298.00 円 (1,180)	18.70 円 (17)	240.90 円 (219)	265.10 円 (241)	313.50 円 (285)	349.80 円 (318)	374.00 円 (340)	397.10 円 (361)
	一般公衆浴場用	1,298.00 円 (1,180)	103.40 円 (94)						
市の 区域外	一般用	1,947.00 円 (1,770)	28.60 円 (26)	361.90 円 (329)	398.20 円 (362)	470.80 円 (428)	524.70 円 (477)	561.00 円 (510)	596.20 円 (542)

(注) 1 上記の表により算出した料金の合計額に1円未満の端数が生じたときは, その端数金額を切り捨てる。

2 ()は,消費税抜きを示す。

(2) 井戸水使用者について

井戸水のみを使用し、又は井戸水と水道水を併用して下水道を利用する場合については、世帯の人数と使用用途により個別に排除汚水量を認定している。

- ★ 井戸水のみ使用の場合
 - 1世帯の2か月の排除汚水量
 - 一人目 16m³
 - 二人目以降一人増すごとに 12m³を加算
- ★ 井戸水を水道水と併用の場合
 - 水道水の使用水量に、用途ごとに井戸水のみ2分の1の水量を加算

井戸水使用者に対する水量認定表 (m³/2か月)

用途	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人
洗濯	5	8	12	15	18	21	24	27	30	33
便所	3	6	8	11	14	17	20	23	26	29
台所	3	6	8	10	12	14	16	18	20	22
風呂	4	6	8	10	12	14	16	18	20	22
洗面手洗	1	2	4	6	8	10	12	14	16	18
合計	16	28	40	52	64	76	88	100	112	124

1用途を水道水・井戸水併用の場合は、井戸水を2分の1に減量する(各用途の合計水量に1立方メートル未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げるものとする。)

(3) 下水道事業受益者負担金・分担金

制度の概要

下水道施設は、道路や公園のように市民の誰もが利用できるものではなく、下水道が整備された区域の人しか利用できない。この下水道を税金だけで作ったのでは、整備されていない区域に住んでいる方々との不公平が生じることとなる。

そこで、下水道の整備により、生活環境が改善されたり、土地の利用価値が増加するなどの利益を受ける人に、下水道の建設費の一部を、受益者負担金・分担金として、一度限り負担してもらっている。

- ★ 根拠法令 都市計画法第75条, 地方自治法第224条, 呉市下水道事業の受益者に係る負担金及び分担金に関する条例
- ★ 条例制定年月日 昭和49年3月19日
- ★ 受益者 排水区域内の土地所有者又は権利者
- ★ 負担金額 土地の面積1㎡当たり110円を乗じて得た額
- ★ 賦課方法 毎年度当初, 賦課対象区域を告示し, 当該区域内の土地について賦課
- ★ 徴収年限 原則として一括払い(申請により, 年1回払いで最長3年)
- ★ 減免措置 公共用又は公用に供されている土地, 生活扶助を受けている人が使用している土地, 社会福祉施設, 私道, 急傾斜地等で一定の条件を満たす場合
- ★ 徴収猶予制度 地目が田・畑・山林等で現況も田・畑・山林等として利用している場合又は土地の現況により下水道の利用が当面困難な土地の場合

10 普及促進対策

(1) 水洗便所等改造資金利子補給制度

ア 制度の概要

既存の住宅における水洗便所の普及と排水設備の整備を促進することを目的に、平成24年4月1日に制度を創設した。

くみ取り便所を水洗便所に改造するなどの排水設備工事を行うに当たり、制度を利用して、金融機関から必要な資金の融資を受ける場合、当該金融機関に利子相当額を補給している。

★ 利子補給を受ける資格

- (ア) 建物の所有者又はその同意を得た占有者(個人に限る。)であること。
- (イ) 取扱金融機関の融資条件に適合すること。
- (ウ) 市税, 下水道事業受益者負担金, 下水道事業受益者分担金, 集落排水事業受益者分担金, 下水道使用料, 集落排水処理施設使用料及び水道料金を滞納していないこと。
- (エ) 呉市暴力団排除条例第2条第2号及び第3号に規定する者でないこと。

★ 融資限度額

- (ア) くみ取り便所を水洗便所に改造する工事
 - ⇒ 60万円
 - (ただし、水洗便所が2個以上ある場合は、90万円)
- (イ) 浄化槽を廃止する工事
 - ⇒ 35万円
- (ウ) 排水ポンプ設置のための工事
 - ⇒ 30万円

★ 償還条件

- (ア) 融資を受けた金融機関に償還すること。
- (イ) 融資を受けた日の翌月から5年以内に償還すること。
- (ウ) 毎月、元金均等償還を行うこと。
- (エ) 償還期日までは、無利子とする。

★ 取扱金融機関

広島銀行, もみじ銀行, 呉信用金庫, 呉農業協同組合, 芸南農業協同組合, 広島ゆたか農業協同組合の呉市内の店舗(呉信用金庫以外は出張所を除く。)

イ 貸付制度・利子補給制度の推移

【貸付制度】

施行年月日	貸付限度額(円)	償還金額(円/月)	償還回数(回)	備 考
昭和44. 4. 1	70,000	1,500	47	くみ取り便所改造資金
48. 4. 1	100,000	2,000	50	くみ取り便所改造資金改正
	150,000	3,000	50	
51. 10. 1	180,000	4,000	45	〃
53. 4. 10	200,000	5,000	40	〃
56. 4. 1	220,000	5,000	44	〃
58. 4. 1	250,000	7,000	36	くみ取り便所改造資金改正 排水ポンプ設置資金新設
59. 4. 1	250,000	7,000	36	し尿浄化槽廃止資金新設
62. 10. 1	80,000	7,000	12	共同住宅し尿浄化槽廃止資金新設
平成元. 4. 1	320,000	25万円以下 7,000 25万円超 9,000	36 36	くみ取り便所改造資金改正
	改造 250,000			
	便所内装 70,000			
4. 4. 1	360,000	25万円以下 7,000 25万円超 10,000	36 36	〃
	改造 290,000			
	便所内装 70,000			
8. 4. 1	360,000	25万円以下 7,000 25万円超 10,000	36 36	(改造, 便所内装の区分を廃止)
10. 4. 1	450,000	36万円以下 10,000 36万円超 13,000	36 35	くみ取り便所改造資金改正 し尿浄化槽廃止資金改正 排水ポンプ設置資金改正 共同住宅し尿浄化槽廃止資金改正
	350,000			
	300,000			
	100,000			
21. 7. 1	変更なし	変更なし	変更なし	集落排水事業への適用開始
24. 3. 31				貸付制度廃止

【利子補給制度】

施行年月日	貸付限度額(円)	償 還 条 件	取扱金融機関	備 考
平成24.4.1	便所改造 600,000	融資を受けた日の翌月からの元金均等償還	広島銀行 もみじ銀行 呉信用金庫 呉農業協同組合 芸南農業協同組合 広島ゆたか農業協同組合	利子補給制度新設
	又は 900,000			
	浄化槽廃止 350,000			
	ポンプ設置 300,000			

ウ 貸付状況

(単位:千円)

年度	くみ取り便所改造資金		し尿浄化槽廃止資金		排水ポンプ設置資金		合計	
	件数	貸付金額	件数	貸付金額	件数	貸付金額	件数	貸付金額
H14	176	74,979	33	10,550	2	600	211	86,129
H15	126	54,298	16	4,850	2	600	144	59,748
H16	77	31,480	15	4,540	4	1,200	96	37,220
H17	59	24,973	11	3,467	1	300	71	28,740
H18	39	16,745	7	2,235	1	189	47	19,169
H19	31	13,519	3	1,050	1	300	35	14,869
H20	21	9,432	8	2,776	2	448	31	12,656
H21	23	9,801	7	2,046	0	0	30	11,847
H22	19	7,887	3	1,050	0	0	22	8,937
H23	20	8,910	4	1,307	0	0	24	10,217

エ 利子補給実施件数

(単位:件)

年度	くみ取り便所改造資金	し尿浄化槽廃止資金	排水ポンプ設置資金	合計
H24	5	4	0	9
H25	6	6	0	12
H26	3	6	0	9
H27	14	4	1	19
H28	5	2	0	7
H29	4	0	0	4
H30	2	0	0	2
R元	1	2	0	3
R2	3	2	0	5
R3	1	2	0	3

※ 当該年度末までに融資まで受けた件数

(2) 呉市私道内下水道管布設制度

呉市私道内下水道管布設取扱要綱に基づき、昭和50年7月から、5戸(5世帯)以上が利用する私道について、公費による下水道管布設を行っている。

また、平成4年11月に同要綱の適用基準を作成し、地目が公衆用道路である場合及び道路位置指定を受けている場合についても、公費で対応することとしている。

私道内における下水道管布設状況

年 度	施工件数	年 度	施工件数
昭 和 52 年 度	43	令 和 元 年 度	2
昭 和 53 年 度	66	令 和 2 年 度	1
昭 和 54 年 度	77	令 和 3 年 度	0
昭 和 55 年 度	34	累 計	1,031
昭 和 56 年 度	49		
昭 和 57 年 度	46		
昭 和 58 年 度	26		
昭 和 59 年 度	31		
昭 和 60 年 度	22		
昭 和 61 年 度	32		
昭 和 62 年 度	42		
昭 和 63 年 度	37		
平 成 元 年 度	28		
平 成 2 年 度	36		
平 成 3 年 度	41		
平 成 4 年 度	47		
平 成 5 年 度	58		
平 成 6 年 度	40		
平 成 7 年 度	30		
平 成 8 年 度	27		
平 成 9 年 度	40		
平 成 10 年 度	32		
平 成 11 年 度	23		
平 成 12 年 度	13		
平 成 13 年 度	17		
平 成 14 年 度	13		
平 成 15 年 度	14		
平 成 16 年 度	8		
平 成 17 年 度	3		
平 成 18 年 度	3		
平 成 19 年 度	9		
平 成 20 年 度	4		
平 成 21 年 度	6		
平 成 22 年 度	6		
平 成 23 年 度	4		
平 成 24 年 度	6		
平 成 25 年 度	1		
平 成 26 年 度	1		
平 成 27 年 度	8		
平 成 28 年 度	0		
平 成 29 年 度	2		
平 成 30 年 度	3		

第4章 集落排水事業

(1) 整備状況

ア 農業集落排水事業

(7) 供用開始地区：下蒲刈町下島地区，下蒲刈町三之瀬地区，安浦町野路西地区，豊浜町大浜地区，豊浜町立花地区，豊町沖友地区，豊町久比地区，蒲刈町向地区

地区名	事業期間	計画人口	事業費	供用開始
下島	平成 3 年度～平成 11 年度	1,530 人	1,588,280 千円	平成 11 年 11 月
三之瀬	平成 6 年度～平成 14 年度	2,490 人	1,152,245 千円	平成 14 年 4 月
野路西	平成 9 年度～平成 13 年度	360 人	650,000 千円	平成 14 年 2 月
大浜	平成 8 年度～平成 13 年度	400 人	620,810 千円	平成 13 年 7 月
立花	平成 6 年度～平成 8 年度	130 人	255,980 千円	平成 9 年 1 月
沖友	平成 11 年度～平成 15 年度	360 人	600,000 千円	平成 15 年 10 月
久比	平成 16 年度～平成 22 年度	820 人	1,389,315 千円	平成 21 年 7 月
向	平成 16 年度～平成 22 年度	1,230 人	1,142,092 千円	平成 22 年 4 月

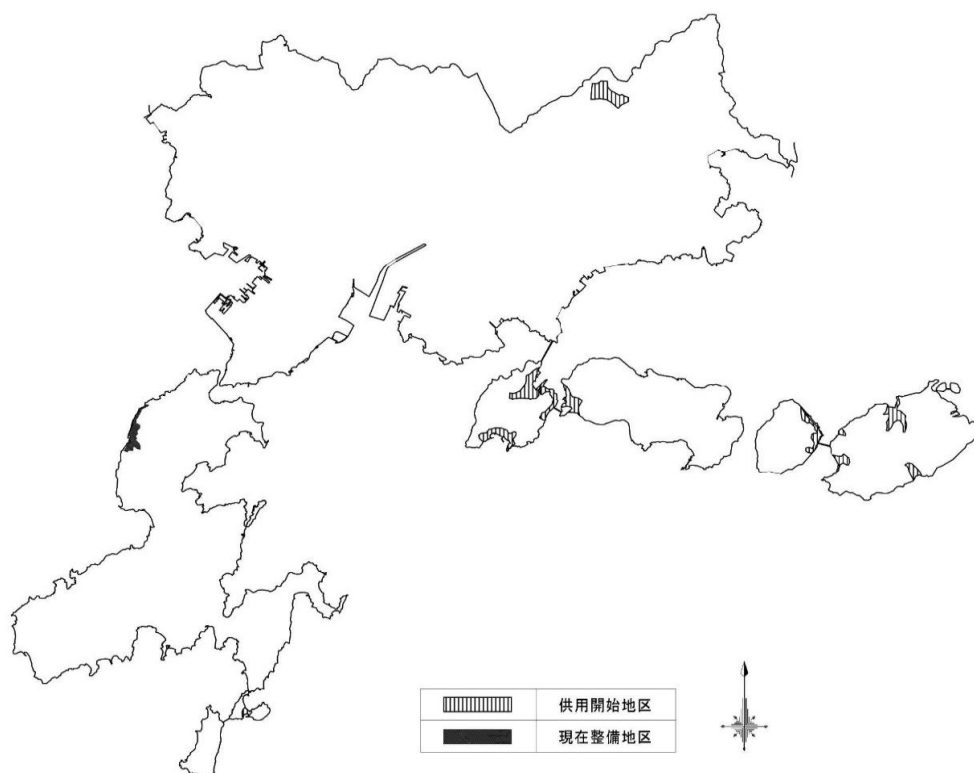
イ 漁業集落排水事業

(7) 供用開始地区：下蒲刈町大地蔵地区，倉橋町鹿老渡地区，豊浜町豊島地区

(i) 現在整備地区：音戸町田原地区

地区名	事業期間	計画人口	事業費	供用開始
大地蔵	平成 4 年度～平成 14 年度	1,080 人	981,998 千円	平成 14 年 4 月
鹿老渡	平成 6 年度～平成 11 年度	260 人	620,000 千円	平成 12 年 4 月
豊島	平成 15 年度～平成 26 年度	1,790 人	1,774,602 千円	平成 25 年 5 月
田原	平成 18 年度～令和 7 年度 (平成22～27年度は事業休止)	770 人	1,368,753 千円	令和4年度予定(一部)

ウ 整備状況図(令和4年3月31日現在)



(2) 処理施設の状況

ア 農業集落排水事業

(令和4年3月31日現在)

地区名	処理区域			加入戸数(戸)	接続戸数(戸)	接続率(%)
	面積(ha)	戸数(戸)	人口(人)			
下島	14.7	319	549	338	269	84.3
三之瀬	6.3	216	344	268	194	89.8
野路西	3.5	66	112	86	66	100.0
大浜	4.9	95	144	131	88	92.6
立花	2.6	34	45	52	34	100.0
沖友	5.1	89	154	104	86	96.6
久比	17.0	231	373	176	172	74.5
向	15.9	343	588	250	254	74.1
計	70.0	1,393	2,309	1,405	1,163	83.5

(注)加入戸数は、旧町の制度において分担金を納付済の戸数であり、空き家を含む。

イ 漁業集落排水事業

(令和4年3月31日現在)

地区名	処理区域			加入戸数(戸)	接続戸数(戸)	接続率(%)
	面積(ha)	戸数(戸)	人口(人)			
大地蔵	16.0	210	378	191	130	61.9
鹿老渡	5.5	67	110	118	66	98.5
豊島	36.6	669	965	415	409	61.1
計	58.1	946	1,453	724	605	64.0

(注)加入戸数は、旧町の制度において分担金を納付済の戸数であり、空き家を含む。

(3) 処理場

ア 農業集落排水処理施設

地区名	所在地	型式	計画戸数(戸)	人槽	処理能力	延べ面積(m ²)
下島	下蒲刈町下島字町新開1717番地	回分式	433	1,530	414m ³ /日	516.49
三之瀬	下蒲刈町下島字住吉谷3079番地	回分式	367	2,490	673m ³ /日	428.14
野路西	安浦町大字下垣内字才之原379番地	接触ばっき	90	360	97m ³ /日	91.68
大浜	豊浜町大字大浜字水尻1159番地の2	接触ばっき	147	400	108m ³ /日	126.65
立花	豊浜町大字大浜字南立花305番地の4	接触ばっき	53	130	35m ³ /日	35.12
沖友	豊町沖友字管足360番地の6	接触ばっき	143	360	97m ³ /日	134.01
久比	豊町久比字新開2437番地の12	間欠ばっき	377	820	222m ³ /日	397.86
向	蒲刈町向字西脇987番地の5	間欠ばっき	442	1,230	333m ³ /日	350.91

イ 漁業集落排水処理施設

地区名	所在地	型式	計画戸数(戸)	人槽	処理能力	延べ面積(m ²)
大地蔵	下蒲刈町下島字田之尻3562番地1	回分式	229	1,080	292m ³ /日	281.44
鹿老渡	倉橋町字住吉山16542番地の6	接触ばっき	130	260	110m ³ /日	257.19
豊島	豊浜町大字豊島字外ノ浦2004番地の5	間欠ばっき	864	1,790	483m ³ /日	372.47

ウ 中水施設

中水とは、汚水処理施設において2次処理した処理水の一部を更に高度処理した(オゾン処理等。 ※3次処理としない)もので、営農用等の用水として再利用しています。

地区名	貯水槽(t)	使用開始	利用方法
下島	200	平成11年11月	取水口(施設手前及び農道)まで直接用水を取りに行つて利用
三之瀬	42	平成14年4月	施設まで直接用水を取りに行つて利用
大浜	34	平成13年7月	施設まで直接用水を取りに行つて利用
立花	22	平成9年1月	施設まで直接用水を取りに行つて利用
大地蔵	20	平成16年3月	施設まで直接用水を取りに行つて利用
向	33	平成22年4月	施設まで直接用水を取りに行つて利用

(4) 財政状況

(単位:千円, 消費税込み)

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
歳入	467,346	512,421	604,936	520,437	501,122
事業収入	54,383	51,418	53,710	58,096	57,885
農業集落排水分担金	320	320	640	480	960
漁業集落排水分担金	1,980	1,080	800	640	320
農業集落排水使用料	36,950	35,335	36,819	39,599	40,179
漁業集落排水使用料	15,126	14,672	15,441	17,367	16,415
その他	7	11	10	10	11
国庫・県支出金	61,800	93,224	105,701	76,660	27,840
農業集落排水管理運営費補助金	-	14,040	8,000	-	-
漁業集落排水施設建設費補助金	51,500	61,325	74,541	61,800	23,200
漁業集落排水管理運営費補助金	-	-	3,500	2,500	-
漁業集落排水事業関連債償還基金交付金	10,300	12,265	14,908	12,360	4,640
集落排水施設災害復旧費補助金	-	5,594	4,752	-	-
財産収入	-	1	2	1	1
繰入金	252,590	262,761	270,088	264,366	283,301
一般会計繰入金	251,790	252,461	257,822	249,456	270,940
集落排水事業関連債償還基金	800	10,300	12,266	14,910	12,361
繰越金	-	-	6	-	-
諸収入	3,073	4,917	5,029	11,214	7,495
市債	95,500	100,100	170,400	110,100	124,600
歳出	467,346	512,415	604,936	520,437	501,122
人件費	40,650	41,890	44,699	46,241	44,072
一般管理費	2,642	2,712	2,956	2,886	2,944
公課費	-	-	-	-	-
農業集落排水施設管理運営費	84,471	100,674	109,642	101,175	116,695
農業集落排水施設管理運営事業	58,014	73,140	70,820	64,599	78,579
農業集落排水施設維持補修事業	26,457	27,534	38,822	36,576	38,116
漁業集落排水施設管理運営費	33,435	37,506	39,505	40,189	40,100
漁業集落排水施設管理運営事業	21,285	21,803	30,159	31,447	30,423
漁業集落排水施設維持補修事業	12,150	15,703	9,346	8,742	9,677
普及促進助成費	68	27	8	1	-
農業集落排水施設整備費	2,646	3,078	-	-	-
漁業集落排水施設整備費	686	-	-	-	-
基金管理費	10,300	12,266	14,910	12,361	4,641
漁業集落排水施設建設費	111,161	102,776	193,662	124,934	97,979
集落排水施設災害復旧費	-	28,153	9,504	-	-
市債元金	126,167	130,681	139,979	145,118	149,733
市債利子	55,120	52,652	50,071	47,532	44,958

(5) 集落排水処理施設使用料

使用料における排除汚水量による算定方法及び井戸水使用者の認定方法の内容は、いずれも下水道使用料と同じである。

(6) 集落排水事業受益者分担金

建物ごとに最終ます1個につき16万円で、排水設備の新設の確認時に分担金として納付してもらう。ただし、確認申請の日が、供用を開始した日から3年を経過しない日である場合には、当該分担金の額を減額し、6万円としている。

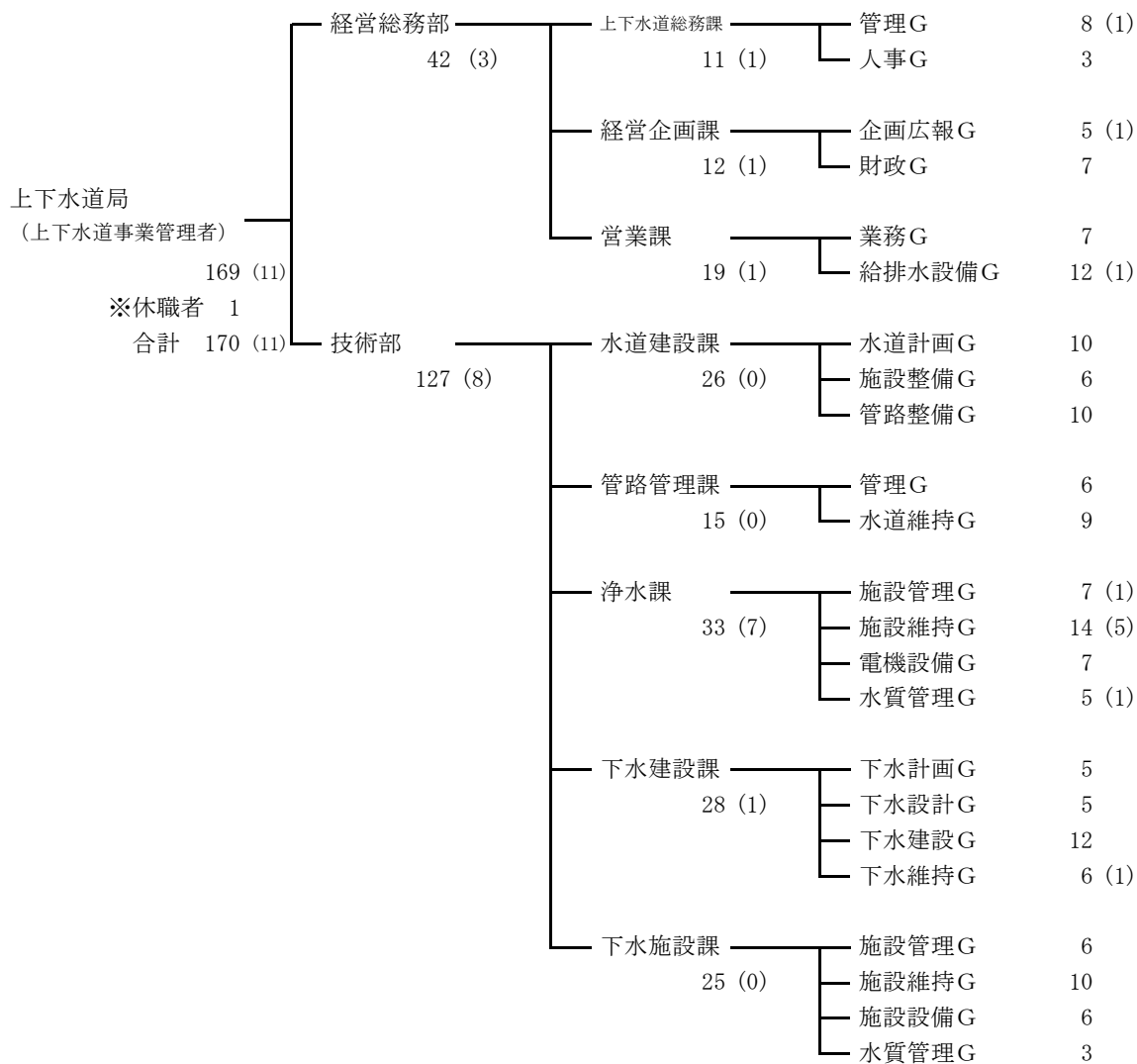
(7) 水洗便所等改造資金利子補給制度

平成24年4月1日に下水道事業と同様の制度を創設した。制度の内容、利子補給を受ける資格、融資限度等は、下水道事業の場合に準じている。

資 料

1 組織図

(令和4年3月31日現在)



事務系職員	53人 (4人)
技術系職員	117人 (7人)
合計	170人 (11人)

- (注) 1 上下水道事業管理者を除く。
 2 集落排水事業に従事している職員6人を含む。
 3 ()内は、再任用職員で外数

2 沿革

(1) 水道事業

呉市は広島県の西南部に位置し、北に山を負い、南は瀬戸内海に面して比較的温暖な気候に恵まれた都市である。

<呉鎮守府水道>

呉市発展の歴史は、軍港指定に始まる。

明治の中頃までは半農半漁の四つの村落に過ぎなかったが、明治 19 年この地に呉海軍鎮守府が開庁されることが決定し、海軍による水道の建設が明治 21 年に着手され、明治 23 年に呉工廠等旧海軍施設に給水したのが旧海軍水道の始まりである。

近代水道としては横浜市、函館市に次いで全国で 3 番目に古い歴史を誇っているが、海軍専用の水道であったため水道史には記されていない。

<市営水道>

呉市の水道は、大正 7 年 4 月に旧海軍水道からの余水分与を水源として市民給水を開始した。

創設後は、市勢の発展により数次の拡張を行うほか、「旧軍港市転換法」により譲与された旧海軍施設と既存施設の一元化を図った。また、その後は、広島県下の流量を誇る太田川に水源を求め、広島県との共同事業等により用水を確保し、増大する水需要に対応してきた。

平成 15 年から平成 17 年にかけての旧下蒲刈町、旧川尻町、旧音戸町、旧倉橋町、旧蒲刈町、旧安浦町、旧豊浜町及び旧豊町の編入合併により、各水道事業及び簡易水道事業の全部を引き継ぎ、給水区域が大幅に広がった。

平成 24 年度末、市民給水の開始時から稼動してきた平原浄水場を廃止し、基幹浄水場である宮原浄水場に機能統合した。平成 25 年 4 月から宮原浄水場新浄・配水施設により給水を開始しており、引き続き水道施設整備事業を推進している。

平成 25 年 4 月、市民サービスの向上、組織・運営の効率化、危機管理体制の強化を基本理念として上下水道の組織統合を実施した。この組織統合を契機として、平成 26 年 1 月に「呉市上下水道ビジョン（計画期間：10 年間）」を、このビジョンの具体的な実施計画である「呉市上下水道ビジョン前期経営計画（計画期間：5 か年）」を平成 26 年 3 月に策定、「呉市上下水道ビジョン後期経営計画（計画期間：4 か年）」を令和元年 12 月に策定し、安全で安心な上下水道サービスの安定的な提供を目指している。

なお、令和 3 年度末の上水道の普及率は、99.3%である。

創 設 期

呉市の平坦部は、沼沢地を埋め立てた土地のため、井戸の水質は極めて悪く、悪疫の流行に悩まされていたことから、明治 35 年の市制施行時には既に水道布設を要望する声があがっていた。しかし、市内を流れる二河川は既に海軍が利水をしており、水源の手当てが困難であった。

このため、水源は、海軍が新たに築造を計画している本庄水源地からの余水の分与に依存することとし、明治 44 年 7 月呉鎮守府司令長官宛てに請願書を提出した。

呉市の上水道布設に関しては、軍港都「呉市」の衛生状態は直ちに海軍の士気にも影響するとして、海軍当局も深い理解を示し、大正元年 9 月に起工した本庄水源地の余水を呉市に分水することについて、

大正2年3月に呉鎮守府司令長官からの承諾の回答があった。

上記回答により、大正2年8月、海軍の余水を二河の滝左岸で受水し、これを平原町に新設する浄水場に導水し、処理した後、市民に給水するという「呉市水道布設計画案」を市議会において可決した。

大正4年7月12日、平原浄水場用地において地鎮祭を挙行し、呉市水道布設工事を起工した。

この工事は、折からの欧州動乱の影響を受けて資材不足に悩まされたものの、関係者の努力によって、約2年8か月後にはほぼ竣工し、大正7年4月1日から市民給水を開始した。

第1期拡張工事（昭和3年～昭和4年）

海軍施設の拡張による戸数・人口の増加で、住宅が山の手へ伸びたため、井水や谷水を利用していた同地区の用水が欠乏し始めたこと、また、同地区の水質不良もあって、この地区への水道布設の必要が高まってきた。

このため、昭和3年4月から第1期拡張工事に着手し、翌昭和4年3月に竣工した。

1日15,000 m³の給水能力を16,700 m³に増強したこの工事で、宮原の高地区への給水が始まった。

第2期拡張事業（昭和13年～昭和18年）

<三永水源地の築造>

呉軍港の増強による市勢の発展は、年を追うごとに盛んとなり、加えて、第1期拡張工事中の昭和3年には、吉浦・警固屋・阿賀3町を合併したことによる市域の拡大、さらに、幾度かの干ばつで毎年のように深刻な水不足を経験した。

このため、新たに水源地を築造することとし、昭和13年11月に着工した。

爾来、年有余、戦時下の物資不足・人手不足という悪条件にもかかわらず、昭和18年2月6日には、26km離れた平原浄水場への通水式を挙行した。

264万m³の貯水量を有する水源地や長距離の導水路突貫工事によって、短時日のうちにスムーズに完成させたのは、当時の軍都「呉市」への給水が急務であったことがうかがわれる。

なお、第2期拡張事業は、昭和18年3月末日をもって竣工した。

第3期以降の拡張事業

<呉鎮守府水道（旧海軍水道）の活用>

戦後の連合軍への給水は、旧海軍水道施設の一時使用許可によってその任を果たすことができたが、これらの水道施設を昭和25年6月公布の旧軍港市転換法に基づき、昭和29年12月までに国からの譲与によって呉市が引き継ぐこととなった。

昭和22年から始まった工業用水道施設工事を含む上水道整備事業に続いて行った第3期拡張事業は、市有水道と旧海軍水道の一元化を図ったもので、主として旧海軍水道の施設であった戸坂水源地、宮原浄水場と市有水道の平原浄水場の拡充・整備を行ったほか、昭和37年には工業用水道施設も完成をみている。

続く第4期拡張事業では、県営太田川東部工業用水道との共同施設を建設して水源を確保し、主として平原・石内両浄水場の拡充・整備や焼山浄水場の新設工事等を施行した。

さらに、第5期拡張事業では、安芸灘地域水道用水供給事業（現・広島水道用水供給事業）との共同事業で、導・浄・送・配水施設を築造し、これを水源として宮原浄水場の拡充・整備、本庄浄水場の新設工事、さらには、市内陸部の郷原及び昭和一部地区等の水道施設工事を施行して未給水地区の解消を図った。

第6期拡張事業（昭和58年～平成20年）

広島水道用水供給事業からの浄水受水（14,200 m³）を水源に、給水サービスの質的向上、安定給水の確保及び市民皆水道を目標として事業を開始した。

この事業の進捗中に、老朽化の著しい戸坂送水管の事故多発を受け、広島県の太田川東部工業用水事業の導水管を使用することにより、戸坂取水場の水を送水するめどがたつたため、昭和61年10月に戸坂浄水場を廃止し、次いで、昭和63年3月には隧道配水池竣工に伴い焼山浄水場を廃止するなどし、既存の6浄水場を4浄水場に統合し、漸次施設の合理化を図った。

また、平成9年3月には、より良質な水の安定供給を目指して施行した石内水系の宮原水系への切工事の完了に伴い、石内浄水場を休止した。さらに、平成15年9月に、昭和・郷原地区の水需要予測の見直しを行った結果、本庄浄水場を休止することとした。

水道施設整備事業（平成20年～）

大正7年の創設時から稼働している平原浄水場（38,100 m³/日）の老朽化等により、宮原浄水場にその浄水機能を移転するとともに、宮原浄水場全体を耐震化施設として築造（82,000 m³/日）し、災害、事故等に強い供給体制を構築するため事業（計画給水人口は240,000人、計画1日最大給水量は105,600 m³）を行っている。

平成25年3月に、宮原浄水場内に新たな浄水施設（82,000 m³/日）が完成し、平成25年4月から給水を開始し、呉市の浄水施設の耐震化率は100%になった。

また、平成30年1月には、宮原浄水場管理棟が完成した。

なお、国において、平成28年度までに簡易水道事業を水道事業に統合することを推し進めたため、平成28年度末に5簡易水道事業を廃止し、水道事業に統合した。

(2) 工業用水道事業

工業用水道事業

終戦後、「平和産業港湾都市」を目ざした呉市は、企業誘致を熱心に進め、東洋パルプ(株) (現王子マテリア(株)) が広工廠跡地で昭和 26 年 6 月から、日亜製鋼 (現日本製鉄(株)) が呉工廠跡地で昭和 26 年 11 月から操業開始の運びとなった。

市有水道と旧海軍水道を併せた呉市の水源は 118,000 m³で、市民及び連合軍への給水 60,000 m³を賅っても、まだ余裕があったが、旧海軍水道は、そのまま利用することができず、市有水道との一元化が必要であった。

当時は、工業用水道の名称はなく、後年、工業用水道となる施設は、上水道整備事業の一環として施行し、創設工事を行った。

昭和 26 年度から 28 年度にかけて、原水送水管の整備拡充を行ったが、工事内容は、呉・広工廠地区への給水のための送・配水管の補修及び原水管の布設工事と越畑減圧井の設置及び一部工業用配水管の布設工事で、広地区 38,000 m³/日、呉地区 20,000 m³/日の最初の工業用水給水施設が完成した。

その後、3期の拡張事業を経て、呉市工業用水道事業の能力増強工事は、昭和 36 年度をもって完了し、現在に至っている。

工業用水道事業の拡張

誘致工場の順調な発展で、将来の工業用水不足が懸念されたため、昭和 31 年度に第 1 期拡張工事を施行し、三坂地水系を 10,000 m³/日増強して 18,000 m³/日とし、二河水系の 12,000 m³/日に加えて、1 日最大給水能力を 80,000 m³とした。

昭和 32 年度から 34 年度にかけての第 2 期拡張工事では、30,000 m³/日の取水計画に基づき、広町二級に容量 60,000 m³の調整池を築造し、1 日最大給水能力を 110,000 m³とした。昭和 35 年度及び 36 年度における第 3 期拡張工事では、前述の二級水系送水施設等を拡張して 20,000 m³/日を増強し、1 日最大給水能力を 130,000 m³とし、拡張工事は完了した。

その後、三坂地水源地及びその関連施設は、老朽化が進行するとともに、井戸の取水能力が低下していることから令和 3 年 3 月をもって廃止し、同年 4 月から 1 日最大給水能力を 117,000 m³に変更している。

現在は、中長期的な視点に立った事業経営の指針となる「呉市工業用水道事業経営計画改定版 (令和元年 12 月改定)」に基づき事業を運営している。

なお、令和 3 年度末の給水先事業所は、呉地区 3 社、広地区 3 社の計 6 社で、基本使用水量は、1 日 103,700 m³である。

(3) 下水道事業

呉市の公共下水道事業は、全市域 35,283haのうち、全体計画面積 4,864.6haを、新宮処理区1,690.8ha、広処理区 1,575.1ha、天応処理区 397.1ha、川尻処理区 262.2ha、安浦処理区 412.2ha、蒲刈処理区 86.5ha、本浦処理区 35.5ha、音戸北部処理区 265.1ha及び倉橋中央処理区 140.1haの9処理区に分けて計画を策定している。

新宮処理区については、昭和33年3月に事業認可を受けて事業に着手して以来、事業を順次拡大し、昭和44年4月に新宮浄化センターの運転を開始した。令和3年度末現在、事業計画区域面積1,675.0haに対し処理区域面積は1,506.5haで、進捗率は89.9%となっている。

広処理区については、昭和46年7月に事業認可を受け、浄化センターの建設と併せて管渠の整備を進め、昭和49年4月に広浄化センターの運転を開始した。また、昭和63年3月に郷原地区75.0haを特定環境保全公共下水道として認可区域に追加し、整備を進めてきた。令和3年度末現在、事業計画区域面積1,510.4haに対し、処理区域面積は1,348.5haで、進捗率は89.3%となっている。

天応処理区については、昭和46年7月に事業認可を受けて事業に着手し、平成6年4月に天応浄化センターの運転を開始した。令和3年度末現在、事業計画区域面積381.9haに対し、処理区域面積は295.0haで、進捗率は77.2%となっている。

川尻処理区については、昭和59年12月に事業認可を受けて事業に着手し、平成3年3月に川尻浄化センターの運転を開始した。令和3年度末現在、事業計画区域面積262.2haに対し、処理区域面積は229.3haで、進捗率は87.5%となっている。

安浦処理区については、平成2年9月に事業認可を受けて事業に着手し、平成9年4月に安浦浄化センターの運転を開始した。令和3年度末現在、事業計画区域面積412.2haに対し、処理区域面積は349.1haで、進捗率は84.7%となっている。

蒲刈処理区については、平成7年12月に事業認可を受けて事業に着手し、平成13年4月に赤石浄化センターの運転を開始した。令和3年度末現在、事業計画区域面積86.5haに対し、処理区域面積は86.4haで、進捗率は99.9%となっている。

本浦処理区については、平成8年12月に事業認可を受けて事業に着手し、平成15年4月に本浦浄化センターの運転を開始した。令和3年度末現在、事業計画区域面積35.5haに対し、処理区域面積は35.5haで、進捗率は100.0%となっている。

音戸北部処理区については、平成15年11月に事業認可を受けて事業に着手し、平成24年4月に音戸北部浄化センターの運転を開始した。令和3年度末現在、事業計画区域面積110.3haに対し、処理区域面積は40.0haで、進捗率は36.3%となっている。

倉橋中央処理区については、平成17年3月に事業認可を受けて事業に着手し、平成26年5月に倉橋中央浄化センターの運転を開始した。令和3年度末現在、事業計画区域面積59.5haに対し、処理区域面積は36.3haで、進捗率は61.0%となっている。

これらの結果、呉市全体では、事業計画区域面積4,533.5haに対し、処理区域面積は3,926.6haで、進捗率は86.6%となっている。なお、令和3年度末の人口普及率は、88.5%となっている。

また、平成25年4月、市民サービスの向上、組織・運営の効率化、危機管理体制の強化を基本理念として上下水道の組織統合を実施した。この組織統合を契機として、平成26年1月に「呉市上下水道ビジョン（計画期間：10年間）」を、このビジョンの具体的な実施計画である「呉市上下水道ビジョン前期経営計画（計画期間：5か年）」を平成26年3月に策定、「呉市上下水道ビジョン後期経営計画（計画

期間：4か年)」を令和元年12月に策定し、安全で安心な上下水道サービスの安定的な提供を目指している。

(4) 集落排水事業

農業集落排水事業

農業集落におけるし尿や生活雑排水等の汚水を処理する施設を整備し、農業用水の水質保全と生活環境の改善を図るとともに、農業集落排水処理施設から排出される汚泥や処理水の循環利用の促進を図る事業である。

農林水産省の補助事業の採択基準は、農業振興地域内の農業集落で、受益戸数が 20 戸以上、処理対象人口がおおむね 1,000 人以下となっている。

漁業集落排水事業

漁港の背後地としての漁業集落におけるし尿や生活雑排水等の汚水を処理する施設を整備し、水質の保全を図るとともに、生活環境の改善を図る事業である。

農林水産省の補助事業の採択基準は、「漁港漁場整備法」に基づき指定された漁港の背後地の集落で、集落の人口が 100 人以上 5,000 人以下、全体事業費が 3 千万円以上となっている。

処理対象汚水

集落排水処理施設による汚水処理は、一般廃棄物処理体系の中で行われるものであり、その対象は、原則として、し尿、生活雑排水、農家の作業排水及び日常生活関連の排水とし、工場排水、雨水、畜産排水等を含めないものとしている。

(参考) 簡易水道事業

国において、平成 28 年度までに簡易水道事業を水道事業に統合することを推し進めたため、平成 28 年度末に 5 簡易水道事業を廃止し、水道事業に統合した。

下蒲刈簡易水道事業

旧下蒲刈町は、三つの簡易水道から始まった。

三之瀬簡易水道事業は、昭和 39 年 5 月 12 日に認可を受け、昭和 40 年 4 月 1 日に給水を開始した。次に、下島簡易水道事業は、昭和 40 年 7 月 20 日に認可を受け、昭和 41 年 4 月 1 日に給水を開始した。最後に、大地蔵簡易水道事業は、昭和 42 年 8 月 10 日に認可を受け、昭和 43 年 6 月 1 日から給水を開始した。

町では、昭和 39 年から 43 年にかけて町民皆水道を完成させたが、水不足や農薬等による水源汚染等に悩まされていた。その折、昭和 48 年に広島県安芸灘地域水道用水供給事業より分水を受けることとなった。そのため、下島簡易水道事業と大地蔵簡易水道事業を廃止して、三之瀬簡易水道事業に統合した。

昭和 60 年、大地蔵地区の給水区域外に県営海岸環境整備事業の一環として海水浴施設を建設し、昭和 61 年より開業することとなったため、区域内人口、給水区域の拡張及び給水量の変更認可を行った。

平成 15 年 4 月 1 日の呉市との合併を控え、平成 15 年 3 月 7 日、給水区域及び計画給水人口の事業の変更を行った。

平成 15 年 4 月 1 日、呉市との合併に伴い、地方公営企業法を適用し、呉市下蒲刈簡易水道事業として呉市が引き継いだ。

平成 29 年 3 月 31 日、呉市上水道事業との統合に伴い、呉市下蒲刈簡易水道事業を廃止した。

蒲刈簡易水道事業

旧蒲刈町は、昭和 31 年に町制を施行し、大浦簡易水道事業、宮盛簡易水道事業及び田戸簡易水道事業は昭和 46 年 8 月 30 日に、向簡易水道事業は昭和 47 年 9 月 1 日に、それぞれ認可を受け、昭和 49 年 5 月 1 日から地方公営企業法の非適用である簡易水道事業による給水を開始した。

平成 17 年 3 月 20 日に呉市との合併が施行されることとなり、大浦簡易水道事業、宮盛簡易水道事業及び田戸簡易水道事業を廃止して向簡易水道に統合することによって、事務事業等の効率化を図り、呉市への事業の引継ぎを円滑に行うために、給水区域を拡張し、給水人口及び給水量を見直す事業の変更認可を行った。

平成 17 年 3 月 20 日、呉市との合併に伴い、地方公営企業法を全部適用し、呉市蒲刈簡易水道事業として呉市が引き継いだ。

平成 29 年 3 月 31 日、呉市上水道事業との統合に伴い、呉市蒲刈簡易水道事業を廃止した。

豊浜簡易水道事業

旧豊浜町は、町制施行前の昭和 41 年 7 月 1 日から地方公営企業法の非適用である簡易水道事業による給水を開始している。その後、昭和 44 年に町制施行し、立花簡易水道事業は昭和 47 年 8 月 15 日に、山崎簡易水道事業は昭和 48 年 8 月 16 日に、大浜簡易水道事業は昭和 49 年 3 月 11 日に、内浦簡易水道事業は平成 2 年 7 月 26 日に、それぞれ認可を受け、給水を開始した。

平成 17 年 3 月 20 日に呉市との合併が施行されることとなり、大浜簡易水道事業、山崎簡易水道事業及び立花簡易水道事業を廃止して内浦簡易水道事業に統合することによって、事務事業等の効率化を図り、呉市への事業の引継ぎを円滑に行うために、給水区域を拡張し、給水量を見直す事業の変更認可を行った。

平成 17 年 3 月 20 日、呉市との合併に伴い、地方公営企業法を全部適用し、呉市豊浜簡易水道事業として呉市が引き継いだ。

平成 29 年 3 月 31 日、呉市上水道事業との統合に伴い、呉市豊浜簡易水道事業を廃止した。

豊簡易水道事業

旧豊町は、昭和 31 年に町制を施行し、大長・御手洗簡易水道事業は、昭和 47 年 9 月 4 日に、久比・沖友簡易水道事業は、昭和 48 年 8 月 10 日に、それぞれ認可を受け、昭和 49 年 4 月 1 日から地方公営企業法の非適用である簡易水道事業による給水を開始した。また、三角簡易水道事業は、昭和 49 年 9 月 25 日に認可を受け、昭和 51 年 4 月 1 日から地方公営企業法の非適用である簡易水道事業による給水を開始した。

平成 17 年 3 月 20 日に呉市との合併が施行されることとなり、久比・沖友簡易水道事業及び三角簡易水道事業を廃止して大長・御手洗簡易水道事業に統合することによって、事務事業等の効率化を図り、呉市への事業の引継ぎを円滑に行うために、給水区域を拡張し、給水人口及び給水量を見直す事業の変更認可を行った。

平成 17 年 3 月 20 日、呉市との合併に伴い、地方公営企業法を全部適用し、呉市豊簡易水道事業として呉市が引き継いだ。

平成 29 年 3 月 31 日、呉市上水道事業との統合に伴い、呉市豊簡易水道事業を廃止した。

倉橋簡易水道事業

旧倉橋町は、昭和 27 年に町制を施行し、簡易水道事業は、昭和 54 年 5 月 31 日に釣士田簡易水道事業、昭和 55 年 7 月 17 日に長谷簡易水道事業、平成 5 年 4 月 22 日に大迫簡易水道事業、平成 7 年 3 月 29 日に北部簡易水道事業の認可をそれぞれ受け、昭和 55 年 4 月から地方公営企業法の全部適用である簡易水道事業による給水を開始した。大迫簡易水道事業は、平成 15 年 3 月 31 日に上水道事業に統合するため廃止した。

平成 17 年 3 月 20 日に呉市との合併が施行されることとなり、釣士田簡易水道事業及び長谷簡易水道事業を廃止して北部簡易水道事業に統合することによって、事務事業等の効率化を図り、呉市への事業の引継ぎを円滑に行うために事業の変更を行った。

平成 17 年 3 月 20 日、呉市との合併に伴い、呉市倉橋簡易水道事業として、呉市が引き継いだ。

平成 29 年 3 月 31 日、呉市上水道事業との統合に伴い、呉市倉橋簡易水道事業を廃止した。

合併後の簡易水道事業

平成 15 年度及び 16 年度における合併に伴い、旧町の簡易水道事業を引き継いだため、下蒲刈簡易水道事業（計画給水人口 4,200 人、計画 1 日最大給水量 1,440 m³）、蒲刈簡易水道事業（計画給水人口 2,091 人、計画 1 日最大給水量 1,044 m³）、豊浜簡易水道事業（計画給水人口 3,800 人、計画 1 日最大給水量 1,044 m³）、豊簡易水道事業（計画給水人口 2,240 人、計画 1 日最大給水量 1,119 m³）及び倉橋簡易水道事業（計画給水人口 2,990 人、計画 1 日最大給水量 947 m³）の 5 簡易水道事業（計画給水人

口 15,321 人，計画 1 日最大給水量 5,594 m³) を運営することとなった。

平成 20 年度には，現況に合わせた数値とするため，5 簡易水道事業の推計をし直し，下蒲刈簡易水道事業（計画給水人口 2,000 人，計画 1 日最大給水量 1,201 m³），蒲刈簡易水道事業（計画給水人口 2,500 人，計画 1 日最大給水量 1,610 m³），豊浜簡易水道事業（計画給水人口 2,000 人，計画 1 日最大給水量 1,402 m³），豊簡易水道事業（計画給水人口 2,800 人，計画 1 日最大給水量 1,410 m³）及び倉橋簡易水道事業（計画給水人口 2,100 人，計画 1 日最大給水量 877 m³）の 5 簡易水道事業（計画給水人口 11,400 人，計画 1 日最大給水量 6,500 m³）の事業の変更認可を行った。

平成 28 年度末の簡易水道の普及率は，99.4%である。

なお，5 簡易水道事業は，平成 28 年度末，呉市上水道事業との統合に伴い廃止した。

3 年 表

(1) 水道事業

年月	事項
明治21年12月	呉鎮守府水道着工(二河水源地)
22. 9	呉鎮守府水道竣工(全国で2番目)
23. 4	呉鎮守府水道給水開始(全国で3番目)
35. 10	市制施行
41. 4	水道課設置
44. 2	水道課廃止, 庶務課担当
44. 7	海軍の余水分与を水源とする水道計画を樹て, 呉鎮守府司令長官に余水分与を請願
大正 2. 3	呉鎮守府司令長官より余水分与承認
4. 7	創設工事着工(平原浄水場建設)
7. 3	創設工事竣工(全国で34番目)
7. 4	水道課設置
7. 4	給水開始(馴染みの「いなり水」が姿を消す。) 15,000m ³ /日
昭和 3. 4	第1期拡張工事着工(宮原高区配水池築造)
3. 4	吉浦町, 警固屋町, 阿賀町を呉市に合併
4. 3	第1期拡張工事竣工 16,700m ³ /日(宮原高地区の給水を開始)
4. 9~10	渇水による時間給水実施 (1日 4時間 16時~20時)
8. 9~10	渇水による時間給水実施 (1日 4時間 16時~20時)
9. 8~9	渇水による時間給水実施 (1日15時間 7時~16時断水)
10. 6~9	渇水による時間給水実施 (1日15時間 7時~16時断水)
11. 6	渇水による時間給水実施 (1日17時間 7時~14時断水)
11. 9~10	渇水による時間給水実施 (1日18時間 8時~14時断水)
12. 6	水道部制を施行
13. 11	第2期拡張事業着工(三永水源地築造)
14. 2~3	渇水による時間給水実施 (1日15時間~隔日6時間)
14. 7	渇水による時間給水実施 (1日15時間~3日に1時間)
~15. 1	
16. 4	広町, 仁方町を呉市に合併
16. 4	県営二級ダム築造工事着工
17. 5	料金改定実施
18. 3	第2期拡張事業竣工(三永水源地竣工) 34,500m ³ /日 吉浦町, 警固屋町, 阿賀町に給水を開始
18. 11	県営二級ダム完成
20. 9	枕崎台風により大災害発生
20. 10	占領軍進駐, 旧軍港水道の管理運営, 進駐軍給水
21. 4	料金改定実施
21. 6	部制を廃止, 建設局の下に水道課設置
21. 12	石内浄水場築造工事再開
22. 4	料金改定実施
22. 9	料金改定実施
23. 1	広・仁方上水道拡張工事着工
23. 4	建設局より分離独立, 水道部制を再び施行し, 現在地(西中央3丁目)に移転
23. 5	広上水道(株)を買収
23. 7	料金改定実施

年月	事項
昭和25年 1月	広・仁方水道拡張工事竣工
25. 6	旧軍港市転換法公布
25. 9	キジヤ台風により本庄貯水池取水場に被害
26. 4	料金改定実施
26. 7	ケート台風により三永, 平原浄水場仁方配水池に被害
26. 10	ルース台風により三永, 本庄水源地に被害
27. 10	地方公営企業法施行に伴い部制を局組織に
28. 10	旧軍港市転換法により旧軍港水道施設無償譲受
~29. 12	
29. 11	第3期拡張事業着工(戸坂浄水場拡張)
31. 10	天応町, 昭和村, 郷原村を呉市に合併
32. 6	水道法公布
32. 6	料金改定実施
33. 1	機構改革実施(1部4課)
34. 6	水道週間始まる(第1回)
35. 4	料金改定実施
35. 5	機構改革実施(2部4課)
37. 3	第3期拡張事業竣工 68,000m ³ /日
37. 4	太田川東部工業用水道設置に関する協定締結
37. 8	第4期拡張事業着工(焼山浄水場新設)
38. 4	料金改定実施
38. 6	焼山地区水道施設竣工, 8月から給水開始
38. 12	料金改定実施(船舶給水用運搬給水料金)
40. 12	太田川東部工業用水道より呉市へ通水開始 (30,000m ³ /日)
41. 4	料金改定実施
41. 6	水道局新庁舎完成
41. 7	機構改革実施(2部6課)
41. 8	音戸町へ分水開始 (3,000m ³ /日以内)
42. 4	熊野町へ分水(原水)開始 (3,000m ³ /日以内)
42. 7	集中豪雨により大災害発生, 運搬給水実施
42. 10	渇水による給水制限実施(隔日24時間給水)
45. 4	料金調定事務を呉電子計算センターに委託
45. 4	分担金制度実施
46. 2	第5期拡張事業第1次事業着工
46. 3	第5期拡張事業の一部(導, 送, 浄, 配水施設)を県(安芸灘地域水道)との共同施設として建設(維持管理を含む。)するに関する協定締結
46. 8	第4期拡張事業竣工 118,000m ³ /日
46. 10	料金改定実施
46. 11	川尻町へ分水開始 (1,000m ³ /日)
47. 3	第5期拡張事業変更第1次事業認可(その1)
47. 10	県との共同施設, 休山隧道配水池築造工事着工
47. 11	太田川水系太田川における水利使用許可 (戸坂第2取水口 50,000m ³ /日)
48. 8	渇水による給水制限実施(隔日24時間給水)
49. 4	太田川東部地域水道用水供給事業に係る広島県(下蒲刈町, 蒲刈町, 豊浜町, 豊町, 大崎町, 東野町, 木江町)へ暫定分水開始
49. 5	東広島市へ分水(原水)開始 (2,000m ³ /日)

年月	事項
昭和49年 7月	県との共同施設, 休山隧道配水池竣工
	上水道管理事務の事務委託に関する協定締結(広島県より受託)
49. 9	広島県への暫定分水廃止
49. 10	料金改定実施(段階別逦増料金制度採用)
51. 3	本庄浄水場竣工(焼山地区の給水能力 9,000m ³ /日)
51. 3	太田川水系太田川における水利使用(更新)許可 (戸坂水源地一日最大取水量 35,000m ³)
51. 5	宮原浄水場の拡張整備工事竣工 141,500m ³ /日
52. 2	異常寒波による水道管凍結破裂事故多発
52. 2	料金改定実施
52. 5	第5期拡張事業変更第1次事業認可(その2)
52. 7	江能水道企業団へ分水開始
53. 3	広域的な水道整備計画の策定について, 関係地方公共団体4市21町と県知事へ要請
53. 4	第5期拡張事業の中で工事を進めていた郷原, 昭和一部地区への水道施設工事を, 国庫補助を受け無水源地域簡易水道事業として施行
53. 8~9	渇水による給水制限実施(3日に1日24時間断水)
54. 4	機構改革実施(2部1室8課)
54. 6	未給水地区(郷原地区)一部給水開始
54. 11	未給水地区(昭和地区一部)一部給水開始
54. 12	広島県水道用水供給事業の給水条件等に関する協定締結
55. 1	船舶給水業務廃止
55. 4	料金改定実施
55. 6	江能水道企業団への分水廃止
55. 7	広島県水道用水供給事業に係る広島県(音戸町, 倉橋町, 江能水道企業団)へ暫定分水開始
55. 11	未給水地区(郷原, 昭和地区一部)工事竣工
56. 2~3	異常寒波による水道管凍結破裂事故多発
56. 3	無水源地域簡易水道事業(補助事業)完了
56. 3	本庄浄水場増強(4,500m ³ /日)
57. 6	広島市へ分水開始(安芸水道企業団, 給水区域は広島市に編入)
58. 3	本庄水源地空気揚水筒設置(6基)
58. 3	第5期拡張事業竣工 141,500m ³ /日
58. 4	第6期拡張事業着工
58. 6	広島県への暫定分水廃止
58. 7	広島県水道用水供給事業から浄水の一部受水開始
59. 2	異常寒波による水道管凍結破裂事故多発
59. 3	三永水源地空気揚水筒設置(9基)
59. 4	料金改定実施
60. 3	太田川水系太田川における水利使用(更新)許可 (戸坂水源地一日最大取水量 35,000m ³)
60. 3	東広島市への分水(原水)廃止
60. 5	「近代水道百選」に三永貯水池, 宮原浄水場及び二河水源地が選ばれる
60. 8	黒瀬川水系黒瀬川における水利使用許可 (三永水源地一日最大取水量 5,000m ³ /日)
61. 3	第6期拡張事業計画の変更(一次)
61. 4	機構改革実施(2部1室6課)

年月	事項
昭和61年 4月	給水能力は取水ベースから給水ベースに変更
61. 4	給水量は調定水量から実使用水量に変更
61. 10	太田川水系太田川における水利使用権利(35,000m ³ /日)の一部(12,000m ³ /日)を広島市へ譲渡
61. 10	戸坂浄水場廃場及び広島市への分水廃止
63. 3	本庄隧道配水池竣工, 焼山浄水場廃場
63. 3	熊野町への分水(原水)廃止
63. 4	本庄隧道配水池で県用水受水開始
63. 4	料金改定実施(用途別料金体系を口径別料金体系に)
63. 5	給水装置診断(3年計画)に着手
63. 8	内陸部(桑畑工業団地)へ給水開始
平成元. 4	料金改定実施(料金等に消費税転嫁)
元. 5	呉市水道事業等経営審議会設置
3. 3	「ホテルの里」開園
3. 5	第6期拡張事業計画の変更(二次)
3. 9	台風19号による停電のため断水地区多発
4. 1	呉市水道水源保護対策要綱制定
4. 4	太田川水系太田川における水利使用(変更)許可 (戸坂第一取水口 23,000m ³ /日, 戸坂第二取水口 50,000m ³ /日)
4. 4	嘱託員制度試行
4. 10	太田川にて薬物流入事故発生
5. 4	料金改定実施
6. 7~10	渇水による減圧給水等実施
7. 1~3	阪神・淡路大震災(平成7. 1. 17発生)により被災地(神戸市)へ職員派遣
7. 2	黒瀬川水系黒瀬川及び三永川における水利使用(更新)許可 (三永水源地一日最大取水量 5,000m ³)
7. 2	水質試験所完成
7. 8	「阪神・淡路大震災支援活動の記録」を刊行
8. 3	広島市と「地震・異常渇水等の災害時における水道水の相互融通に関する協定」を締結
8. 10	料金徴収事務にOCRを導入
9. 3	耐震性貯水槽を中央公園に設置(容量100m ³)
9. 3	石内浄水場休止
9. 3	昭和地区上水道マッピングシステム稼働
9. 4	料金改定実施(料金の改定と料金等に消費税の引上げ分及び地方消費税を転嫁)
10. 1	耐震性貯水槽を広公園に設置(容量100m ³)
10. 4	水道法改正により, 公認業者制度の見直し(指定給水装置工事業業者へ)
10. 4	公道部分の給水管修繕工事を業務委託(広, 仁方, 郷原, 昭和, 天応及び吉浦地区)
10. 4	水道用自動作図積算システム導入
10. 10	「宮原浄水場低区配水池」「平原浄水場低区配水池」「二河水源地取入口」の3施設が文化財登録原簿に登録(登録有形文化財)
11. 2~3	国際協力事業団(JICA)から受託した「中東地域上水道維持管理コース」の技術研修を実施(H10~H14年度実施)
11. 5	「本庄水源地堰堤水道施設」が国の重要文化財に指定
11. 6	集中豪雨により災害発生(水道料金の免除措置実施)
11. 7	「三永水源地堰堤」が文化財登録原簿に登録(登録有形文化財)
12. 4	音戸町, 倉橋町の水質検査を受託

年月	事項
平成12年12月	基本料金の前納制を後納制に変更し、一か月制の検針・集金制度を二か月制の検針・集金制度に統一
13. 3	芸予地震により災害発生(阿賀・広・仁方地区約21,000世帯が断水)
13. 4	機構改革の実施(1室2係の廃止)
13. 10	水道だより創刊
13. 10	水質汚染事故対策マニュアルの策定
13. 11	検針地区の見直しによる検針月及び料金の支払月の変更
13. 12	呉市水道局震災対策マニュアルの策定
13. 12	呉市水道長期基本構想の策定
14. 1	ホームページ開設
14. 4	機構改革の実施(配水課維持3係を1係に統合)
14. 4	直結給水の開始(5階までを直結直圧方式, 10階程度までを直結増圧方式)
14. 4	川尻町, 江能広域事務組合の水質検査を受託
14. 6	震災対策マニュアルに基づく防災訓練の実施
15. 4	下蒲刈町の編入合併に伴い, 下蒲刈簡易水道事業を地方公営企業法の適用とし事業運営を引継ぐ
15. 9	本庄浄水場休止
16. 3	庁内LANの運用を開始
16. 4	川尻町の編入合併に伴い, 川尻町水道事業の運営を引継ぐ
16. 4	機構改革の実施(工事検査室, お客様サービス係, 川尻町との合併に伴い東部営業所を設置し, 管路情報係を情報管理係へ, 本庄浄水場を本庄水源地へ名称変更)
16. 7	東部幹線(φ800)が阿賀南4丁目で漏水事故(阿賀・広・仁方・川尻・下蒲刈地区約28,300世帯が断水)
16. 9	台風18号により災害発生(中央・阿賀・広・仁方・焼山・下蒲刈地区約4,500世帯が断水)
17. 1	阿賀南6丁目排水管(φ300)で漏水事故(阿賀・広・仁方・川尻・下蒲刈地区約27,400世帯が断水)
17. 3	音戸町・倉橋町・安浦町の編入合併に伴い, 各町の水道事業の運営を引継ぐ
17. 3	蒲刈町・豊浜町・豊町の編入合併に伴い, 各町の簡易水道事業を地方公営企業法の適用とし事業運営を引継ぐ
17. 3	機構改革の実施(音戸町・倉橋町との合併に伴い南部営業所を設置, 2部1室6課2営業所25係)
17. 3	水質検査計画を策定
17. 4	戸坂取水場施設の維持管理業務を水道法上の技術的な権限及び責任を付与して広島県へ委託(第三者委託)
18. 3	「呉市水道局経営計画」(平成17年度→平成21年度)を策定
18. 8	水道送水施設で崩落事故が発生(音戸・倉橋・吉浦・天応・中央西部・広・仁方・川尻地区約20,100世帯が断水)
19. 2	緊急時配水運用マニュアルを策定
19. 6	渇水対応マニュアルを策定
20. 3	江田島市と「災害時等における水道水の相互応援に関する協定」を締結
20. 3	水道施設整備事業認可
21. 3	5簡易水道事業の変更認可
21. 4	機構改革の実施(2部1室6課1所20係)
21. 4	検針及び収納等業務を一括して民間業者に委託
22. 4	財務会計システムを導入
22. 4	水道の使用及び廃止等の受付, 窓口業務, 廃止に伴う精算業務を民間業者に委託
22. 10	水道料金等のコンビニエンスストア収納を導入
23. 3~4	東日本大震災(平成23. 3. 11発生)により被災地(石巻市ほか)へ職員派遣
23. 4	口座・入金整理業務を民間業者に委託
25. 3	平原浄水場閉場

年月	事項
平成25年 4月	宮原浄水場新浄・配水施設 稼動 (82,000m ³ /日)
25. 4	機構改革の実施(水道局と下水道部を上下水道局として組織統合。3部9課1所27係)
25. 4	呉市上下水道事業経営審議会を設置
26. 1	呉市上下水道ビジョン(10か年)の策定
26. 3	呉市上下水道ビジョン前期経営計画(5か年)の策定
26. 4	料金改定実施(消費税及び地方消費税の引上げ)
26. 10	料金改定実施
26. 10	水道料金の毎月徴収(対象:口座振替のお客様)
27. 4	機構改革の実施(3部9課27G)
28. 4~5	熊本地震(平成28. 4. 14発生)により被災地(熊本市)へ職員派遣
28. 8	呉市水道アセットマネジメント計画を策定
28. 12	市所有つばき会館へ局庁舎移転(経営総務部及び建設部が移転)
29. 3	5簡易水道事業を廃止し、水道事業に事業統合
30. 1	宮原浄水場管理棟竣工
30. 4	市民給水100周年
30. 7	平成30年7月豪雨災害により長期間に及ぶ断水の発生(最大約7万8千世帯) 柳迫第1ポンプ所流失により断水の発生(川尻地区(約6千世帯)約1か月断水)
31. 4	宮原浄水場及び本庄水源地に指定管理者制度を導入
令和元年10月	料金改定実施(消費税及び地方消費税の引上げ)
元. 12	呉市上下水道ビジョン後期経営計画(4か年)を策定
2. 4	料金改定実施
2. 4	機構改革の実施(2部8課23G)

(2) 工業用水道事業

年月	事項
昭和26年 6月	創設工事着工
29. 3	創設工事竣工 58,000m ³ /日
31. 9	第1期拡張工事着工
32. 3	給水能力 80,000m ³ /日に増強
32. 4	第2期拡張工事着工(二級水源地築造)
33. 3	第1期拡張工事竣工
33. 4	工業用水道事業法公布
33. 5	黒瀬川水系黒瀬川における水利使用許可 (二級水源地一日最大取水量 30,000m ³)
35. 3	第2期拡張工事竣工 110,000m ³ /日
35. 3	第3期拡張工事着工
37. 3	第3期拡張工事竣工 130,000m ³ /日
37. 4	料金改定実施
37. 6	黒瀬川水系黒瀬川における水利使用許可 (二級水源地一日最大取水量 50,000m ³ , 旧 30,000m ³)
38. 4	料金改定実施
42. 9~10	渇水による給水制限実施
46. 10	料金改定実施
48. 7	給水制限実施
49. 10	料金改定実施
52. 8	渇水により日新製鋼(株), 東洋パルプ(株)給水制限実施(2~31)
53. 1	日新製鋼(株)給水制限(本庄水源地貯水量低下)
53. 5~9	渇水による給水制限実施
55. 4	料金改定実施
56. 5	東洋パルプ(株)呉工場の基本使用水量を 1,440,000m ³ /月に削減 (旧 1,800,000m ³ /月)
57. 7	渇水による給水制限実施
57. 8	黒瀬川水系黒瀬川における水利使用(更新)許可 (二級水源地一日最大取水量 50,000m ³)
59. 4	料金改定実施
59. 4	(株)淀川製鋼所呉工場の基本使用水量を 279,000m ³ /月に増量 (旧 260,000m ³ /月)
60. 8	黒瀬川水系黒瀬川における水利使用許可 (三永水源地一日最大取水量 30,000m ³)
61. 6	協業組合呉金属工業協進会へ給水開始 (150,000m ³ /月)
61. 10	東洋パルプ(株)呉工場の基本使用水量を 1,800,000m ³ /月に増量 (旧 1,440,000m ³ /月)
平成元年 4月	料金改定実施(料金に消費税転嫁)
元. 4	東洋パルプ(株)呉工場から王子製紙(株)呉工場に需要者の地位承継
元. 4	給水対象の基本使用水量を 150,000m ³ /月以上から 3,000m ³ /日以上 に変更
	王子製紙(株)呉工場の基本使用水量 61,500m ³ /日
	日新製鋼(株)呉工場の基本使用水量 50,000m ³ /日
	(株)淀川製鋼所呉工場の基本使用水量 9,300m ³ /日
	協業組合呉金属工業協進会の基本使用水量 3,500m ³ /日

年月	事項
平成3年 6月	協業組合呉金属工業協進会から二村化学工業(株)広島工場に需要者の地位承継
4. 10	薬物流入等により給水制限実施
5. 10	王子製紙(株)呉工場から新王子製紙(株)呉工場に需要者の地位承継
6. 7~10	渇水による給水制限実施
7. 2	黒瀬川水系黒瀬川及び三永川における水利使用(更新)許可 (三永水源地一日最大取水量 30,000m ³)
8. 10	新王子製紙(株)呉工場から王子製紙(株)呉工場に需要者の地位承継
9. 4	料金改定実施(料金に消費税の引上げ分及び地方消費税を転嫁)
12. 4	二村化学工業(株)広島工場の基本使用水量を 3,500m ³ /日から 3,000m ³ /日へ変更
14. 4	日新製鋼(株)呉製鉄所の基本使用水量を 50,000m ³ /日から 43,500m ³ /日へ変更
14. 10	王子製紙(株)呉工場の基本使用水量を 61,500m ³ /日から 53,500m ³ /日へ変更
14. 10	(株)淀川製鋼所呉工場の基本使用水量を 9,300m ³ /日から 8,100m ³ /日へ変更
14. 10	二村化学工業(株)広島工場の基本使用水量を 3,000m ³ /日から 2,600m ³ /日へ変更
15. 12	呉市工業用水道と広島県工業用水道との水量振替(35,000m ³ /日)について県と協定書の締結を行う
16. 6	呉市工業用水道と広島県工業用水道との水量振替(35,000m ³ /日)を実施
16. 6	中国木材(株)へ給水開始(1,000m ³ /日)
16. 10	二村化学工業(株)がフタムラ化学(株)に商号変更
17. 3	中国木材(株)の基本使用水量を 1,000m ³ /日から 2,000m ³ /日へ変更
18. 3	「呉市水道局経営計画」(平成17年度→平成21年度)を策定
18. 8	水道送水施設で崩落事故が発生(3社に給水制限を実施)
24. 10	王子製紙(株)呉工場から王子マテリア(株)呉工場に需要者の地位承継
26. 4	料金改定実施(消費税及び地方消費税の引上げ)
26. 7	ジャパン マリンユナイテッド(株)へ給水開始(2,000m ³ /日)
27. 3	呉市工業用水道事業経営計画(4か年)の策定
28. 8	呉市水道アセットマネジメント計画を策定
29. 6	中国木材(株)の基本使用水量を 2,000m ³ /日から 3,000m ³ /日へ変更
30. 7	平成30年7月豪雨災害により、工業用水が、約1週間送水停止 二級水源地への大量の土砂の流入により機能が停止、送水停止 (令和元年6月復旧)
31. 4	宮原浄水場、二河水源地及び鍋崎配水池に指定管理者制度を導入
31. 4	日新製鋼(株)呉製鉄所から日鉄日新製鋼(株)呉製鉄所に需要者の地位承継
令和元年10月	料金改定実施(消費税及び地方消費税の引上げ)
元. 12	呉市工業用水道事業経営計画を改定(令和5年度まで延長)
2. 4	日鉄日新製鋼(株)呉製鉄所から日本製鉄(株)瀬戸内製鉄所呉地区に需要者の地位承継
3. 3	三坂地水源地等工業用水道施設(13,000m ³ /日)の廃止
3. 4	王子マテリア(株)呉工場の基本使用水量を 53,500m ³ /日から 44,500m ³ /日へ変更

(3) 下水道事業

年月	事項
昭和33年 2月	呉市下水道築造計画を策定
33. 3	下水道法に基づき事業認可を受け、下水道整備事業に着手
34. 11	新宮浄化センター事業着手
37. 5	呉市下水道条例制定(昭和37年6月1日施行)
37. 6	第1回供用開始の告示
37. 9	下水道使用料の徴収制度開始
41. 4	二河川ポンプ場供用開始
43. 10	下水道受益者負担金徴収開始
44. 3	呉市水洗便所改造資金貸付条例制定(昭和44年4月1日施行)
44. 4	新宮浄化センター1次処理施設供用開始 熊野団地(熊野町)供用開始(公の施設の区域外設置)
45. 10	新宮浄化センター2次処理施設供用開始
47. 4	広浄化センター事業着手 小倉ポンプ場供用開始
48. 4	広ポンプ場供用開始 名田ポンプ場供用開始 堺川ポンプ場供用開始
49. 3	呉都市計画下水道事業受益者負担に関する条例制定(昭和49年3月19日施行)
49. 4	広浄化センター1次処理施設供用開始
50. 3	安浦ポンプ場(雨水)供用開始(旧安浦町)
50. 4	呉市公共下水道事業特別会計となる。
51. 4	下水道使用料改定(昭和51年4月1日施行)
51. 11	広浄化センター2次処理施設供用開始
52. 3	芳井田ポンプ場供用開始
55. 4	下水道使用料改定(昭和55年4月1日施行)
56. 2	豊栄ポンプ場供用開始
56. 12	新宮浄化センター第2処理施設事業着手
57. 3	浦尻ポンプ場供用開始(旧安浦町)
57. 4	宮原ポンプ場供用開始
58. 4	下水道使用料改定(昭和58年4月1日施行) 阿賀ポンプ場供用開始
59. 4	串山ポンプ場供用開始
59. 12	旧川尻町において、都市計画法に基づき事業認可を受け下水道事業に着手
60. 9	新宮浄化センター第2処理施設供用開始
61. 4	堺川第2ポンプ場供用開始
61. 10	下水道使用料改定(昭和61年10月1日施行)
63. 3	小倉ポンプ場を公共下水道へ編入
63. 4	企業会計移行(財務適用)に伴う条例・規則の公布、金融機関の指定・告示
63. 9	弥生ポンプ場供用開始
平成 元年 4月	下水道使用料改定(平成元年4月1日施行)(維持管理費の全額と資本費(減価償却費、支払利息)の10%を使用料対象経費に算入) 下水道使用料に消費税を転嫁する。
元. 11	天応浄化センター事業着手
2. 4	中央ポンプ場供用開始

年月	事項
平成2年10月	旧安浦町において、都市計画法に基づき事業認可を受け下水道事業に着手
3. 3	川尻浄化センター供用開始(旧川尻町)
	川尻ポンプ場供用開始(旧川尻町)
3. 5	横路ポンプ場供用開始
	仁方ポンプ場供用開始
4. 3	公の施設(熊野団地)の廃止
4. 4	下水道使用料改定(平成4年4月1日施行)(資本費の算入率10%→15%へ)
	吉浦ポンプ場供用開始
5. 4	郷原ポンプ場供用開始
6. 4	宮ヶ迫ポンプ場供用開始
	天応浄化センター供用開始
7. 4	下水道使用料改定(平成7年4月1日施行)(資本費の算入率15%→23%へ)
7. 12	旧蒲刈町において、下水道法に基づき事業認可を受け下水道事業に着手
8. 12	旧倉橋町において、下水道法に基づき事業認可を受け下水道事業に着手
9. 2	石内ポンプ場供用開始
9. 3	警固屋ポンプ場供用開始
9. 4	安浦浄化センター供用開始(旧安浦町)
	下水道使用料改定(消費税率の引き上げ及び地方消費税の転嫁)
10. 4	下水道使用料改定(平成10年4月1日施行)(資本費の算入率23%→36%へ)
11. 4	小屋浦(坂町)供用開始(公の施設の区域外設置)
11. 7	阿賀豊栄地区雨水貯留施設供用開始
12. 3	二河公園ポンプ場供用開始
13. 4	赤石浄化センター供用開始(旧蒲刈町)
	資本費の算入率36%→38%へ
14. 5	小坪ポンプ場供用開始
14. 10	下水道使用料改定(平成14年10月1日施行)(資本費の算入率38%→50%へ)
15. 4	呉市・下蒲刈町合併
	本浦浄化センター供用開始
15. 11	旧音戸町において、下水道法に基づき事業認可を受け下水道事業に着手
16. 4	呉市・川尻町合併
	安浦ポンプ場(汚水)供用開始
17. 3	呉市・音戸町、倉橋町、蒲刈町、安浦町、豊浜町及び豊町合併
20. 4	集落排水事業を農林水産部から移管
20. 10	下水道使用料改定(平成20年10月1日施行)(資本費の算入率50%→65%へ)
21. 4	新町ポンプ場供用開始
24. 4	音戸北部浄化センター供用開始
25. 4	機構改革の実施(水道局と下水道部を上下水道局として組織統合。3部9課1所27係)
25. 4	地方公営企業法の全部適用
25. 4	呉市上下水道事業経営審議会を設置
26. 1	呉市上下水道ビジョン(10か年)の策定
26. 3	呉市上下水道ビジョン前期経営計画(5か年)の策定
26. 4	下水道使用料改定実施(消費税及び地方消費税の引上げ)
26. 5	倉橋中央浄化センター供用開始
26. 10	下水道使用料改定実施(平成26年10月1日施行)(資本費の算入率65%→70%へ)
26. 10	下水道使用料の毎月徴収(対象:口座振替のお客様)
27. 4	機構改革の実施(3部9課27G)
28. 4~5	熊本地震(平成28. 4. 14発生)により被災地(熊本市)へ職員派遣
28. 12	市所有つばき会館へ局庁舎移転(経営総務部及び建設部が移転)
30. 7	平成30年7月豪雨災害により、甚大な被害を受ける
令和元年10月	料金改定実施(消費税及び地方消費税の引上げ)
元. 12	呉市上下水道ビジョン後期経営計画(4か年)を策定
2. 4	料金改定実施
2. 4	機構改革の実施(2部8課23G)

4 料金・使用料等の変遷

(1) 水道料金

ア 改定年度と料金の変遷

(単位:円, 消費税抜き)

一般用													
メータの口径	13~25mm	13mm	20mm	25mm	13mm	20mm	25mm	40mm			50mm		
改定年度	H9	H26			R2			H9	H26	R2	H9	H26	R2
基本料金(1月につき)	1,000	1,040	1,080	1,120	1,140	1,180	1,230	4,400	4,600	5,040	13,000	15,000	16,400
従量料金	1m ³ を超え 8m ³ まで	-			-			120	160	175	218	※ 1	※ 1
	8m ³ を超え 10m ³ まで	20			22								
	10m ³ を超え 15m ³ まで	176			241			176	220	241			
	15m ³ を超え 20m ³ まで	194			274			194	250	274			
	20m ³ を超え 30m ³ まで	218			285			218	260	285			
	30m ³ を超え 50m ³ まで	236			300			236	275	300			
	50m ³ を超え100m ³ まで	247			306			247	280	306			
	100m ³ を超え500m ³ まで	259			312			259	285	312			
500m ³ を超える部分	285			-									

一般用									
メータの口径	75mm			100mm			150mm		
改定年度	H9	H26	R2	H9	H26	R2	H9	H26	R2
基本料金(1月につき)	30,500	34,500	37,800	60,400	67,000	73,400	161,400	178,600	195,500
従量料金	1m ³ を超え 50m ³ まで	236		236		247			
	50m ³ を超え100m ³ まで	247	※ 2	247	※ 3		※ 4	※ 4	
	100m ³ を超える部分	259	※ 2	259	※ 3	259			

一般用			
メータの口径	200mm以上		
改定年度	H9	H26	R2
基本料金(1月につき)	315,700	349,400	382,500
料従 金量	1m ³ を超える部分	259	※ 5

★平成26年度・令和2年度料金改定後のメータ口径50mm～200mm以上の従量料金(※1～※5)は、メータ口径40mmの従量料金と同じ。

一般公衆浴場用			
改定年度	H9	H26	R2
基本料金(1月につき)	6,000	6,000	6,000
料従 金量	1m ³ を超え 50m ³ まで	-	69
	50m ³ を超える部分	69	69

臨時用			
改定年度	H9	H26	R2
基本料金(1月につき)	5,100	5,640	6,170
料従 金量	1m ³ を超え 10m ³ まで	-	43
	10m ³ を超える部分	525	634

夜間給水			
改定年度	H9	H26	R2
料従 金量	8,000m ³ まで	200	240
	8,000m ³ を超える部分	259	312

イ 水道料金の改定推移

施行月日	内容
大正6年12月5日	水道料金の徴収制度開始
昭和17年5月18日	水道料金改定
昭和21年4月1日	水道料金改定
昭和22年4月1日	水道料金改定 量水器設備設置までの定額栓新設
昭和22年9月1日	水道料金改定
昭和23年7月1日	水道料金改定 用途に工業用料金を新設
昭和23年10月1日	水道料金改定
昭和25年8月1日	水道料金改定 第5種を臨時用と船舶給水用に分割
昭和26年4月1日	水道料金改定
昭和32年6月1日	平均改定率13.0% 工業用を原水と浄水に分割
昭和35年4月1日	平均改定率18.8% 量水器設備設置までの定額栓廃止
昭和38年4月1日	平均改定率43.0% 工業用(原水)を廃止
昭和39年2月1日	水道料金改定 船舶給水用(運搬給水)のみ料金改定
昭和41年4月1日	平均改定率39.1% 工業用の廃止, プール用及び夜間給水の新設
昭和46年10月1日	平均改定率40.3%
昭和49年10月1日	平均改定率65.8%
昭和52年2月1日	平均改定率25.3% 共用の廃止
昭和55年4月1日	平均改定率26.3% 船舶用の廃止
昭和59年4月1日	平均改定率34.9%
昭和63年4月1日	平均改定率19.8% 一般用の用途別料金体系から口径別料金体系に変更
平成元年4月1日	水道料金改定 消費税の導入(3%)
平成5年4月1日	平均改定率19.5%
平成9年4月1日	平均改定率14.2% 消費税率引上げ及び地方消費税導入を含む(3%→5%)
平成26年4月1日	水道料金改定 消費税率及び地方消費税の引上げ(5%→8%)
平成26年10月1日	平均改定率10.7% 基本水量制の廃止, 緩和料金の設定, 水量区画の変更
令和元年10月1日	水道料金改定 消費税率及び地方消費税の引上げ(8%→10%)
令和2年4月1日	平均改定率9.5%

(2) 分担金(水道)

改定年度と分担金の変遷

(単位:円, 消費税抜き)

区分	改定期			
	昭和45年4月1日	昭和49年10月1日	昭和55年4月1日	昭和59年4月1日
13mm	10,000	30,000	50,000	50,000
20mm	20,000	60,000	100,000	120,000
25mm	30,000	90,000	150,000	180,000
40mm	100,000	300,000	500,000	600,000
50mm	180,000	540,000	900,000	1,080,000
75mm	500,000	1,500,000	2,500,000	3,000,000
100mm	1,000,000	3,000,000	5,000,000	6,000,000
150mm	2,700,000	8,100,000	13,500,000	16,200,000
200mm以上	管理者が別に定める	管理者が別に定める	管理者が別に定める	管理者が別に定める

(3) 工業用水道料金

改定年度と工業用水道料金の変遷

(単位:円, 消費税抜き)

区分	改定期						
	昭和37年 4月1日	昭和38年 4月1日	昭和46年 10月1日	昭和49年 10月1日	昭和55年 4月1日	昭和59年 4月1日	平成元年 4月1日
基本料率	1m ³ につき 3円45銭	1m ³ につき 4円	1m ³ につき 4円95銭	1m ³ につき 8円50銭	1m ³ につき 11円10銭	1m ³ につき 13円80銭	1m ³ につき 13円80銭
特定料率	1m ³ につき 3円45銭	1m ³ につき 4円	1m ³ につき 4円95銭	1m ³ につき 8円50銭	1m ³ につき 11円10銭	1m ³ につき 13円80銭	-
超過料率	1m ³ につき 5円	1m ³ につき 6円	1m ³ につき 8円	1m ³ につき 15円	1m ³ につき 19円60銭	1m ³ につき 24円40銭	1m ³ につき 24円40銭
改定率	-	15.9%	23.8%	71.7%	30.6%	24.3%	-

(4) 下水道使用料

ア 改定年度と使用料の変遷

市の区域内

(単位:円, 消費税抜き)

		一般用									
改定年度		S58	S61	H元	H4	H7	H10	H14	H20	H26	R2
基本料金(1月につき)		220	320	450	600	700	810	875	975	1,070	1,180
従 量 料 金	1㎥を超え 8㎥まで	-	-	-	-	-	-	-	-	15	17
	8㎥を超え 10㎥まで	-	-	-	-	-	-	33	160		
	10㎥を超え 20㎥まで	35	45	65	90	105	120	140	160	200	219
	20㎥を超え 30㎥まで	40	50	70	100	120	145	171	200	220	241
	30㎥を超え 50㎥まで	50	60	80	110	130	160	189	235	260	285
	50㎥を超え 100㎥まで	55	65	85	120	145	180	213	255	290	318
	100㎥を超え 200㎥まで	65	75	95	130	155	190	224	270	310	340
	200㎥を超え 500㎥まで	70	80	100	140	170	210	248	280		
	500㎥を超え1,000㎥まで	80	90	110	155	190	235	277	290	330	361
1,000㎥を超える部分	90	100	120	165	200	245	288	300			

		一般公衆浴場用									
改定年度		S58	S61	H元	H4	H7	H10	H14	H20	H26	R2
基本料金(1月につき)		-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,180
料 従 金 量	1㎥につき	22	32	45	60	70	81	94	94	94	94

市の区域外

(単位:円, 消費税抜き)

		一般用									
改定年度		S58	S61	H元	H4	H7	H10	H14	H20	H26	R2
基本料金(1月につき)		330	480	680	900	1,050	1,210	1,313	1,462	1,605	1,770
従 量 料 金	1㎥を超え 8㎥まで	-	-	-	-	-	-	-	-	22	26
	8㎥を超え 10㎥まで	-	-	-	-	-	-	50	240		
	10㎥を超え 20㎥まで	55	70	100	135	160	180	210	240	300	329
	20㎥を超え 30㎥まで	60	75	105	150	180	220	257	300	330	362
	30㎥を超え 50㎥まで	75	90	120	165	195	240	284	352	390	428
	50㎥を超え 100㎥まで	85	100	130	180	220	270	320	382	435	477
	100㎥を超え 200㎥まで	100	115	145	195	235	285	336	405	465	510
	200㎥を超え 500㎥まで	110	125	155	210	255	315	372	420		
	500㎥を超え1,000㎥まで	120	135	165	230	285	350	416	435	495	542
1,000㎥を超える部分	135	150	180	245	300	370	432	450			

イ 下水道使用料の改定推移

施行月日	内容	
昭和37年9月1日	下水道使用料の徴収制度開始(特別会計)	
昭和51年4月1日	下水道使用料改定	
昭和55年4月1日	下水道使用料改定	
昭和58年4月1日	下水道使用料改定	
昭和61年10月1日	下水道使用料改定	
平成元年4月1日	平均改定率33.5%	資本費算入率10% 企業会計へ移行, 消費税の導入(3%)
平成4年4月1日	平均改定率37.7%	資本費算入率15%
平成7年4月1日	平均改定率18.8%	資本費算入率23%
平成9年4月1日	下水道使用料改定	消費税率引上げ及び地方消費税導入(3%→5%)
平成10年4月1日	平均改定率18.9%	資本費算入率36%
平成13年4月1日	-	資本費算入率38%
平成14年10月1日	平均改定率16.5%	資本費算入率50%
平成20年10月1日	平均改定率18.0%	資本費算入率65%
平成26年4月1日	下水道使用料改定	消費税率及び地方消費税の引上げ(5%→8%)
平成26年10月1日	平均改定率9.8%	資本費算入率70% 基本水量制の廃止, 緩和料金の設定, 水量区画の変更
令和元年10月1日	下水道使用料改定	消費税率及び地方消費税の引上げ(8%→10%)
令和2年4月1日	平均改定率9.9%	資本費算入率75%

5 その他

(1) 維持管理区分

ア 給水装置の維持管理区分

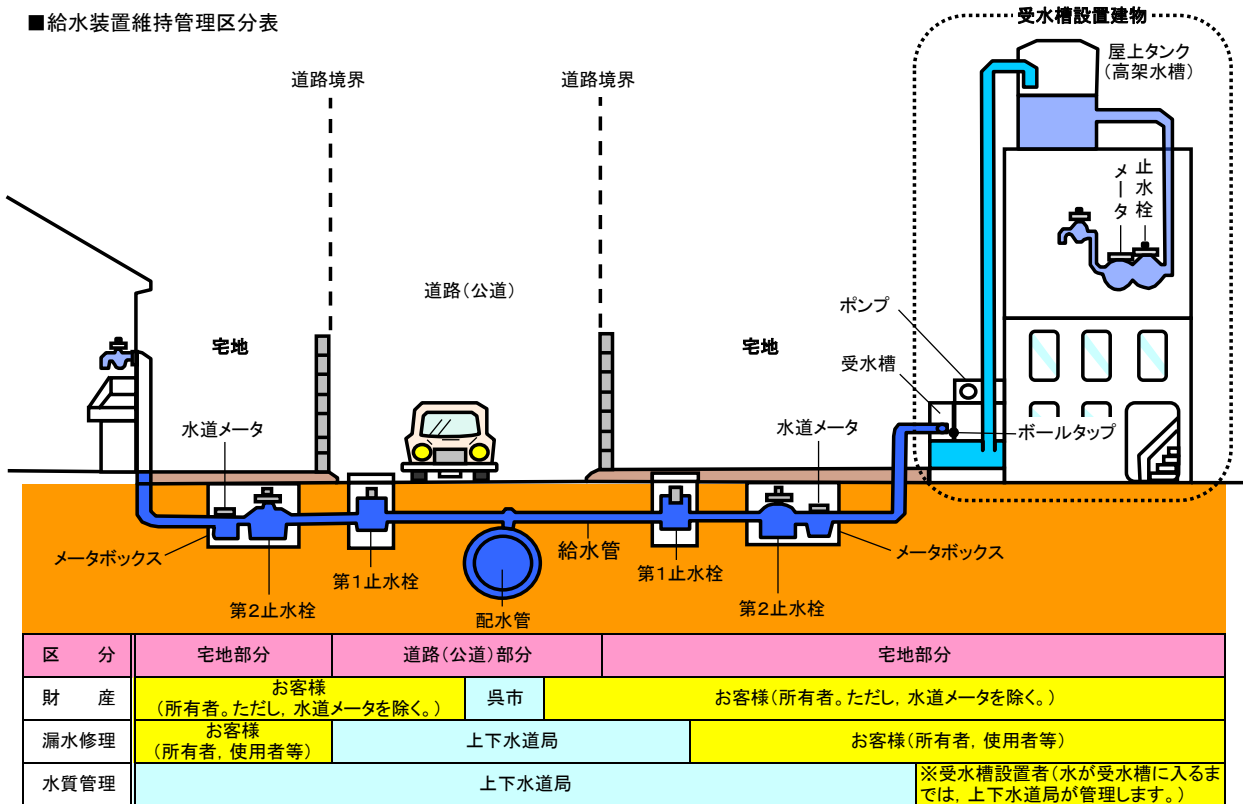
道路（公道）下を通っている配水管は、呉市の財産であるため、維持管理は上下水道局で行います。配水管から分岐して、各ご家庭に水を配る管のことを給水管といいます。この給水管と止水栓、メータボックス、じゃ口などの給水用具をまとめて「給水装置」と呼び、水道メータを除いた全てが、お客様（所有者）の財産となります。給水装置は、お客様（所有者）の維持管理区分となりますが、次の場合は、上下水道局で修理を行います。

- 1 道路（公道）下に設置してある給水装置の漏水
- 2 第一止水栓がお客様の宅地内に設置してある場合は、その止水栓までの漏水

上記以外の給水装置の修理は、水道メータを除いて、全てお客様の財産であるため、お客様自身のご負担で修理をお願いしております。

なお、漏水修理をする場合（簡単なじゃ口のパッキン交換など軽微なもの以外の修理）は、呉市指定給水装置工事事業者でなければ行うことができません。

■給水装置維持管理区分表

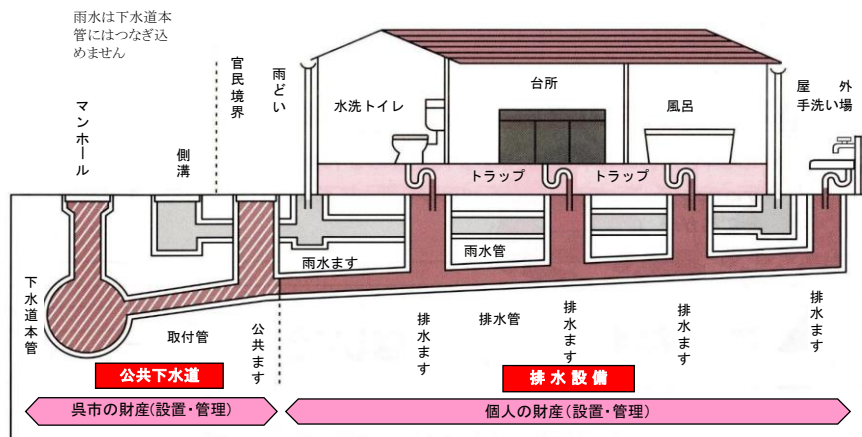


イ 下水道管渠の維持管理

公共下水道の処理区域内の小口径管渠については、管内調査を行い、定期的に清掃を実施しており、大口径管渠については、必要箇所ごとに随時しゅんせつを行っています。

また、公共ますの清掃・インパット補修、マンホールの嵩上げ・嵩下げ・蓋の取替え及び取付管の取替え等は、道路改良工事に併せて、又は市民からの通報等により、随時実施しています。

■排水設備維持管理区分表



- (注) 1 呉市の公共下水道は、一部の合流地区（中央地区平地部）を除き、雨水と汚水を別々に流す分流式という仕組みになっています。
- 2 公共ますは、図のように宅地内に設置する場合と、道路などに設置する場合があります。

(2) 上下水道財政のしくみ

ア 水道事業

水道事業は、地方公営企業法の定めにより、公営企業会計で経営を行っています。
経営に要する費用は、原則として税金は使われず、お客様からの水道料金によって賄われ、「独立採算制」で運営しています。

★ 財源内訳

収益的収入

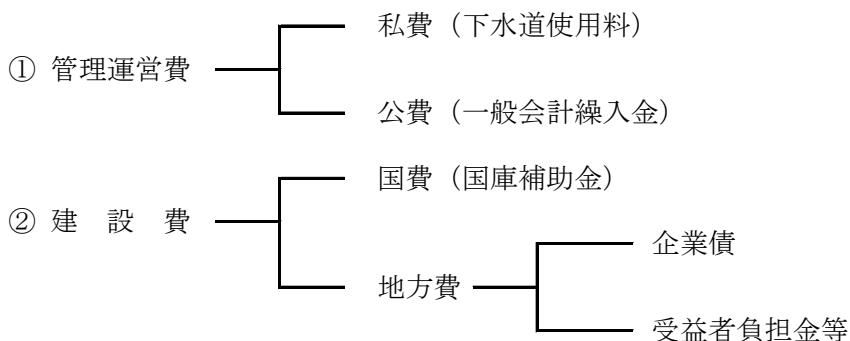
水道料金 (約90%)	その他 (約10%)
----------------	---------------

*その他(県施設の管理受託料, 分担金その他)

イ 下水道事業

下水道事業は、公営企業会計で行うかどうかは、事業体の任意とされていますが、呉市では昭和63年4月1日から地方公営企業法の財務規定を適用し、企業会計で経営を行っています(地方公営企業法の一部適用)。また、上下水道の組織統合に伴い、平成25年4月1日から、地方公営企業法の規定を全部適用しています。

下水道事業の管理運営費及び建設費の財源の主なものは、次のとおりです。



★ 財源内訳

① 管理運営費

～公費・私費(使用料)負担区分～

(令和4年3月31日現在)

費用区分	汚水分		雨水分
維持管理費	私費100%		公費100%
資本費(減価償却費, 支払利息)	私費 75%	公費25%	

(注) の部分は、汚水処理費のうち使用料算入範囲を示す。

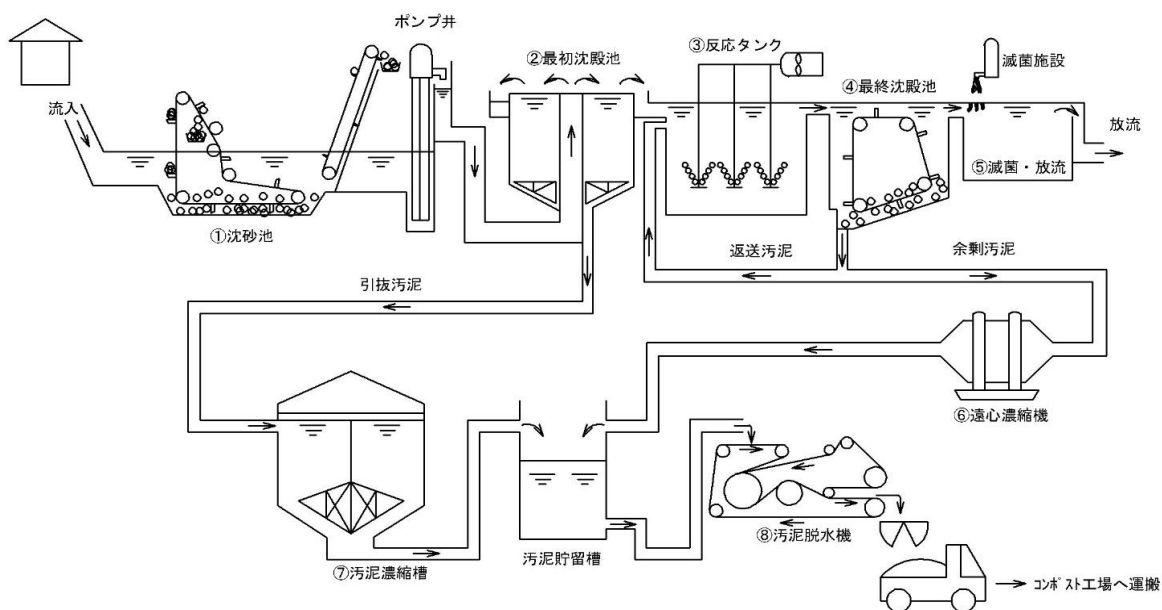
② 建設費

(令和4年3月31日現在)

区分			国費(交付金)	地方費	
				企業債	受益者負担金等
公共下水道	管渠等	補助事業	1/2	1/2	
		単独事業	—	10/10	
	終末処理施設	補助事業	1/2	1/2	
		単独事業	—	10/10	

(注) 平成18年度から下水道事業債の充当率が100%となったため、地方費のうち受益者負担金等の特定財源を除いた額について、企業債を充当する。

(3) 下水処理フロー



- ① 沈砂池 : 浄化センターに入ってきた下水中の砂や、大きなごみを取り除きます。
- ② 最初沈殿池 : 下水をゆっくり流し、沈砂池で取り除けなかった比較的沈殿しやすい砂やごみを取り除きます。
- ③ 反応タンク : 下水と微生物（活性汚泥）と微生物の活動に必要な空気（酸素）を混ぜ合わせると、微生物が下水中の汚れを食べて水はきれいになります。また、食べることにより、微生物は増殖し、大きな塊になります。
- ④ 最終沈殿池 : 反応タンクでできた微生物の塊を沈殿させ、きれいな上澄みだけを滅菌池へ送ります。
- ⑤ 滅菌池・放流 : 最終沈殿池から送られてきた水は、次亜塩素酸ナトリウムなどで消毒した後、海へ流します。
- ⑥ 遠心濃縮機 : 余剰汚泥を、遠心力を使って濃縮する装置です。
- ⑦ 汚泥濃縮槽 : 最初沈殿池からの引抜汚泥を沈殿させ、濃縮して脱水しやすくします。
- ⑧ 汚泥脱水機 : 汚泥中の水分を取り除き、固形物を脱水ケーキとして取り出します。

令和3年度 事業概要

(水道/工業用水道/下水道/集落排水)

発行年月:令和4年9月

発行 呉市上下水道局 経営総務部 経営企画課

〒737-0051 広島県呉市中央6丁目2番9号

TEL(0823)26-1604 FAX(0823)26-1656

電子メール:suikeiki@city.kure.lg.jp